

令和 7 年 第 2 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 1 6 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（10 日間）	3
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	3
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について	5
○提案理由説明（加藤市長）	5
○質疑（山崎真由美議員）	5
○原案可決	6
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市都市公園条例の一部改正について	7
○提案理由説明（加藤市長）	7
○総務産業常任委員会付託	7
1. 日程第 6. 議案第 3 号 工事請負契約の締結について	7
○提案理由説明（加藤市長）	7
○原案可決	7
1. 日程第 7. 議案第 4 号 工事請負契約の締結について	7
○提案理由説明（加藤市長）	7
○原案可決	8
1. 日程第 8. 議案第 5 号 財産の取得について	8
○提案理由説明（加藤市長）	8
○原案可決	8
1. 日程第 9. 議案第 6 号 財産の取得について	8
○提案理由説明（加藤市長）	9
○原案可決	9
1. 日程第 10. 議案第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 11 号））	9
○提案理由説明（加藤市長）	9

○承認	1 0
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））	1 0
○提案理由説明（加藤市長）	1 0
○承認	1 0
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））	1 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 1
○承認	1 1
1. 日程第 1 3. 議案第 1 0 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 5 号））	1 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 1
○承認	1 2
1. 日程第 1 4. 議案第 1 1 号 令和 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 1 5. 報告第 1 号 令和 6 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○報告済	1 3
1. 日程第 1 6. 報告第 2 号 令和 6 年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○報告済	1 3
1. 日程第 1 7. 報告第 3 号 債権放棄の状況報告について	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○報告済	1 3
1. 日程第 1 8. 報告第 4 号 公害の現況に関する報告について	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○報告済	1 4
1. 日程第 1 9. 報告第 5 号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○報告済	1 4
1. 日程第 2 0. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○適任と認める	1 5
1. 休会の決定	1 5
1. 散会宣告	1 5

第 2 号（6 月 2 3 日）

1. 議事日程	1 7
1. 本日の会議に付した事件	1 7
1. 出席議員	1 7
1. 欠席議員	1 7
1. 事務局出席職員	1 7
1. 説明員	1 7
1. 開議宣告	1 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 8
○質問（東川孝義議員）	1 8
○質問（遠藤隆男議員）	2 8
1. 休憩宣告	4 0
1. 再開宣告	4 0
○質問（今村芳彦議員）	4 0
○質問（倉澤 宏議員）	5 1
1. 散会宣告	6 1

第 3 号（6 月 2 4 日）

1. 議事日程	6 3
1. 本日の会議に付した事件	6 3
1. 出席議員	6 3
1. 欠席議員	6 3
1. 事務局出席職員	6 3
1. 説明員	6 3
1. 開議宣告	6 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 4
1. 日程第 2. 一般質問	6 4
○質問（東 千春議員）	6 4
○質問（高橋伸典議員）	7 4
1. 休憩宣告	8 2
1. 再開宣告	8 2
1. 休憩宣告	8 3
1. 再開宣告	8 3
○質問（谷 聡議員）	8 3
○質問（山崎真由美議員）	9 3
1. 散会宣告	1 0 5

第 4 号（6 月 2 5 日）

1. 議事日程	1 0 7
1. 本日の会議に付した事件	1 0 7
1. 出席議員	1 0 8
1. 欠席議員	1 0 8
1. 事務局出席職員	1 0 8
1. 説明員	1 0 8
1. 開議宣告	1 0 9
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 9
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 9
○質問（中畠孝幸議員）	1 0 9
○質問（川村幸栄議員）	1 1 5
1. 休憩宣告	1 2 6
1. 再開宣告	1 2 6
1. 日程第 3. 議案第 1 2 号 指定管理者の指定の変更について（名寄市体育施設）	1 2 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 6
○原案可決	1 2 7
1. 日程第 4. 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について	
議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について	
議案第 1 5 号 工事請負契約の締結について	1 2 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 7
○原案可決	1 2 7
1. 日程第 5. 意見書案第 1 号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を 求める意見書	
意見書案第 2 号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書	
意見書案第 3 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	
意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書	
意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復 元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書	
意見書案第 6 号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求め る意見書	
意見書案第 7 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書	
意見書案第 8 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材 産業施策の充実・強化を求める意見書	1 2 7
○原案可決	1 2 8
1. 日程第 6. 報告第 6 号 例月出納検査報告について	1 2 8

○報告済	1 2 8
1. 日程第7. 名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任	1 2 8
○選任	1 2 8
1. 休憩宣告	1 2 8
1. 再開宣告	1 2 8
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 2 8
○決定	1 2 8
1. 日程第9. 委員の派遣について	1 2 8
○決定	1 2 8
1. 閉会宣告	1 2 9
1. 質問文書表	1 3 1
1. 議決結果表	1 3 4

令和7年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 令和7年6月16日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市都市公園条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について
日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について
日程第8 議案第5号 財産の取得について
日程第9 議案第6号 財産の取得について
日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市一般会計補正予算（第11号））
日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））
日程第14 議案第11号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
日程第15 報告第1号 令和6年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第16 報告第2号 令和6年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

- 日程第17 報告第3号 債権放棄の状況報告について
日程第18 報告第4号 公害の現況に関する報告について
日程第19 報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市都市公園条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について
日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について
日程第8 議案第5号 財産の取得について
日程第9 議案第6号 財産の取得について
日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市一般会計補正予算（第11号））
日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認について

- 認について（令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））
- 日程第14 議案第11号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 報告第1号 令和6年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第16 報告第2号 令和6年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第17 報告第3号 債権放棄の状況報告について
- 日程第18 報告第4号 公害の現況に関する報告について
- 日程第19 報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（15名）

- 議長 16番 山田典幸 議員
- 副議長 10番 倉澤宏 議員
- 1番 中嶋孝幸 議員
- 3番 山崎真由美 議員
- 4番 水間健詞 議員
- 5番 谷聡 議員
- 6番 今村芳彦 議員
- 7番 清水一夫 議員
- 8番 川村幸栄 議員
- 9番 佐藤靖 議員
- 11番 高野美枝子 議員
- 12番 高橋伸典 議員
- 13番 遠藤隆男 議員
- 14番 東川孝義 議員
- 15番 東千春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

- 事務局 長 渡辺博史
 書記 石橋恵美
 書記 及川洋人
 書記 川名桃代

1. 説明員

- 市長 加藤剛士 君
 副市長 橋本正道 君
 教育長 岸小夜子 君
 総務部長 木村睦 君
 総合政策部長 石橋毅 君
 市民部長 松田慎司 君
 健康福祉部長 馬場義人 君
 経済部長 山田裕治 君
 建設水道部長 東聡男 君
 教育部長 伊藤慈生 君
 市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君
 市立大学事務局長 水間剛 君
 こども・高齢者支援室長 倉澤富美子 君
 産業振興室長 櫻田孝臣 君
 上下水道室長 佐藤美香 君
 会計室長 山岸克利 君
 監査委員 岡川進 君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和7年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 高橋 伸典 議員

15番 東 千春 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月25日までの10日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月25日までの10日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和7年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を将来像に掲げ、平成29年3月に策定した「名寄市総合計画（第2次）」が令和8年度で最終年次を迎えます。

現在、実施計画事業の行政評価作業を行い、次期計画の策定に向けて、策定方針や策定手法、現

計画の評価及び分析方法などについて「名寄市総合計画審議会」の御意見もいただきながら進めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

現在、市内在住の外国人人材に向けて、交流を目的とした「にほんごひろば」と学習を中心とした「日本語教室」を開催し、多くの外国人の方に参加いただいています。

こうした取組を安定的に継続するため、このたび独立行政法人国際協力機構と「JICA海外協力隊グローバルプログラム（派遣後型）」を活用した連携協定を締結しました。このことにより、海外での日本語教育経験を持つ人材を獲得し、本市における日本語学習支援や国際交流の取組を進めてまいります。

また、本協定はJICAとして初の連携事業となり、自治体での協働地域振興事業のモデルケースとして期待されます。

次に、名寄IC拠点化構想について申し上げます。

本市における物流拠点化に向けた取組として、5月31日に名寄商工会議所との共催で「北・北海道物流拠点構想実現に向けた講演会」を開催しました。

国土交通省物流・自動車局の鶴田浩久局長を講師に招き、ドライバー不足など2024年問題による課題や物流の中継拠点の必要性などについて御講演いただきました。また、北見工業大学の高橋清教授をモデレーターとして迎え、中継輸送の実証実験に参加した運送事業者などによるパネルディスカッションを行いました。

講演会には、国会議員や周辺自治体の首長、関係省庁、運送事業者、荷主事業者など120人を超える多くの方に参加をいただきました。

次に、名寄東病院の移転・建替えの検討状況について申し上げます。

名寄東病院の在り方については、地域医療構想や医療ニーズを踏まえ、吉田病院北側の駐車場用

地への移転が可能か検討を進めてまいりました。

その結果、法制度上、医療資源の共用に制限があることや、検討用地に必要な延べ床面積の確保が困難であること、また、総事業費が62億円を超える見込みであることなど、複数の課題が明らかとなり、当該用地への移転は現実的ではないとの判断に至りました。

今後は、現有施設の活用を含めた別の視点での検討を行い、引き続き地域に必要な医療体制の確保に取り組んでまいります。

次に、米政策について申し上げます。

北海道が設定した令和7年産米の生産の目安は、農業者の生産意欲の向上、道産米の安定供給等を踏まえ、前年産を上回る水準となりました。

本市では令和7年産米の生産の目安について、昨年度より814トン増加し、うるち米1,702トン、もち米1万2,233トンとされ、作付面積に換算すると、うるち米288ヘクタール、もち米2,070ヘクタールとなりました。

次に、名寄中学校整備事業について申し上げます。

名寄中学校改築工事については、5月末現在の進捗率は約25パーセントで、これまでに建物の基礎工事、1階の躯体工事が完了しました。現在、2階の躯体工事を進めているところであり、令和8年8月からの供用開始を目指しています。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

長い歴史を誇る「なよろ憲法記念ハーフマラソン大会」は、本年度で73回を迎え、5月3日憲法記念日に開催し、920人のエントリーをいただきました。

会場ではキッチンカーを始め、マッサージコーナーを設けるなどランナーの満足度を上げる取り組みを行うことにより、昨年より多くのランナーに参加いただき、賑わい創出に貢献しました。

次に、ENRAYホール開館10周年記念事業について申し上げます。

市民文化センターENRAYホールは、平成

27年5月に開館してから、本年度で10周年を迎えました。

開館10周年記念事業については、3月20日の人気音楽ユニット「水曜日のカンパネラ」のライブを皮切りに、4月13日には「NHKのどじまん」の公開放送、5月4日にはリーディングドラマ「ふしぎ駄菓子屋銭天堂」の公演が開催され、市民の皆様をはじめ多くの方に御来場いただきました。

「NHKのどじまん」については、平成12年5月以来、25年振り3回目の開催となり、出場申込は400件、観覧申込は1,000件を超えました。200組が参加できた予選会や、本戦に選ばれた20組が出場した当日は、市民の皆様が自慢の歌声を披露するなど、本市を広くPRする機会となりました。

次に、SL排雪列車キマロキ展示保存50周年記念事業「キマロキまつり」について申し上げます。

北国博物館正面に野外展示されているSL排雪列車キマロキは、昭和51年に旧日本国有鉄道から本市が無償貸与を受け、展示保存を開始してから、本年度で50年の節目を迎えます。

4月18日に名寄SL排雪列車キマロキ保存会総会が開催され、「キマロキまつり」については、7月19日から21日の日程で、もちまきや鉄道模型の走行展示、ミニSL蒸気機関車の乗車体験、キマロキフォトコンテスト、キマロキ清掃体験、なよろ市立天文台の「星まつり」とのタイアップ企画などを実施することとしました。

最後に、軽自動車税の課税誤りについて申し上げます。

フォークリフトについて、車両型式や性能などから償却資産として判定すべきところを、小型特殊自動車として軽自動車税を賦課していた、錯誤による課税誤りがございました。

本件につきましては、地方税法の規定により過誤納となることから、納税者の不利益を救済するために、過大徴収となっていた令和3年度から令

和6年度までの4年間分の軽自動車税128台分、合わせて286万4,100円を返還するとともに、令和7年度以降を課税対象外に賦課更正したことを御報告申し上げます。

該当する皆様には、多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、市民の皆様の信頼を損ねる形となりましたことに重ねてお詫び申し上げます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度から科目等高校履修生及び高校聴講生を受け入れるに当たり、高等学校在籍者の負担軽減を図り、併せて保護者から要望のあった在学生の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 確認の意味も含めまして質疑させていただきます。

今回の提案ですが、令和7年度がもうスタートしていますことから、なぜこの時期の提案ということになったのかについて、その理由について、先ほど提案の趣旨、改正の趣旨ということで御説明いただきましたけれども、もう少し詳しく御説

明いただきたいと思います。

それから、令和7年度がもうスタートしております、条文の改正につきましては4月末を5月末、10月末を11月末ということではありますが、5月末ということですので、もう既に6月に入っておりますので、過ぎていくということになります。附則のところに令和7年4月1日から適用ということが書かれておりますので、これは遡って適用ということの認識でいいのかどうかについて確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今御質問がありました件なのですけれども、まず科目等高校履修生の部分につきましては、今年度から新たに新名寄高校ができたということで、高校生に大学の授業を実際に受けていただいて、大学教育というものを体験というか、そういったことしていただきたいということで、新たに組み込むことになりました制度でございます。一昨年度から高校のほうにはお話ししていたのですけれども、なかなか学生の希望状況がちょっと、学生もイメージがつかめなかったのかもしれないけれども、なかなか希望者が見えない中で、今回1名の学生が実際に受けたいということでありました。今回科目等高校履修生につきましては、通常の科目等履修生につきましては大学のほうで入学の手續と検定ということで検定料と入学を徴収しているわけなのですけれども、科目等高校履修生につきましては高校のほうから一定の推薦をいただいて、うちの科目等履修生として推薦いただくということで、検定と入学料の部分については減免ということでさせていただきたいということと、聴講につきましては高校との連携協定の一環でもありますので、通常は1単位当たり1万4,800円ということなのですけれども、通常座学の部分について2単位ということですので、2万9,600円ということなのですけれども、半額減免とい

うことで、通常の2単位の部分につきまして1万4,800円で半額の減免で、当該大学の科目等高校履修生として受け入れることができるということでちょっと整理をさせていただいたところで

す。

授業料の納付の部分につきましては、今年度御承知のように日本学生支援機構の給付型奨学金の部分で多子世帯の部分新たに追加になりまして、今までも多子世帯の部分については給付型の奨学金の全額部分の4分の1ということと授業料減免についても4分の1ということだったのですが、新たに拡充されまして、多子世帯の部分については給付型の奨学金はもらえないのですが、大学の授業料が全額減免になるということで、そちらの部分については保護者等の所得制限がないので、新たに追加されたということで、そちらの部分が今年度新たに適用になったということと、今まで他の大学を見ましても、学生支援機構の授業料の減免については4月に入学したときに手続をして減免をするわけなのですが、今回の多子世帯の授業料減免については、本学では大体100名以上の学生が申請しているということもありますのと、他大学を見ましても大体授業料の納付期限を5月末にしているということもありまして、4月末で授業料の納付金を納めると保護者の方も忙しいですし、うちの部分としても、学生支援機構の部分については基本的には6月末までの申請ということなのですが、うちとしては1か月延ばして5月までの納付期限ということで、少し若干申請の期限も持たせたほうが、保護者の要望もあったということで、今回条例の提案させていただいたところであります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 丁寧にご説明いただきましたので、理解しますが、名寄市立大学として運用に支障ないということでの今回の提案であったと承知しておりますので、最後にそのこ

と、支障がないということで認識をさせていただいていいかどうかだけでもう一度お願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 特に多子世帯の授業料減免については、ニュース等でも報道されたように、大きな大学でしたら保護者の方にうまく情報が伝わらなかったということで、いろいろ混乱のニュースがあったと思います。本学につきましては、入学者も含めて約760人程度の学生ですので、学生一人一人にメール等で周知させていただいているとともに、柔軟に、学生もメールで通知されて、理解はしている部分はあるのですが、ちょっと手続が遅れたとか、そういった部分もあるのですが、本学としてはあくまでも、期限は定めておりますけれども、柔軟に学生がそういった減免が受けられないことがないように特に何回も何回も説明会を開いたりとか、メールの周知とか、あと大体情報の部分のうちつかんでいますので、そちらのほうからの、学生からの連絡が、申請がなかった場合には再度こういったことがあるのではないですかということでも連絡もさせていただいて、そういった対象となる学生が授業料の減免が受けられなくなるように事務局としてはサポートさせていただきながら運用させていただいております。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号
名寄市都市公園条例の一部改正についてを議題
といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市都市
公園条例の一部改正について、提案の理由を申し
上げます。

森の休暇村の利用料金について、近年の人件費
や物価上昇等の影響により道内同等施設の利用料
金よりも低い水準となっていることから、道内同
等施設との平準化を図るため、本条例の一部を改
正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。
議案第2号は、総務産業常任委員会に付託いた
します。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号
工事請負契約の締結についてを議題といたしま
す。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 工事請負契
約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市が設置及び管理をしている街路
灯をLED照明に取り替える工事で、令和5年よ
り3か年計画で実施しているところでございます。
令和5年より2か年で636本、712灯をLE

D照明に取り替え、本年は381本、412灯を
LED照明に取り替えまして、環境に配慮した安
全、安心なまちづくりを実施するとともに、街路
灯の電気料金の負担軽減を図ろうとするものでご
ざいます。本事業は、公募型プロポーザル方式に
よりまして受託候補者を特定をし、本年5月30
日に見積りを徴取した結果、株式会社東洋社が1
億6,460万円で決定をし、これに消費税及び
地方消費税1,646万円を加え、1億8,10
6万円で契約を締結しようとするものでございま
す。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、
議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号
工事請負契約の締結についてを議題といたしま
す。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 工事請負契

約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在整備を進めている名寄中学校の校舎建て替えに伴い、グラウンドの再整備と新校舎周辺の整備を行うものでございます。

本年6月3日に一般競争入札を執行した名寄中学校整備事業（外構工事）の工事請負契約を締結しようとするものであり、5者による入札の結果、五十嵐・北建・SACOM特定建設工事共同企業体が2億3,000万円を落札をし、これに消費税及び地方消費税2,300万円を加え、2億5,300万円を契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 財産の取得

について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄ピヤシリスキー場のゲレンデ整備で使用している平成22年度に取得をした圧雪車について導入から15年が経過をし、経年劣化により故障が頻発をし、ゲレンデ整備に支障を来していることから、新たな圧雪車を取得しようとするものでございます。

取得しようとする車両は、ドイツのケースボーラー社製ピステンブーリー400Vの圧雪車1台及び附属一式であり、本年5月8日に物品等審議委員会により機種を選定し、見積合わせの結果、スノーシステムズ株式会社に決定をいたしました。取得価格は5,820万円で、これに消費税及び地方消費税582万円を加え、6,402万円で随意契約により購入しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めますのであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号

財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成8年に取得をした除雪ドーザーが老朽化していることから、新規購入をし、除雪体制の強化を図ろうとするものであります。本年5月28日に3者により指名競争入札を執行した結果、北海道川崎建機株式会社名寄支店が2,840万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税284万円を加え、3,124万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和6年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でございます。歳入歳出それぞれ2,317万8,000円を減額をし、予算総額を252億65万円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費、1項8目企画振興費におきまして基金積立金1億6,757万8,000円の追加は、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金を寄附者の意向に沿って活用するため、それぞれ地域振興基金に1億5,446万1,000円、企業版ふるさと納税基金に1,311万7,000円を積み立てたものでございます。

6款農林業費におきまして森林整備等振興事業費2,201万4,000円の追加は、森林環境譲与税を今後の事業に活用するために積み立てたものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費4,224万9,000円の減額は、事業費の確定に伴い除排雪業務委託料を減額したものでございます。

このほか、各款におきまして見込まれる事業の不用額を減額したものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款市税4,427万2,000円の追加は、徴収状況を勘案し予算を追加したものでございます。

12款地方交付税5億1,851万9,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加したものでございます。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない物価高騰重点支援給付金（追加支援分）給付事業費を追加したものでございます。

第3表、債務負担行為補正につきましては、草地畜産基盤整備業務委託料1件を追加し、ピヤシリシェンツェ敷地借上料1件の限度額を変更した

ものでございます。

第4表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか計24事業につきまして限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和6年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でございます。保険事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、予算総額を26億3,965万8,000円にしたものであり、直診勘定にお

きましては予算総額の変更を伴わない歳出予算の調整を行ったものでございます。

補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。事業費確定に伴い1款総務費におきまして3万3,000円を、4款保健事業費におきまして1万4,000円を追加したものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款国民健康保険税におきまして決算見込みから322万2,000円を追加、2款道支出金におきまして保険給付費等交付金の確定に伴い98万7,000円を減額したものであります。

次に、直診勘定では、3款施設整備費におきまして洗濯機故障による新規購入費として3万3,000円を追加し、1款総務費、一般管理事業費におきまして同額を減額をし、歳出予算の調整を行いました。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算に係る専決処分でございまして、歳入歳出をそれぞれ24万9,000円追加をし、予算総額を5億908万3,000円にしたものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費、後期高齢者医療事務費におきまして健康診査業務委託料の確定に伴い24万9,000円を追加したものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の確定に伴い3款諸収入におきまして後期高齢者医療広域連合受託事業収入を7万円、2款繰入金におきまして一般会計繰入金に17万9,000円を追加し、収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でございまして、歳入歳出それぞれ1,558万9,000円減額をし、予算総額を18億985万5,000円にしたものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして基金積立金809万4,000円の追加は、いただいた寄附金を後年度の事業に活用するため、寄附者の意向に沿った基金へ積み立てたものでございます。

このほか1款教育費において見込まれる各事業の不用額を減額したものであります。

次に、歳入について申し上げます。6款繰入金におきまして各事業費の確定に伴い一般会計繰入金、基金繰入金を減額をし、収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第11号 令和7年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和7年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ7,239万8,000円を追加をし、予算総額を289億3,217万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして基金積立金200万の追加は、いただいた寄附金を寄附者の意向に基づき地域振興基金に積み立てようとするものでございます。

同じく2款、市税還付事業費300万円の追加は、フォークリフトに係る課税区分誤りが判明をしたことから、令和3年度から令和6年度において本税を納めていただいた方に対して還付をしようとするものでございます。

3款民生費におきまして定額減税補填給付金（不足額給付）給付事業費6,600万円の追加は、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で不足が生じた方及び個別の給付要件に該当す

方に対する給付金と給付に係る事業費を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加に伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 報告第1号 令和6年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号、令和6年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和6年度に完了しない議会運営事業費ほか計6事業を翌年度に繰越しするためのものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第16 報告第2号 令和6年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和6年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、資本的支出の建設改良費でエックス線防火戸の更新に当たり年度内の完成が困難なため、予算の繰越しを行ったものでございます。

令和6年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰越したものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第17 報告第3号 債権放棄の状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 債権放棄の状況報告について申し上げます。

本件は、名寄市債権管理条例第18条の規定に基づき令和6年度において放棄をした教育委員会、病院事業及び水道事業に係る債権の放棄について報告するものでございます。

まず、教育委員会におきましては破産の理由により回収見込みのない育英奨学金について5件、23万6,000円を放棄したものでございます。

次に、病院事業におきましては患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費について28件、81万4,539円を放棄したものであります。

次に、水道事業におきましては破産及び消滅時効の理由により回収見込みのない水道料金について71件、16万9,840円を放棄したものでございます。

以上、名寄市債権管理条例第19条の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 報告第4号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

令和6年度につきましては、関係機関の御理解、御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

初めに、大気汚染に関しましては、炭化センターにおいてダイオキシン調査を年2回実施されて

おり、排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁に関しましては、名寄川の水質調査を実施いたしました。環境基準値を超える項目はございませんでした。また、ゴルフ場の農薬使用につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、指導指針値以下であることを確認しております。

次に、騒音、振動、悪臭についてですが、公害となる苦情等はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第4次名寄市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき各種取組を進めております。また、今年3月には名寄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定をし、市民、事業者、行政が一丸となつての具体的な取組と行動指針を計画で示したところでございます。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細な内容につきましては、さきにお届けをしてございます公害の現状と対策を御高覧いただければと思います。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

令和6年度第53期の経営状況につきましては、5月29日の株主総会で報告を受けたところであります。公社の第53期の決算内容につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりでございます。営業損益では1,203万1,613円の利益、経常損益では1,414万160円の利益となりました。これに特別利益907万6,761円を加え、特別損失565万4,138円を差し引いた税引き前当期純利益は1,756万2,783円で、最終的な税引き後当期純利益といたしましては1,473万4,083円の黒字決算となりました。

令和7年度につきましても令和元年11月に策定をした経営改善計画の着実な実行を引き続き指導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で報告第5号の報告を終わります。

報告第5号については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（山田典幸議員） 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、令和7年9月30日付で村上勝浩氏及び田邊俊昭氏が任期満了となります。

本件は、村上氏を再度候補者として推薦、田邊氏は退任をされることから、後任者として五十嵐千絵氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

署名議員 高橋伸典

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 東千春

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月17日から6月22日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月17日から6月22日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時54分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

令和7年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和7年6月23日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長 16番 山田典幸 議員
副議長 10番 倉澤宏 議員
1番 中嶋孝幸 議員
3番 山崎真由美 議員
4番 水間健詞 議員
5番 谷聡 議員
6番 今村芳彦 議員
7番 清水一夫 議員
8番 川村幸栄 議員
9番 佐藤靖 議員
11番 高野美枝子 議員
12番 高橋伸典 議員
13番 遠藤隆男 議員
14番 東川孝義 議員
15番 東千春 議員

1. 説明員

市長 加藤剛士 君
副市長 橋本正道 君
教育長 岸小夜子 君
総務部長 木村睦 君
総合政策部長 石橋毅 君
市民部長 松田慎司 君
健康福祉部長 馬場義人 君
経済部長 山田裕治 君
建設水道部長 東聡男 君
教育部長 伊藤慈生 君
市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君
市立大学事務局長 水間剛 君
こども・高齢者支援室長 倉澤富美子 君
産業振興室長 櫻田孝臣 君
上下水道室長 佐藤美香 君
会計室長 山岸克利 君
監査委員 岡川進 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長 渡辺博史
書記 石橋恵美
書記 及川洋人
書記 川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 中 畠 孝 幸 議員

1 4 番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

令和6年度行政評価に基づく施策推進に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い大項目2点について順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、令和6年度行政評価に基づく施策推進に向けて伺います。小項目の1番目、地域連絡協議会等活動支援事業推進の考え方について。現在小学校区単位を基本とする地域連絡協議会が行う取組に対する支援が行われております。設立から15年が経過して、活発に活動している地区がある一方で、地区によっては活動が難しい面があり、加えて学校運営協議会や安心安全会議と重複する組織もあり、負担軽減も求められております。

そこで、令和6年度の目標値に対する実績と今後の具体的な取組に対する対応策について伺います。また、この活動は単位町内会活動が原点であると考えておりますが、名寄市全体の単位町内会の数とその中でしっかりと組織化され、具体的な活動を推進されている町内会の現状についても伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、企業立地促進事業推進

の考え方について。名寄市では、令和4年度に企業立地促進条例を改正し、市内製紙工場跡地において立地する際は補助率、限度額を盛り込んだ特例条例が制定されております。この制定の背景には、市内製紙工場稼働停止による経済的損失から早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図り、経済の発展を図っていくものと理解をしております。

そこで、令和4年の条例制定以降の利用実績と、この特例条例は令和9年3月までの期限とされておりますが、今後の取扱いを含めどのような考え方で推進されるのかお伺いいたします。

次に、小項目の3番目、冬季スポーツ拠点化事業推進の考え方について。冬季スポーツ拠点化事業は、名寄市の自然環境や競技施設など特徴ある様々な地域資源を活用、組み合わせ、冬季スポーツを通じて青少年教育、人材育成、市民の健康増進など地域経済の活性化及び関連するまちづくりの事業の実施に加えて、地域内で一貫した長期的なジュニア育成体制を構築することで、将来を見据えた名寄市全体のスポーツ振興を図る目的で推進をされているものと理解をしております。令和6年度も全国高等学校スキー大会、JOCジュニアオリンピックなど冬季スポーツ大会が実施されましたが、合宿等による交流人口拡大及び市内経済への波及効果についてお伺いをいたします。

また、今後の具体的な事業推進に向けては、新組織が中心となり、運営がなされると思えます。現在名寄市スポーツ協会、風連町スポーツ協会、Nスポーツコミッションの組織統合に向けた準備が進められております。統合後、冬季スポーツ拠点化事業をどのように進めていこうとされているのかお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、観光施策の推進対応について伺います。小項目の1番目、名寄市観光振興計画（第2次）計画期間における進捗経過について。名寄市観光振興計画（第2次）は、令和4年に策定され、計画時点では新型コロナウイルス

感染症の収束が見通せず、令和8年度までの5年間で進められております。コロナウイルス感染収束以降の訪日外客数、全国の推移ですが、令和3年度は24万6,000人であったのが令和5年度は2,500万人、令和6年度は3,600万人を突破して過去最高となり、令和7年4月単月では390万人を突破し、過去最高を更新したとの報告があります。また、一方で地域によってはオーバーツーリズムにより地域社会や環境に悪影響を及ぼす現象も発生しております。しかし、当市においては、その恩恵を受けているとは言い難い状況にあります。

そこで、観光施策の重点項目である原生の自然を最大限に活用したアウトドアの観光、スポーツツーリズムの推進、観光振興に資する人材の育成の3点についての進捗経過についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、観光施策推進の課題と今後の方向性について。現在名寄市観光振興計画（第2次）が進められておりますが、第1次観光振興計画において様々な問題が見えてきており、その対応も併せて推進をされていると思います。

そこで、日本一の雪質、生産量日本一のモチ米など豊かな農産物がある一方で、観光客には旅行先として選択されにくい知名度の低さ、経済効果が期待できる観光客が滞在していただける取組、また滞在が特別な体験となるような付加価値を与える人材不足などの課題についてどのように対応され、今後どのような考え方で進められるのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、宿泊税の対応について。北海道では、昨年12月12日に宿泊税条例が可決され、宿泊税は法定外目的税であり、新設に当たり総務大臣の同意を得ることが必要であることから、条例公布後に総務大臣協議の手続が行われ、令和7年3月21日に総務大臣の同意が得られております。その後、道内の各市町村で導入に向けた条例案が可決されているところもあります。

しかし、宿泊税額の妥当性や具体的な用途も明確になっておらず、メリットは富裕層やそれを受け入れる宿泊業者に偏り、大半の一般客や中低価格帯の宿泊施設にとっての恩恵は小さいと思います。名寄市として宿泊税の対応はどのように進めていこうとされているのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。東川議員から大項目で2点御質問いただきました。大項目1の小項目1と3は私から、大項目1の小項目2と大項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、令和6年度行政評価に基づく施策推進に向けて、小項目1、地域連絡協議会等活動支援事業推進の考え方についてお答えいたします。地域連絡協議会につきましては、7つの小学校区単位を基本とし、地域の主体性を重視した組織として設立されました。その後、活発に活動している地区がある一方で、広い小学校区単位で協議会が構成されているため、地区によっては効果的に地域を活性化させる活動実施が難しい面や学校運営協議会など構成員が重複する類似組織の設立がされてきていることから、少子高齢化も相まって役員の担い手不足や負担増加により活動が難しい地区もあり、西小地域連絡協議会と南地区地域づくり協議会、北地区連絡協議会の3つの地域連絡協議会が解散となりました。このことから、市内全域で小学校区単位で等しく活動していくのではなく、活発な活動をしている地区についてはこれまで同様に活動を継続していただき、難しい地区については柔軟な活動の支援を実施するため、令和6年度から複数町内会の連携や町内会が各団体と連携して実施する事業に対しても支援できるよう、名寄市地域連携事業補助金制度を創設し、町内会活動の活性化を図ってまいりました。令和6年度の補助金活用の目標件数は14件でしたが、実績としては15件となっており、以前の

制度時の令和5年度実績と比べ3件増加となっております。大町区町内会においては、大学軽音楽サークルと、大橋区町内会においては大橋商工団地町内会との連携した取組を行うなど、以前の制度時には対象とならなかった事業に対しても補助金の活用ができるようになり、さらなる町内会活動の活性化に資する取組ができていると考えております。今後も広く町内会等に当制度を活用していただけるよう単位町内会長をもって構成される町内会連合会での様々な機会での周知するなど当補助金の趣旨や対象事業などの周知を図り、理解を深めていただけるよう引き続き努力してまいります。また、現在71の町内会があり、道路や公園などの清掃活動やパークゴルフ大会、子供みこしなどの親睦活動等、各町内会が主体となり、様々な活動を推進していただいているところであります。この活動の維持、推進をしていくための課題として、役員の担い手不足や少子高齢化などが挙げられます。また、加入率につきましても年々減少しており、最新値で69.9%となっておりますが、この加入率の低下についても課題の一つとして考えております。加入促進につきましては、当市総合政策部地域課題担当が事務局を担っている町内会連合会におきまして、加入のPRや加入方法の簡素化などについて議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、小項目3、冬季スポーツ拠点化事業推進の考え方についてお答えいたします。冬季スポーツ拠点化プロジェクトは、名寄市総合計画において重点プロジェクトとして位置づけられております。特に後期基本計画では、新規冬季スポーツ大会誘致数やスポーツ合宿、大会による経済効果など4つの成果指標を設定し、その進捗状況を定量的に把握しています。令和6年度の行政評価結果報告書では、本プロジェクトが持つ豊かな積雪環境と充実した冬季スポーツ施設を活用した特色ある取組が評価され、総合評価Aという高い評価を

受けました。このことから、本市にとって冬季スポーツを生かしたまちづくりはまちづくりの重要な柱の一つであると認識しています。成果指標の一つであるスポーツ合宿、大会開催に伴う令和6年度の経済効果は、前年度比99.4%の1億53万9,000円を見込んでおります。これは若干の減少ではありますが、安定した経済効果を創出しており、宿泊、飲食、物品購入など多岐にわたる分野で市内経済に波及効果をもたらしていることから、今後も積極的に推進してまいります。

次に、同プロジェクトに関わる事業の進め方についてであります。今月28日にスポーツ団体の組織統合が予定されており、新たな組織が設立されます。今後は、この新組織が各団体の事業を継承し、事業推進の中心的な役割を担っていくこととなります。本プロジェクトにおいても新組織と緊密に連携しながらさらなる発展を目指し、積極的に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） おはようございます。私からは大項目1、令和6年度行政評価に基づく施策推進に向けて、小項目2、企業立地促進事業推進の考え方について、大項目2、観光施策の推進対応についてお答えいたします。

初めに、小項目2、企業立地促進事業推進の考え方についてお答えいたします。名寄市企業立地促進条例は、さらなる企業の立地及び設備投資の促進により地域経済の活性化を図ることを目的として、令和4年度から助成対象業種の拡大等を行ってまいります。また、同年、王子マテリア株式会社名寄工場稼働停止による経済的損失から企業立地の促進及び地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため名寄市企業立地促進条例に定めるもののほか、特例条例を制定したところでございます。本条例及び特例条例における利用実績としましては、7件の交付決定または事業認定を受けており、うち2件が特例条例の制度を活用してございます。

この特例条例につきましては、令和8年度までの時限立法であり、令和9年3月31日限りその効力を失うこととなっております。以降の施策に関しましては、これまでの経過や状況を検証しつつ、関係機関及び中小企業振興審議会などの意見を伺いながら方向性を決定していきたいと考えてございます。

次に、大項目2、観光施策の推進対応について、小項目1、名寄市観光振興計画（第2次）計画期間における進捗経過についてお答えいたします。名寄市観光振興計画（第2次）は、令和4年3月に策定されたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない時期であったことから、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間としております。計画内容としましては、新型コロナウイルスの回復段階を見据えながら本市にふさわしい観光振興施策を11項目掲げ、そのうち原生の自然を最大限に活用したアウトドア観光の推進、スポーツツーリズムの推進、観光振興に資する人材の発掘、育成の3項目を重点項目としております。アウトドア観光の推進においては、なよろ観光まちづくり協会が中心となり展開されているカヌーやスノーモービル、民間事業者によるフライフィッシングなど各種事業が展開されております。また、人材の育成とも併せ、これらの取組にこれまで4人の地域おこし協力隊を任命し、研修を行っており、昨年度には地域おこし協力隊の企画立案により北海道観光振興機構の補助金を活用し、市民も参加できるアウトドアフェスティバルがふうれん望湖台にて開催されたところでございます。同隊員は、今年3月に卒業後カヌー、スノーモービルなどを中軸としたアウトドアガイドとして起業するに至っております。スポーツツーリズムの推進においては、ウインタースポーツ振興として、ピヤシリスキー場ではスマートゲートの設置によるサービス向上、ツリーランコースや未圧雪コースの設置による魅力度向上などの取組によりインバウンドも含めて利用者が増

加しており、令和6年度シーズンでは実人数で前年対比3,000人以上の増加となっております。また、Nスポーツコミッションが中心となって行っているスポーツ大会、合宿の誘致においても新たにインターハイが開催されるなどスポーツを通じた交流人口の拡大が図られ、令和5年、6年度の合宿人数もコロナ禍前とほぼ同数の8,000人を超える実績となっております。さらには、なよろ観光まちづくり協会が中心となり展開されているサイクルツーリズムにおいても、旭川市から稚内市を結ぶサイクルルートを国の認定を受けるべく広域な事業が行われているなど、観光振興計画に基づいた各種事業が展開されております。

次に、小項目2、観光施策推進の課題と今後の方向性についてお答えいたします。新型コロナウイルスの収束を踏まえ、本市における観光入り込み客も回復、増加しつつあり、特にピヤシリスキー場を中心としたウインタースポーツの入り込みがインバウンドを含め増加しております。しかしながら、その多くが宿泊を伴っておらず、スキー場で行われたインバウンド向けアンケートでは9割以上が市内以外での宿泊となっており、またそのほとんどが旭川市での宿泊という回答でございました。このアンケートにあるとおり、宿泊を伴わない一時的滞在型、または通過型が多く、これまでの課題同様に観光入り込み数が地域の経済効果に直接つながらない状況となっております。観光が産業として地域経済を活性化させていくためには、滞在型観光客を増やしていくことが必須でございますが、そのためには特別な体験など本市での滞在に付加価値を与えていく必要があります。その一つが本市の地域資源であります原生の自然を活用したアウトドア観光やスポーツツーリズムの構築であり、地域おこし協力隊制度を活用し、そのガイドの育成を実施しているところであります。また、地域経済を活性化させていくためには、これらの体験観光コンテンツと飲食、宿泊業者を中心とした市内事業所との連携が必要不可

欠であり、これらを一つの観光パッケージ商品として構築していく必要があります。なよろ観光まちづくり協会では、本年度の計画として地域限定旅行業取扱資格を取得として、各種ツアーを販売していく計画となっており、引き続き観光協会と連携し、ガイドの育成、観光パッケージ商品を構築、販売により地域経済の活性化を目指してまいります。

次に、小項目3、宿泊税の対応についてお答えいたします。北海道の宿泊税については、令和6年12月に法定外目的税である北海道宿泊税条例を制定し、早ければ令和8年4月からの導入開始に向けて説明会などの取組が進められております。道内では、道とおよそ20の市町村で導入の準備、検討が進められており、総務省はこのうち5つの市について導入に同意したと発表されております。この上川管内におきましても旭川市、富良野市、美瑛町といった市町村で導入に向けた準備を進められているところでございます。北海道の宿泊税につきましては、宿泊料に応じて1泊100円から500円の税率となっており、修学旅行などの学校行事については非課税としております。北海道宿泊税の用途につきましては、観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化を3つの方向性と示しており、具体的な内容につきましては地域の実情、課題や関係者からの意見などを踏まえ、新税を充当する原則的なルールと照らし合わせ、道において施策を検討することとしております。このような状況から、本市の宿泊者がビジネス客や合宿、スポーツ大会での学生が多いなどの特色も踏まえ、北海道の今後の方向性を注視し、他市町村とも情報共有しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は、以上とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問させていただきたい

というふうに思います。

令和6年度行政評価結果に基づく施策推進ということで、3点お伺いをさせていただきました。今までどちらかというと行政評価についてはC、Dを中心にして質問させていただいたのですが、今回改めてA評価という部分で今後の進め方についてということで確認をさせていただいたところです。1点目の地域連絡協議会等活動支援事業推進の考え方ということで御答弁をいただきました。地域連絡協議会設立から15年が経過して、設立当初は名寄地区が5、智恵文地区が1、風連地区が1と7つの協議会があったのですが、先ほど答弁では西小、南地区、北地区が解散をして、今4地区の協議会というふうなことで御答弁をいただきました。令和6年度、目標14件に対して実績が15件ということで御答弁もいただいたところです。先ほど答弁いただいた7協議会が4協議会というふうなことなのですが、設立からそれぞれ協議会、単位町内会をベースとしながら進めてはこられていると思うのですが、この協議会の活動というのは町内会活動、これを原点とはしながらもやっぱり幅が広がることを目的として進められてきたというふうに思います。この地域連携事業補助金の申請内容、先ほどもちょっと答弁でありました町内会単位で、協議会が減ったということもあって、町内会がいろんなところと、大町区が大学とというふうなことのお話もございましたけれども、要するに町内会活動の活性化を図るという目的の中で、もともと協議会ではこういう活動なのだけでも、ではお隣の町内会、あるいはいろんな団体とという部分でどうもその辺が運用の仕方というのがしっかり浸透されていないのではないのかなというふうに思いますので、先ほど令和6年度15件ということで御報告をいただきましたけれども、改めてその内容、何点か具体的な事業内容、このように使われているという部分について御説明を求めたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 新たな枠組みでスタートしている地域連携事業補助金の実績のお話だと思います。6年度の実績の中から見ると、実はこの新しい枠組みの補助金を創設したことによっていわゆる拾えるようになったというか、対象になった事業というのが5本ございます。これが、全ての実績が令和6年度が15というふうにお話ししましたので、その15のうち5つがこの制度をつくったことによって支援が広がったという事業になってございます。そのうちの一つが答弁でもさせていただきました大学とした軽音楽サークルと連携した事業であったりとか、あといわゆる地域連絡協議会の枠組みよりも小さい枠組みの中での合同のラジオ体操だったりとか、それからパークゴルフ大会であったりとか、町内会の夏祭りであったりとかといったことが新たな枠組みで新たに拾えた事業内容というふうになってございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） やはり新しくつくった制度が運用されているというふうな、15本のうち5本が新しい制度で運用されて、しっかり伝わっている部分と伝わっていない部分、理解をされている部分、ちょっと温度差もあるのかなというふうに思います。それで、実際に今ラジオ体操であるとか大学、夏祭り、パークゴルフだとかというふうな形での御答弁をいただきましたけれども、地域連携事業補助金の申請、これ1事業に対して毎年度上限10万円に設定をされているというふうに理解をしております。この活動補助金は、運営費と活動費、この2つに内容が分かれているのかなというふうに思います。それで、交付対象経費、それから対象外経費、項目別に見ると分類をされているのですけれども、例えば食糧費に関して必要最低限の飲料水やお茶と茶菓子に要する経費、あと委託料では研修会や講演会開催などの運営を委託する場合というふうに申請用紙には書

かれていますのですけれども、なかなかこの中身ではどういうふうに具体的な選別をして申請をすればいいのか自分のところの町内会でもちょっと話をした。なかなかこれ出しづらいよねと。恐らく1回か2回経験されると、こういう分類ができるのかなというふうに思うのですけれども、できればそこにこういうふうな運用の仕方がありますよというふうなもの、恐らく相談に行けばお話ししていただけるのかなというふうに思うのですけれども、この辺の考え方について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） せっかくつくった制度ですので、我々としてもやっぱり活用していただきたいというのが本音でございまして、できる限り利便性の高い形で皆様方に使っていただくというのが目的でございます。今お話あったとおり、私も何度か実は地域課題担当の席のほうによく行くものですから、そこで御相談に来ていただいているケースも目にしたことございますので、ぜひお電話でも全然結構ですので、御相談いただければ、我々としても誠心誠意対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 分かりました。改めてその辺も自分のところの、あるいは今お聞きになっているそれぞれの町内会の皆さんもぜひそのような形で少しでもやっぱりこの制度を運用していける形になっていければなというふうに思います。壇上でもお話をさせていただいたのですけれども、地域連絡協議会、今少なくともはなったといえ、新しい枠組みの中で運用されていると。基本的には単位町内会活動、これが原点だというふうに思います。町内会の加入率、先ほど69.9というふうな答弁をいただきました。これが多いか少ないかの議論はいたしませんけれども、名寄市のホームページで安心して暮らせる住みよいまちづく

りをつくるために町内会に加入しようということで、広報に毎月掲載がされております。それとは別に自分の町内会に新しく引っ越されたところに町内会の加入の依頼に行ったときに、世帯主のお名前はお聞きはできるのですけれども、家族構成等については遠慮させてくださいというふうな方が何名かいらっしゃいました。非常にそういう面では、そこまで深く踏み込んで町内会に加入していただくというよりもまずは世帯主の方が入っていただければ、それに併せてお子さんとかいればいろんな行事も参加をしていただけるのかなというふうに思うのですけれども、今広報に掲載をされているQRコード、これで加入申込み開くと、そのこのところ、家族構成が2名以上の方はこの欄にということになると、そこ全部記入しなければならない状況になっているのです。ですから、本当に今個人情報保護法という形になればそれなのかもしれないのですけれども、まずは町内会に加入をしていただくというのが最優先なのかなというふうに思いますので、その辺の法務の関係の今後の対応、それと実際に毎月こうやってQRコードを広報で掲載をされている。それを通じて町内会に加入をしていった方というのはどれぐらいいらっしゃるのか、この辺についての内容についてもお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、入会時の情報の在り方という部分でいうと、今御指摘いただいたとおり、入会時には全て名簿という形で記入いただくような形になってございますけれども、今お話を聞かせていただきまして、我々としても、いただいた情報というのはそれぞれの単位町内会のほうにお渡ししての手続になりますので、各単位町内会のほうでそういった形で情報としてはいいよという調整ができましたら、ぜひ簡素化に向けて我々も町内会連合会の中でしっかりと話をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、QRコードを使った入会ということ

ですけれども、ちょっと私のほうで確認をさせていただいたところ、ほぼ例年10件以上20件以内といった件数で推移をしているというのを私のほうでは確認させていただいております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今のQRコードの申請の仕方、それを検討していただくというのと、今年間大体10件以上20件以内というふうなことで、QRコードを通じて町内会、恐らくその部分はそれぞれの町内会でまた反映がされていくのかなというふうに。行政でこういうふうな形ですっきり市民の皆様に町内会に加入をしようというふうなことで案内を出していただいているのですけれども、以前にもお聞きをしたことがあるのですけれども、行政職員の方々へ町内会の加入についてどのような形で進められているのかちょっと改めてお伺いをしたいというふうに思います。実際自分の町内会、現役の方で一生懸命活動されて、旦那さんが役員会等に難しかったら奥さんが出席していただくとか、積極的に対応していただいている方もいらっしゃいますので、行政として市民に対してこういうふうなお誘いをしていて、では行政の職員に対してはどのような対応されているのか、ちょっと改めてその辺についてお伺いをします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 行政については、これ毎年のことになりますけれども、4月のタイミングで、新しく新採用職員も入るタイミングで、協働のまちづくりの推進ということで町内会というのは非常に大事な組織であるということのを改めて全職員に対しての掲示板、それから課長会議、それから部次長会議で総合政策部のほうから加入の促進ということで取組をさせていただいております。

それから、先ほど実績として申し上げたQRコードからの申込みなのですけれども、これは実際

中身を見るとほぼ7割程度が市の職員が使っているという内容になってございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 当然行政に勤めている職員の方、通常行政職員、それぞれ居住しているところに戻れば町内会の一員ということなので、いろんなことを、やっぱりそこに参画することによってある面では自分たちが行っている内容もその中で理解なり把握もできる部分もあるのかなというふうなことだと思いますので、ぜひ積極的な参加をお願いをしたいというふうに思います。

それで、町内会ということで加入に関してなのですが、先日ちょっと京都府左京区役所、町内会長さん必見であってよかったというふうな資料がちょっとありました。細かい内容はちょっと省略いたしますけれども、その前文に顔の見える関係づくりに向けて、誰もが住みやすいまちづくりにはたくさんの方々の地域参加が大切です。様々な活動を通して人と人とのつながりに大きな役割を果たしている町内会を応援するため、町内会の冊子にはメリットや未加入の方へ声をかける際のポイントをまとめた左京区の Mascot、ひーちゃんとさっきょんというのを使って、町内会のよさだとか町内会があることのメリット、あってよかった！町内会！の具体的な例が記載をされて、A4判で15枚ぐらいの冊子になっております。この冊子、左京区のホームページを見ることも可能なのですけれども、やはり今各町内会、非常に役員の高齢化だとか、あるいは成り手不足だとかいうふうに言われております。やっぱり先ほどもお話しさせていただいた地域連絡協議会の活動、これも原点は単位町内会だというふうに考えております。今後さらに少子高齢化だとか対応で求める部分というのは結構あるのですけれども、なかなかそれを義務と権利、どこまで主張するかという部分もあると思うのですけれども、やっぱり町内会に求められる部分というのは、多様

な世代のいろんな方々が生活をしている中では生活の見守りだとか、あるいは子供の安全、安心だとか、空き地の管理だとかいろんなことを各それぞれの単位町内会でやっているというふうに思います。先ほども新しい制度の運用に当たってはお問合せをいただければ御対応しますよというふうなお話もいただきましたので、やはり今後の活動にいろんな場を通じて専門的なアドバイスだとか支援、これを強くお願いをしておきたいというふうに思います。

2番目、企業立地促進事業、今まで7件で、令和6年度2件というふうなことでお話を伺いました。それで、この期限が令和9年3月31日までということで、今後については振興審議会の議論経過も含めて検討していきたいということだったので、今北・北海道物流拠点構想に向けた講演会等もこの間ありましたけれども、やはりこの場所は別としても、今後、ここに設置されるかどうかは別としても、工場跡地への企業誘致だとか、そういうのも想定がされるのではないかなというふうに思います。改めてこの振興審議会の経過を十分尊重するにしても、行政としてこの令和9年3月31日までの期限、これについてこのとおり進めていかれるのか改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 特例条例の延長の考え方ということでございますけれども、特例条例の制定以降これまで王子マテリアの工場跡地につきましては、再生可能エネルギー、物流・防災の拠点化、IoTデータセンターの3本柱ということを中心に跡地活用の意向がある事業者などを紹介してきたところであり、企業誘致に努めてきたところでもあります。工場跡地は22ヘクタールという広大な敷地面積でございまして、現時点で活用が決まっている事業が、先ほど御答弁させていただきましたけれども、2件というふうな状況でございましたので、今回の制度内容を含めた検

証は必要であると考えてございます。また、今後、先ほどもお話ありましたけれども、物流の拠点化に関しましてということで、今後高規格道路の開通を見据えて産業構造、それから経済構造の一部が変化していくことと予想されます。より効果的な企業誘致、立地を図っていくためにも本市を取り巻く経済状況の調査、それから分析、関係機関との情報交換や協議を行った上で、この特例条例のみならず企業立地促進条例も含めて今後の施策を検討していきたいと考えてございますので、御理解願います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今御答弁にもいただきましたけれども、当初の跡地での具体的な方針というのは3点あって、それに基づいて進められているということと併せて、やっぱり今5月31日に実施された北・北海道物流拠点構想に向けた講演会、サブテーマが生産空間の維持、発展に向けてというふうな、持続可能な物流の実現を目指して、国交省の鶴田局長のお話、2024年問題と物流拠点ということで、今名寄市で取り組んでいることというのは非常に具体性があるというふうな形の中でお話もいただいたのかなというふうに。その後のパネルディスカッション等もありましたけれども、2024年は物流の改革の元年だというふうなお話もその中であつたかというふうに思います。今ここに新たに企業立地に関してやはり今後の動向を注視をしていただいて、運用の考え方についても今後検討を加えていただきたいというお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

3点目、冬季スポーツ拠点化事業ということで、それぞれ今取り組んでいる事業について御説明をいただきました。4つの成果資料に基づいて進められていると、総合評価はAだというふうなこと、経済効果、前年比99.4で1億53万9,000円だったというふうなお話もいただいたとこ

ろです。

ここで改めてお聞きをしたい。先ほど御答弁で今月の28日に新法人組織が正式にスタートをするというふうなお話もございました。今まで、今回名寄市スポーツ協会、風連町スポーツ協会、それからNスポーツコミッションと3つが一緒になって、新たにスタートしていくわけですがけれども、今までのNスポーツコミッションの理念、目指す姿というふうなことで、産学官で構成されたNスポーツコミッションによる人を育て・人が集まるまちを目指した事業、スポーツを通じた青少年教育・人材育成事業、スポーツを通じた健康増進・生きがいつくり・障がい者スポーツ振興、スポーツを通じた地域経済活性化事業、これらは今までNスポーツで進められてきた事業だというふうに理解をしておりますけれども、今後新組織の中で今までの活動をどのように生かしていくのか、運用されていくのか、考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今回今準備を進めております組織統合についてですけれども、それぞれの団体が、これまである意味長きにわたり活動いただいた2団体の分と、それからコミッションとして動き出していたNスポーツコミッションが1つになるということですが、それぞれのやってきたことを、1足す1足す1を3にする取組ということで初年度はスタートしてまいりますので、決してまとまったことによってスタートから今までやってきたことをやらなくなるというような動き方はしません。その中である意味今度施設、それからソフト、ハード含めて一体的に動かせる組織になる予定ですので、そこについてはスケールメリットを生かした新たなメニューの提供であったり、子供たちの育成であったり、市民の皆さんの健康増進といったことがまた新たにいろんな企画、アイデアの下、運営されていくということが今期待されているところですので、し

っかりとそこら辺も含めて我々も支援していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 理解をさせていただきました。それぞれの組織が今まで運営してきた事業、スタートの初年度はそれぞれ今までも大切にしながら、今後さらに統合したことによるソフト、ハード、スケールメリットを生かして進めていくというふうなことで理解をします。本当にこの新組織発足までスポーツの新組織の準備委員会の皆さん、非常に大きなエネルギーを使われて、3つの組織統合というふうなことが目前に迫っているというふうなことで、今まで非常に御協力あるいは御尽力をいただいたことに感謝を申し上げて、新しいNスポーツコミッションなよりにその夢を託したいというふうに思います。

それでは、続いて観光施策の推進対応ということでお伺いをいたします。第2次計画期間における進捗経過ということで先ほど御答弁をいただきました。コロナ禍前に若干戻りつつありますよというふうなお話と、あとはインバウンドも増加をしているというふうなお話もいただきました。時間もなくなってきたので、この中で原生の自然を最大限に活用したアウトドアの観光というふうなことで御答弁もいただきましたけれども、体験型というか、体験のコンテンツ事業というのが非常に実施がされていると思うのですけれども、具体的にどのような事業でどういうふうなことで進められているのかわかってもし分かればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） こちらで把握している部分になりますアクティビティーの体験観光についてという数になりますけれども、令和6年度での実績で申し上げますと、レンタサイクルでは295件、カヌーでは25件、サバゲーでは326件、それからスノーモービルでは23件といったところで観光協会さん押さえている数字で

ございますけれども、このような実績でなっております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 非常に体験型というのが人気を集めているというか、今御答弁もいただきましたサバゲーだとかカヌーだとか、サバゲーが結構市内の方、道内の方もかなり利用されているということで、非常によい取組なのかなというふうなこと、先ほど答弁で4人の地域おこし協力隊の方がというような、それも北海道観光事業の中で表彰もされた望湖台キャンプのことも御答弁ありましたけれども、今4名の地域おこし協力隊、非常に力強いいろんな活動をされているというふうにお聞きをしているのですけれども、実際その4名の方というのはどのような業務というか、事業に携わっているのか分ければ教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 先ほども申し上げましたが、一人はカヌー、それからスノーモービルのガイドとして、今年度春に卒業した方につきましては御自身で名寄市内で起業され、同じような取組を今現在進めていただいております。また、フライフィッシングに関しましては昨年度、それから今年度お一人ずつということで、実際にはガイドに向けた、御自身でガイドの資格が取れるような、独立できるような取組ということで、一民間事業者の方の下、御指導の下、進めてございます。もう一人につきましては、今年観光振興支援員ということで、これらの情報発信、なかなか認知度が高まらないといった課題に対しましてそういう取組の情報発信の強化、それから新たな観光商品の開発も含めて担っていただきたいということで、今現在活発的に活動を行っていただいております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ地域おこし

協力隊の方の活動というのは、今後いろんな面で非常に重要になってくるのかな。なかなかこれも知られていない部分もあるので、観光協会の皆さんとまたその辺周知に向けてもいろいろ協力をお願いをしたいというふうに思います。

課題と今後の方向性の中で、観光客の方が名寄市内で宿泊を伴っていないというふうなことのお話もありました。これも今までの現状の中でいろいろ付加価値を与えていくためにどうしていくのかというふうなことでいろいろ検討も加えられているということで、先ほど御答弁でも若干あったと思うのですが、観光協会で地域限定旅行業務取扱資格というのを秋頃をめどに取得をされて、さらに活動の輪を広げていくというふうなことで、この地域限定旅行業務取扱資格ってどのような形で資格を取って、広げていかれるのかというのを内容が分かればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） この地域限定の旅行業の取扱いということでございますけれども、こちらは特定の地域、営業所のある市町村、または隣接する市町村に限定した旅行業務を取り扱うことのできる資格というようなことでございまして、地域での旅行需要喚起を目的としたものということですから、名寄市、それから近郊の商品を開発していくというような方向性になるかと思っております。現在アクティビティー体験ですとか行っているものに加えて、先ほど申し上げましたけれども、名寄の特産品でありますとか、それから宿泊も含めて体験をパッケージにしたものを全面的に売り出していこうというようなことでございまして、こちら具体的に固まりましたら周知をしっかりとしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今御答弁いただいたように、移動手段というか、2次交通、何かその

ようなことも含めて送迎と宿泊というふうなお話も伺って、ぜひこの対応ができたいろいろな形で、例えば駅からいろんなところに行くだとか、今御答弁でもありましたように、名寄市内だけでなく美深だとか士別だとか下川だとか、あるいは宿泊もセットで販売をできるというふうなお話も聞いております。ぜひPRもお願いをしたいというふうに思います。

最後、宿泊税の対応ということで、名寄市に宿泊される方、ビジネスだとか合宿の方が多いというふうなことで、ちょっと名寄市のコロナ禍前とコロナ禍以降の宿泊人数調べてみると、確かに2020年度は7万5,000人ぐらいだったのですけれども、コロナ禍の2021年度8万6,000人、2022年度9万2,000人、2023年度5月にコロナが感染収束ということで、この年が10万人、昨年が9万人ということで、観光を主体として来られている方よりもやはりビジネスだとか、あるいは合宿の方が多いのかなというふうに思いますので、この宿泊税、来年の8月からというふうなお話もありますけれども、名寄市の現状を十分理解をしていただいて、今後行政の対応、お願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

農業振興についてを、遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い大項目で1点質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目、農業振興について、小項目の1、農業振興センターの役割についてお伺いいたします。農作物の生産振興を図るために必要な栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として実証展示圃場における栽培試験、土壌診断や施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組まれていることと思います。今後も農業者の高齢化は

進み、労働力不足が深刻となり、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されるスマート農業を活用した農作業における省力化、軽労化が進められる時代が来ており、近年の気候変動に適応した農作物の実証試験等を含め、これからの地域農業において農業振興センターは重要な位置づけにあると考えますが、農業振興センターの役割について本市のお考えをお伺いいたします。

次に、小項目の2、新規就農者の現状と農家戸数減少への対策・支援についてお伺いいたします。新規就農者は毎年確保されてはいるものの、高齢化等による離農者数は増えている状況であり、地域農業を守るためにも今後も引き続き農外からの新規参入を含め、新規就農者へ対する支援及び体制整備が必要であると考えますが、新規就農者の現状と今後の農家戸数の推移及び農家戸数減少への対策、支援についてお伺いいたします。

次に、小項目の3、地域おこし協力隊（農業支援員）の現状等についてお伺いいたします。地域おこし協力隊は、総務省により人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において意欲ある都市部の人材を受入れ、地域協力活動を行ってもらい、定住、定着を図りながら地域力の維持、強化につなげる制度として平成21年度より実施され、本市においては平成25年度より地域おこし協力隊農業支援員の募集を開始し、委嘱に至らなかった期間もありましたが、近年は農業支援員をはじめ、様々な分野の方々の委嘱につながっている状況にあるところですが、農業支援員の募集開始時期から現在までの状況と評価についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 遠藤議員からは、大項目1点につきまして御質問いただきました。私のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、農業振興について、小項目1、農業振興センターの役割についてお答えいたします。農業振興センターにつきましては、本市農業の特色である多様な作物作りを支えるため、栽培技術や営農情報などを提供する拠点施設として位置づけ、実証展示圃場における試験栽培、土壌診断と施肥設計に基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組んでおります。また、設立当初からJAと共同で運営し、市職員とJAからの出向者を中心に役割を分担しながら事業を進めてございます。今後の振興センターの役割ですが、地域の農業の様々な課題や作付体系の変化等に対応し、持続的に発展していくことが重要なことから、安定生産と品質、収量の向上に必要な情報提供や技術指導など基本的な役割を果たす一方で、栽培技術が多様化する中、地域特性や時々のニーズに合った取組を選別していく役割も必要と考えております。

次に、小項目2、新規就農者の現状と農家戸数減少への対策・支援についてお答えいたします。本市における新規就農者は令和4年度は4人、令和5年度は8人、令和6年度は6人となっており、そのうち新規参入による就農者は令和5年度に2人、令和6年度に1人、そのほかにつきましては主に農家子弟の就農というふうになっております。農林業センサスによる市内販売農家戸数は、平成22年は714戸、平成27年は593戸、令和2年は473戸となっており、農家戸数は減少が続いております。本市の2020年農林業センサスの結果では、約7割の経営体が5年以内の後継者確保の状況について、農業経営を引き継ぐ後継者を確保していないと回答しており、同じく経営体の年齢階層につきましては60歳以上の経営体が過半数となっていることから今後も農家戸数の減少傾向は続いていくものと想定しております。現在中心的な担い手農家への農地集積を中心として地域農業は確保されておりますが、将来にわたって農地を維持していくためにも後継者の確保、

新規就農者の確保の必要性は年々高まっております。まず、農業後継者に対する支援、誘導施策といたしましては、JA道北なよろと協調した研修、生産支援事業や大型免許やドローン免許などの取得支援を行うほか、農業経営やICTに関する農業セミナーを実施してきております。また、新規就農者確保の対策としては、地域おこし協力隊・農業支援員を中心に市外からの新規参入希望者の募集、育成、就農支援を行っているところであり、併せて新規就農を志す市内の若者につきましても国の補助金の活用を図りながら就農支援を進めており、今後においても新規就農者確保に努めてまいります。

次に、小項目3、地域おこし協力隊（農業支援員）の現状等についてお答えいたします。地域おこし協力隊・農業支援員は、平成25年から委嘱を開始しており、これまでに委嘱を終了した7人のうち3人が就農し、地域の中心的な担い手として活躍される方もおられるなど、この間一定の成果を上げているものと評価をしております。地域おこし協力隊制度は、ほかの就農支援策と比べ、特に資金面で充実した支援を最大3年間行うことができることや就農を目指している人材の市民認知度を得やすいなど利点が多く、現在も5人を隊員として委嘱し、農業者の方の協力をいただきながら育成や就農支援等を行っているところです。今後におきましても、地域農業の担い手となる人材の確保に向け、地域おこし協力隊を中心とした新規就農者の募集、就農支援等の取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁となります。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 大変御丁寧に御答弁いただきましたが、確認等を含め何点か質問させていただきます。

初めに、農業振興センターの役割についてですが、この部分何度かお聞きしている部分ですので、理解はしておりますけれども、果たすべき役割と

いうのは、これからもそうですけれども、これからも変わらないというふうに私は思っております。しかしながら、農業情勢も今変化しており、これからは多分農業振興センターに求められることも変化していくと思っておりますので、再度お聞きをした部分であります。

そこで、農業振興センターで行われている事業について何点かお聞きをしていきたいというふうに思います。まず、実証試験の部分でお伺いをしたいのですが、試験の委託を受けている水稲や春小麦をベースとしまして、本市の振興作物の実証試験の部分では、これまで一定程度長期間行われることにより結果も積み上げられて、整理された部分もあるというふうに思いますが、もし今後新たな品目の検討について想定されることがなければ、この実証試験、試験展示にも変化が生じてくると思われましても、実証試験の現状と今後の試験の内容についてはどのように推移していくとお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 実証試験の今後の展開ということでお答えさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど議員のほうからもございましたが、これまでは振興作物、施設園芸ですとか高収益の作物の試験を中心に取組を進めさせていただいたところでありました。ただ、現状で申しますと、市内農家の皆さんの作付体系がやはりこれ先ほどお答えさせていただいた農家戸数の減少ですとか、労働力の対応がなかなか確保が難しいというふうな状況もありまして、土地利用型、水稲を中心に麦ですとか大豆ですとか、いわゆる機械作業が中心となるような作物体系に大きく変化をしてくているというところがございます。この傾向につきましては、JAともいろいろと意見交換をしておりますけれども、傾向としては大きく変わっていかないだろう、また今後規模拡大がさらに進むということを考えますと、こういった傾向がさらに

広がるものというふうを考えております。そういう意味では、そういうふうな一定程度定着している作物が主体となるということを考えますと、振興センターで取り組む試験の内容といったものも大きく変わってくるのかなというふうに捉えてございます。また、農家の、農業者の皆さんも今の情報化の中にあって、いろいろと自分で情報を仕入れられて、それをそれぞれ試されるというふうな先進的な取組をされる農家の方という方も一定程度いらっしやいまして、そういったものに対する問合せ等も受けることもございますが、なかなか多様化しているというふうな状況もあって、全てに対して振興センターが自前で試験をして、それに答えていくということが難しくなるだろうというふうにも想定しております。したがって、今後の試験の在り方につきましては、一定程度農家の方のニーズですとか生産部会の聞き取りとか、それぞれ意見交換は今後も進めてまいりますけれども、実際に農家の方がそういった先進の取組をされる場合にあっては振興センター職員が出向いて、そういったデータ取り等を協力しながら進めるということも含めて、そういったものを蓄積しながら、名寄の地域に合った技術なのか、どうなのかといったことも一定程度見極めしながらそれぞれ地域の農業者の皆さんにお返ししていくというふうな、そういうふうな形に変化していくものというふうにも想定しております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） やはり今作付体系も本当に変わってきていると思いますし、また定着している作物、特に本市ですと今スイートコーン、アスパラ、十分今大変有名になっているところでもありますし、本当一番私心配していたところがこれ振興センターでの実証試験、試験展示、部長からもありましたけれども、将来的になくなってしまわないかなというふうな、そういう思いがあって、今回ちょっとお聞きしたのですけれども、時代の変化とともに内容もやっぱり変えて

いかなければならないというのも現状だと思います。しかしながら、せっかくすばらしい施設を持った農業振興センターですから、しっかりと農業者の皆さんのニーズを把握していただきながら、試験できるところは試験をするといった、出向いて指導するのもそれいいのですけれども、やはり実際試してみても、やってみるということも必要だと思いますので、その辺もちょっと検討していただきながら進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、これも現在行われていますアスパラ大苗提供に関してちょっとお伺いをしたいというふうに思います。昨年よりアスパラの大苗提供が行われているところなのですけれども、その現状についてお伺いいたします。

また、アスパラ作付農家戸数も減少しているというふうにお聞きしますけれども、本市の今後のアスパラの作付面積の推移及びアスパラの収穫量は今までどおり維持することは可能とされているか、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） アスパラの事業の今の進捗状況でございますが、これにつきましては、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、収穫時期の労働力確保の問題ですとか、高齢化の問題等もありまして、アスパラの作付面積が減少しているというふうなことでございます。これにつきましては、市もそうですし、JAのほうもそうですが、やっぱりアスパラは名寄を代表するブランド農産物というふうな位置づけがございますので、どうにか減少に歯止めをかけていきたいというふうな、そういった目的を持って、現在の大苗供給事業を展開をさせていただいているところであります。現在取組をさせていただいておりますけれども、実際のところではありますが、やはり新植でこの大苗を活用いただける方も当然いらっしやいますけれども、更新という形で利用される

方も多くいらっしゃるというような現状もありますので、名寄市内の面積全体でいいますと、なかなか面積の減少が歯止めがかかっていないというふうな状況にあるところであります。ただ、更新することによりましてアスパラの反収、単位当たりの収穫量そのものは、今後伸びていくということが期待されていきますので、まだ新植から年数たっておりませんので、なかなか大きく伸びるといふふうにはなっておりませんが、今後そういった意味で生産量の面でできるだけこれまでの数量というのを確保していきたいというふうなことで考えているところであります。なかなか天候の影響もあるものですから、昨年度はかなり平年よりも大きく減収したということがございましたり、今年についても若干低温の影響を受けて、昨年度よりは収穫量については伸びているというふうにお聞きしておりますけれども、そういった気候の変動等にも影響を受けるものでありますけれども、できるだけ作付面積、収穫量ともに維持していけるように努めてまいりたいというふうな考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 高齢化に伴って作付面積について減少していくのは、なかなかやむを得ないことなのかなというふうに思いますけれども、やはりアスパラの大苗提供されることによって、今ほとんど更新される方のほうが多いということをお聞きしましたので、収穫量については多分徐々に伸びていくのかなというふうにも私も思っております。何せアスパラはやっぱり高収益の作物であります。先ほど部長も言っておりましたけれども、名寄市の特産として本当全国的にも有名になっている、認知されているもの、重要作物でもあります。今後そこは農業振興センターが持つそういった施設の資源を有効に活用して、生産振興につなげていただきたいと思いますし、今後更新された苗がさらに収穫量を伸ばしてくれることを祈っております。

次に、ちょっとカノコソウの部分でお聞きしたいと思っておりますけれども、このカノコソウについてはやはり高収益作物として薬用植物の産地化に向けて企業版ふるさと納税による寄附を受けて、体制整備が行われたと思っております。現状として農業振興センターで培養技術の活用、ハウス内での育苗、圃場での増殖を経まして、4年目に生産者へ提供されるということでありまして、現在までの本市の作付面積の推移とカノコソウを作付している農家戸数の推移についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） カノコソウの作付状況ということですが、カノコソウにつきましては平成25年から栽培が1戸の生産者の方が30アールでスタートされたところから始まっております。現在、昨年度でございますけれども、昨年度につきましては約3ヘクタール、16戸の生産者の作付というふうになってございます。なかなかその時々気候ですとか天候によって収穫量がやっぱり大きく伸びたり減ったりというふうなことを繰り返していく作物でもありますので、安定的な生産に向けてということで、現在も新たな苗の供給等も含めて、それぞれ生産者の支援に取り組まさせていただいているところでございます。令和5年ぐらいまでは、12戸とか3戸ぐらいの数字で推移してきたものが昨年が16戸ということで、大きく生産者の方に御理解をいただきながら作付面積する戸数が増えたということで、今後新たにそういった作付された方が安定的に生産ができる体制が整うことによってこれが今度継続的に16戸からさらに増えていくというふうな足がかりになるのかなというふうにも思っておりますので、引き続きそういった栽培面での協力を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） カノコソウの部分に

については、平成25年にスタートされて、現在では3ヘクタールですか、16戸、生産者の方が作付をされているということでありました。本当にカノコソウ、確かに高収益を生み出す作物でありますけれども、これ当然農業に関しては天候の影響を受けるものであります。しかしながら、カノコソウ、非常に手間もかかって、様々な処理にも時間、労力も必要となりますし、作付する農家戸数もなかなか増えないと思っておりましたところですが、今現在で16戸の生産者の方がいるということをお聞きして安心しているのですけれども、本当はできればこれ最終的な処理はしないで出荷できるというのが理想だというふうに思いますし、そういった最終処理をしていただける別機関等があれば、さらに生産振興につながるものと考えているのですけれども、これ製薬会社の方が常駐でおられると思いますけれども、製薬会社さんへの工場等の誘致を含めてそういった生産振興につながるお考えがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） カノコソウにつきましては、今議員からお話のあったとおり、栽培も結構手間がかかる部分であります。一番はやはり収穫後の洗浄、また乾燥の作業といったものが重労働な面もございます。この間様々な機械化に向けた取組ということで、これ生産部会と振興センターも協力しながら、そして実需企業からのアドバイス等もいただきながら、機械化というところに向けた取組というのを進めさせていただいてきたところでございます。今特に洗浄作業の部分の工場の誘致というふうな御発言ございましたが、なかなかそこまでの規模に至るということは難しいのかなというふうには考えてございますが、ただいずれにしてもそういったやっぱり収穫後の処理作業のところの負担軽減、それが今後の生産面積の拡大、また作付戸数の拡大といったことにつながるものというふうにも、私どももそこは捉え

ておりますので、引き続きそういった体制が構築できるように生産者と一体となりながら研究、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ぜひ今考えているように、そのように進めていただきたいと思えますし、ここもやはり農業振興センター等しっかりと活用していただいて、さらなる生産振興につながる取組をしていただきたいと思えます。私も実際少しの間ですが、経験させていただきましたので、本当に収穫後の作業というのが、今機械化されて、私がいいた当時よりははるかに多分負担軽減にはなっていると思えますけれども、ちょっとまたさらに別機関がそういうのを担当できるようなことができれば、またさらに生産振興につながっていくと思えますので、引き続きよろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは次に、ちょっと気候変動というような言葉も出てきましたので、気候変動に適応した新たな作物の試験についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、これは以前令和5年12月にお伺いした部分でありますけれども、その際の御答弁で市内でも小面積ではあるが、サツマイモの栽培が数件の農家さんで行われ、道の駅などで販売されているが、農業振興センターでの実証試験は計画していないとの御答弁がありました。今確かに、先ほど生産者、農家の皆さんが直接自分で情報を収集してやっているというようなことも言われておりましたけれども、そういった農家さんが作っているのであれば、そういった生育の状況の把握をするとか、また情報提供をするためにはやっぱり実証試験というのは必要でないかなというふうにと考えると、その部分についてはどのようにお考えなのか再度お伺いいたします。

また、新しい作物の試験の部分なのですが、農業振興センターにはやはり生産者に代わって新たな品種や導入試験を実施することでリスク

負担の軽減を図る役割もあるというふうに思います。しかしながら、本当はこの分についてはJA、農家さんのニーズもあるかと思えますけれども、再度本市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今後の新たな作物の取組ということで、サツマイモということの事例も交えてお話あったかと思えます。先ほども答弁させていただきましたが、振興センターの今後の新たな作物の導入試験につきましては、これまずやっぱり生産者、農業者からのニーズ、また当然作られたものがきちんと販売できるといった、そういう流通に乗せるという必要もございますので、ここ生産者、またJAとも協議を進めながら新たな可能性のある作物といった形で出てきた場合には、当然振興センターでもそういった試験に取り組んでいくというふうに進めていければというふうを考えております。ただ、先ほどお話しさせていただいたとおり、今の時点ではそういった御提案というか、ニーズがなかなか見いだされていないというふうなところでございますので、そういった部分で今後も情報収集を進めさせていただきたいというふうに思います。

また、先ほどのお話にもありました少数の農家の方が独自で取り組まれているような品目、そういったものに関してはなかなか振興センターで直接栽培試験というふうに取り組むということが難しい面もございますが、ただそれぞれ道の機関ですとか、いろんな試験研究機関と振興センターのほうでつながりがございますので、そういった品目に応じて農業者の方から相談あれば、当然そこに対しての適切な情報収集なり指導なりといったことは可能かというふうに思っておりますので、そういった対応を含めてサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 先ほど実証試験の部分でお聞きした部分なのですが、時代とと

もに変化していくのだよというような御答弁あったと思うのですが、実証試験、試験展示というのがなくなってしまえば圃場が空いてしまうわけですから、何か農業振興センターの土地の圃場の部分を絶やさず使っていただきたいなという思いもありまして、やはりいろいろ部長も今言われましたけれども、しっかりとその辺は農家さんのニーズであったり、今も地域おこし協力隊の方もおられますので、そういった方の意見を吸い上げていただきながら、そういった試験展示がなくなってしまうというのは何か、ことはないと思うのですが、そういうことが途切れることのないような、ちょっとそういう感じで進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、組織培養事業の部分でお伺いしたいと思いますけれども、現在ユリ根、カノコソウの組織培養が行われていると思えますけれども、組織培養事業の現状についてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

また、今ユリ根農家さんが減少しているというふうにお聞きしているのですが、今後の組織培養事業の内容及び体制についてはどのようにしていくのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まず、組織培養につきましては、会計年度任用職員の方、担当者2名を雇用いたしまして、その方々が中心に作業に当たっていただいております。品目につきましては、先ほどお話もありましたとおり、ユリ根の培養というのをこれまで中心に現在カノコソウも併せて取組をさせていただいております。近年ユリ根農家が減少してございまして、先般JAと、またユリ根の生産部会の農家の方とも協議をさせていただいた結果、今後振興センターで培養については行わないというふうな形で、今年度の供給をもって終了するというふうなことで合意に至ったとこ

ろでございます。今後の組織培養の事業の関係ですが、カノコソウにつきましては引き続き培養事業を継続していくというふうな想定でございますので、今後はそういった業務量が若干減少していくという中にある体制づくりということで検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 現状としては理解をするところですが、農業振興センターにおける組織培養、本当に重要な事業であるというふうに私は認識をしているところであります。また、培養業務、誰でもすぐにできる業務ではないというふうに思っておりますので、これも需要に影響が出ないようにこの部分は慎重に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは次に、土壌診断の部分についてお伺いをしたいと思うのですが、これも以前の一般質問、令和2年3月にお聞きした部分なのですが、土壌診断の推進と診断結果を有効活用するために冊子を配付されたというふうに思いますが、その成果と土壌診断の今現在の実施状況についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、家庭菜園をしている市民に対する土壌診断、アドバイスの部分で、これは令和4年3月にお聞きした部分なのですが、その後すぐに広報なよろにですか、土壌診断について市民の皆さんもということで掲載していただいたところなのですが、その後現在まで市民の皆さんからの診断依頼というのはあったのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） これまで土壌診断を農業者の方に、より多くの方に活用していただきたいというふうな思いもあって、情報提供というふうな形で平成30年から令和2年度までに3回

冊子に優良事例ですとか活用の手法の事例紹介というふうなことを中心に地域の農業者の方に配付をさせていただいております。一定農業者の方からもそういった事例を参考に活用しているというふうなお話も聞いておりますし、先般の、振興センター部会という部会を設けてございますが、そういった過去の事例集みたいなものの発行ができないだろうかというふうな、そういった御意見も頂戴しているところであります。今後のそういった対応につきまして、内部でもどういう形で情報を提供していくのが、冊子がいいのか、また違う形がいいのかということを少し検討させていただいているところでございます。市民の方からの土壌診断の依頼につきましては、年間20件ほど、若干増減ありますが、おおむねそのぐらい市民の方にも活用いただいているところでございますので、またこうした機会を通じて地域の、家庭菜園ということが中心だと思っておりますが、自分で自ら作って、安全、安心な農作物を食べていただく、またそれを通じて農業に対する理解が深まるということも期待されるところでありますので、これは多くの市民の方にまた利用いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 冊子の部分について令和2年にお聞きした部分で、ちょっと期間が過ぎてしまいましたけれども、しっかりと事例等を参考にさせていただいて、活用されている農家さんもいるということでありましたので、また引き続き、今デジタル化の時代なので、本当冊子がいいのか、どういう形がいいのかというのは分かりませんが、しっかりと意見をいただきながらまた新しいやり方で進めていただければというふうに思います。また、作物を作る前の土づくりというのは、本当に重要な部分でありますので、また市民の皆さんに土壌診断、農業振興センターを理解していただくための一つのきっかけになって

いるというふうに私は考えております。再度PR等もしていただいて、こちら土壤診断、なかなか農業者さん優先なのですけれども、こういったことがきっかけとなって農業振興センターというのも理解していただけるというふうに思いますし、また農業に関心を持っていただけると思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ここで1つ確認させていただきたいのですが、農業振興センターはJAと共同運営をされているというところなのですけれども、農業振興センターとJAさんの関係といますか、共同運営の部分についてはどのような形態で運営がされているのかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 農業振興センターの運営体制でございますが、先ほどもお答えさせていただきました、設立当初から農協、JAと共同で運営をしているというところでございます。現在の職員体制でございますけれども、JAから派遣されている職員としては所長として1名、また土壤診断の担当が1名がJAのほうから派遣ということになります。市のほうからは営農指導員が2名、事務職員が1名、会計年度任用職員につきましては農作業員が2名、また組織培養2名の合計9名で運営をさせていただいております。また、運営に係る経費につきましては、それぞれ市と農協とで一定の負担割合を定めながら、JAさんのほうからも一定程度の負担をいただいて、運営をさせていただいております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 内容について私はよく知っているところなのですけれども、ありがとうございます。あと、経費の面ではなかなか詳しく言えないところだと思いますけれども、分かりました。理解させていただきます。農業振興センターは、やはり農業生産に関わる施設ではあるのですけれども、これ市民の皆さんに農業、農村と

いうものを理解していただくために有効活用できる施設だというふうに思いますし、基幹産業である農業を市民の皆さんにさらに理解していただくということは非常に大事なことかなというふうに思っております。これも以前の一般質問、令和4年3月にお聞きした部分ですけれども、その際の御答弁で振興センターの市民の皆さんに対してというところもありましたので、今現在何を具体的にいうところについては申し上げることはできませんが、ぜひ市民の皆様にも農業振興センターでどんな取組が行われているのか理解いただけるようなPRに努めていきたいと考えていると御答弁をいただいたところなのですけれども、市民の皆さんへ本市の基幹産業である農業への理解を深めていただくためにも農業振興センターをもっと有効活用して行くべきではないかと考えるところなのですけれども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 市民に対する農業、農村に対する理解の促進ということで、まず振興センターで関連する事業といたしましうか、取組でいいますと、これ小学生の授業の一環というふうにもなりますが、振興センターの圃場において田植ですとかアスパラの収穫体験、そういったことを取り組んでいただいております。また、市民講座ですとかピヤシリ大学の講座などにおきましても名寄の農業の特徴であったり、その中で振興センターの役割等も紹介をさせていただきながら、名寄市の農業というのは農業者、また行政、JAが一体となって農業振興に取り組んでいるのだというようにことを御理解いただけるようにそれぞれ紹介をさせていただいているというところでございます。振興センターに限らずでございますけれども、農業の振興というか、市民への理解の促進ということではいいますと、食育ですとか地産地消というふうな、これまでもそういったイベント等の機会を通じながら、広報ですとかSNSも活

用しながらそれぞれ市民の皆さんにより農業に対する理解を深めていただくということで取組を進めさせていただいておりますので、こういった点につきましては引き続きPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 振興センター内で田植、アスパラの収穫体験、小学生に対するそういったものもされているということで、また講座等も開かれて、ぜひ市民の皆様さらに理解が深まるよう引き続き進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、小項目2番目の農家戸数減少への対策についてですけれども、先ほどの御答弁で理解をさせていただきますけれども、現在も支援対策は行われているところなのですけれども、やはり農業後継者に対する就農への意欲や誘導につながるような対策、また将来の経営継承に向けたさらなる支援であったり、地域の中心となる意欲的な担い手の育成という部分は、今後ますます重要になってくるのではないかなというふうに思っております。現在行われていること以外で農家戸数を減少させないための対策、支援等について何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 農業後継者の就農につきましては、正直なかなか新規学卒であったり、Uターンであったりといろんな形でそれぞれ地域で今農業に従事していただいているところですが、動機ですとかきっかけというのですか、何で名寄で農業やることになったのかということをお聞きするとというのがなかなか難しい。いろんな多様な考え方に基づいて結果的に今従事していただいているというふうなところかなというふうになっております。これ想像ですけれども、就農する、生活を維持していくというふうな、そういう経済行為ということも当然ございますので、就農された方が一つは経済的にも収益をきちんと確保

できる、そういう業種だというふうにきちんと認識をされるということと、それに加えて自然の中で農業という特殊な作業、そういった業種でもございますので、農業の魅力ということを感じて就農されているのだろうというふうに感じておりますので、そういう意味ではこれは就農される御両親とか、親御さんも含めて農業が魅力的なものだということをやはり日頃から伝えていただくなり、背中を見てそういうふうにつつとということも当然あるかと思っておりますので、そういうふうな形の中で、経営もそうですし、関わりも持っていただけということが非常に効果的なのかなというふうに考えているところでございます。また、後継者に向けたそういった農業に就いてもらったということに対して地域の中でもやはり歓迎するというふうな、そういった雰囲気づくりといいたしよるか、そういう環境づくりといったものも重要だというふうに捉えていますので、これ毎年取組をさせていただいておりますが、新規就農者に対しての激励会の開催であったり、これJAからの激励状というふうになります、そういったものをお渡しして、これは地域として歓迎しているということを直接新たに就農いただいた方に実感してもらいたいというふうな思いで進めさせていただいております。ただ、これ地域の中心的な担い手ということで、これ営農技術であったり、経営的なことも含めて成長していただくということが重要になってきますので、そういった新規就農者の方を対象にした営農技術や学習の機会といったものを設けながらそれぞれ育成に努めさせていただいているというところでもあります。今までやっていない新たな斬新な取組といったものはなかなか思い浮かびませんが、これまで取組をさせていただいたことを通じながら、また要因といいたしよるか、先ほど冒頭申し上げましたどうして農家になったのかということがなかなか私どもつかみ切れていないというところもございまして、そういった要因といいたしよるか、何が誘導施策

につながるのかといった、そういった情報も少し調べながら今後も施策に反映していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ぜひそのようにお願いをしたいというところでもあります。やはり地域の関わりというのは、本当に大事なというふうに私も思っております。実は、これ私の地元の、実家のほうなのですけれども、私の父母の実家というのは米農家だったのですけれども、後継者がいなくて、私のいとこはみんな離農した状況であります。また、せっかく私の兄の娘、農家さんに嫁いだのですけれども、そこで米農家していたのですけれども、去年やめてしまったとかいって、何かそんな状況でもありますので、本市には必ずしも当てはまるような状況ではないかもしれないのですけれども、もしかしたら全国的にそのような状況が出てくるようなことも可能性はあるのではないかなと今ちょっと感じているところであります。やはり農業後継者に対する就農への意欲や誘導に本当つながるといった、さっき部長も言われていましたけれども、まず将来の経営ですか、そういったところに本当に、経営継承に向けたさらなるそういった支援と、また地域の中心となる意欲的な担い手の育成といったところは本当に地域農業を守るためにこの部分は力を入れて継続してやっていかないと、私の地元のような状況も出てくるのではないかなとちょっと心配していたものですから、こういう質問をさせていただきました。ぜひ部長の考えのとおり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間もなくなってきましたので、次に小項目の3の地域おこし協力隊農業支援員についてですけれども、この部分何度もお聞きしている部分でありますので、先ほどの御答弁で現状と評価については理解をさせていただきます。本市の地域おこし協力隊、農業支援員ですか、令和7年度、新たに1名が任命され、現在5名の方が活動中である

と思いますけれども、これ入り口というか、委嘱の分をはじめ、特に難しいと言われていた出口確保、これは就農です、においていろいろ改善されてきたと思うのですけれども、現在までどのような部分に改善がされてきたのか、また今までの評価を踏まえたところで地域おこし協力隊、農業支援の今後の進め方、考え方というものについてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 現在名寄市におきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、地域おこし協力隊の制度を活用しまして、新規就農者の育成、農外からの新規参入の方の育成の取組をさせていただいております。一定程度育成の部分につきましては地域の農業者の方の御協力もあって、委嘱した隊員が全て就農したという状況にはございませんけれども、実績も積み上げているというふうなところで、これは引き続きこの制度を活用して進めていくということが有効なのかなというふうに捉えているところでございます。

出口対策ということでございますけれども、3年間の研修期間の中で一定程度技術ですとか経営の感覚といたしまししょうか、そういったものについては育成、養成できるのかなというふうには思っておりますけれども、やはり最後の農地がないと農業経営できませんので、かつては新規で農地を購入いただいて、そこで資産を投じて、新たに農業を始めていただくというふうな、そういう経営スタイルを想定しながら進めさせていただいておりました。当時は、農地もあまり大きな規模ではなくても一定程度の収益が上げられる作物、施設園芸中心にそういった経営モデルといったものも示しながら、面積的にも大きな面積をあまり必要としないだろうというふうなことで、一定程度地域の中で御理解いただきながら農地を確保することができるようになっていたかなというふうに思っております。ただ、冒頭申し上げましたが、作付体系といったものがそういった施設園芸

といったものになかなか手をかけ切れないというふうな状況もあって、やっぱり大型化なり、一定程度規模を持った経営スタイルといったものが地域からもそうですし、本人の経営の安定といったことも含めて考えると、そういう経営形態が合うのではなかろうかというふうに、現在のところはそういうことをベースに置きながら進めさせていただいております。そういう形で農地が大きな規模を持って就農するというふうなことになりますと、土地から、また機械の設備の投資含めて全てゼロベースから新たな投資を組んで就農するというのは、これ現実的になかなか難しいということもあって、そういったこともございましたので、現状におきましては第三者の経営継承というような形で離農を予定されている農家の方を私どものほうでも一定程度確保するといいたまいますか、ある程度登録いただくというような形でリストアップさせていただいて、土地、また機械等も一定程度の金額の中で評価、中古の機械であったりということも当然ありますので、新たに機械を購入されるよりは比較的投資が少なくて済むだろうというようなこともありますので、そういうふうな形の中で第三者経営継承といったものを今進めさせていただいております。これにつきましては、既にそういった事例も1件ございますので、現状そこはうまく機能しているだろうというふうに私どものほうでも捉えているところであります。

経営継承ということになりますと、やっぱり資産を要は名寄市外から新たに入られた、言葉悪いですけども、見ず知らずの人というか、なかなか地縁、血縁というわけではございませんので、そういう方に自分の経営を丸ごと引き継いでもらうということになりますので、そういう意味ではまずは人となりといったものをきちんと理解をさせていただくということも必要になってくるのかなと思いますし、これ譲りたいというふうに経営主の方だけが思っても、やっぱり資産ですので、それをどう処分するのかということに関しては御家

族の方の御理解とか、そういったことも当然必要になってまいりますので、一定程度時間をかけながら、御本人も含めて理解を深めていきながら、そして新たに就農する予定の地域おこし協力隊の隊員と関係を築きながら進めていくことが重要だろうというふうに思っております。今後そういった譲ってもいいよという、継承してもいいよという方を、一人でも多くの方に今どういう形で進めているのかということも含めてまずは御理解をいただきながら、それだったら譲ってもいいなというふうに思っただけのようなきちんとした情報提供であったり、事例もございますので、そういった事例を優良事例というふうな形で捉えつつ、双方に、地域の方にも、また御本人の方にも御理解いただけるような、そういう取組が必要だろうというふうに考えております。そういった安定的に受皿ができることによって地域おこし協力隊の募集についても安心して私どもも募集ができるということにつながっていきますので、まず入り口、出口、それぞれのバランスをきちんと取りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） やはり出口の部分というのは永遠の課題だと思いますので、入り口で入ってこられたはいいけれども、出口から出ていけないといったら何もなりませんので、農業支援の方の場合については特に出口、重要な部分でありますので、しっかりとこの部分についてはぜひ力を入れて進めていただきたいというふうに思います。

時間もなくなってまいりましたので、やはり今回いろいろとお聞かせいただいた中で、時代とともに本市の農業についても変化してきていることが分かります。そこで最後に、農業振興センターの将来像という部分でお伺いしたいと思いますけれども、名寄市の基幹産業は農業でありますし、農業振興センターは農業振興、農業の活性化において重要な地位にあると思います。また、果たす

べき役割についてはこれまでもこれからも変わらないと私は思っております。運営の部分についてはJAさんとの調整等、必要になるというふうには思っておりますけれども、農業情勢の変化、農業振興センターに求められることも変化していく中で、これから普及センターとの連携、センター内の設備や資機材等、そういったものを有効に、有効活用を含めて今後の農業振興センターの将来像についてはどのように思われているのか、ここは部長のお考え、市の考えではなくて部長の考えをお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 振興センターにつきましては、これまでのやり取りの中でもるるお答えさせていただいたとおり、基本的な機能につきまして、役割については大きく変わらないだろうというふうに思っています。作物に関しては、一定程度取れんされてきているというお話もさせていただきましたが、昨今の気候変動の部分ですとか、また国の政策の変化、そういったものによって農業者からの求められるニーズといったものが当然変化するだろうというふうに思っていますので、そこについては今後も、これ振興センターだけでそれが全て完結するといえますでしょうか、解消されるという、課題解消されるわけではないというふうにも思っていますので、これは農業振興センター含めた名寄市農務課の全体の取組であったり、そこにはJAも含めた取組、併せて実際に農業を営まれているのは農業者の方ですので、当然その3者がやっぱり密に連携して、名寄市の農業が持続的に発展するということにつなげていかなければならないというふうにも思っていますので、ぜひそういった意味で振興センターが今後も重要な役割を担うということも肝に銘じながら、引き続き適切な運営、また事業の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。

最後にですけれども、やはり本市、人口減少が進んでおります。その中でもやはり持続可能な農業、農業振興センターをぜひ有効活用していただいて、さらなる農業振興に向けた引き続きの取組をお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小中学校教育にかかわってを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い発言いたします。

小中学校教育に関わって2点お伺いいたします。小項目の1、外国語教育の充実について。平成29年3月に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂があり、小学校、中学年からの外国語学習が本格的に始動しました。国際化社会に対応し得る外国語での対話を主軸に聞くこと、話すこと、読むこと、書くことを総合的に育成することを狙いとして、これまで様々な取組を通じて指導の充実が図られてきたところであります。本市においても令和7年重点施策としてALT職員の2名増員を行い、夏休み明けの2学期から着任される予定であるなど一層の充実が図られているものと考えておりますが、改めて外国語教育の充実に向けた取組についてお知らせください。

小項目2点目、通級指導教室についてお伺いいたします。多様化する現代社会においても、同じく学校教育の現場においても児童生徒の状況は多様性を増しており、これまでも個人の特性に応じた教育を行う特別支援教育をはじめ、通級指導教室によるきめ細やかな教育が進んでいるものと考え

えております。現在の本市における通級指導教室の概要と在籍する学級との連携、協力の状況についてお知らせください。

以上、将来を担う子供たちの伸びやかな成長を願い、建設的なやり取りができるよう期待して、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ただいま今村議員から大項目で1点について御質問をいただきました。私からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、大項目1、小中学校教育にかかわって、小項目1、外国語教育の充実についてお答えします。近年本市においては仕事や観光で訪れる外国人が増えてきている傾向にあり、児童生徒が外国人と触れ合う機会が多くなってきております。一方、本市の中学生の英語の学習状況については、平成31年度と令和5年度に実施された全国学力・学習状況調査の英語の調査では平均正答率が全道、全国平均を下回っており、また毎年度実施されている文部科学省の英語教育実施状況調査では、英検3級相当以上を達成した中学生の割合が全道、全国平均を下回っている状況にあります。このような状況を踏まえ、本市の児童生徒がグローバル化が進展する社会の中で国際共通語である英語になれ親しみ、英語を使って積極的にコミュニケーションを図ることができるよう今年度から児童生徒の英語力の向上のための取組を推進することとしたところです。主な取組としては、外国語指導助手、いわゆるALTの増員、小学校における指導体制の強化、小中学校が連携した英語教育の推進を考えております。ALTの増員については、児童生徒が生きた英語に触れる機会を増やすために現在の2名体制から2名増の4名とし、これまでALTを活用した授業時数が約4割だったものを約8割までに増やしたいと考えております。小学校における指導体制の強化については、小学校においても英語の免許を所有している教員が専門

的に指導できるよう小学校における専科教員の配置や中学校の英語教員が小学校で乗り入れの授業を行う体制を段階的に整えていきたいと考えております。小中学校が連携した英語教育の推進については、英語教育小中連携協議会を開催し、各学校の英語担当教員に参加いただき、小中連携をテーマに本市の英語教育の推進について協議を行ったり、日々の実践交流や授業づくりの研修を行ったりして、教員の指導力の向上を図りたいと考えております。このように今年度は主に3つの取組を中心に進め、スモールステップでの評価と改善を重ねながら児童生徒の英語力の向上に努めてまいります。

次に、小項目2、通級指導教室についてお答えします。通級指導教室とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別な指導を受けることができる教室で、本市では名寄南小学校に設置し、現在43名の児童が通級による指導を受けております。本市の通級指導教室における指導の状況については、それぞれの子供の実態に応じて週1時間から2時間程度個別指導を中心に指導が行われております。具体的には、発達検査などで明らかになった子供の特性を基に学習面や生活面での困り感を改善、克服するため一人一人の状況に応じた指導が行われているところです。また、発達障がいのある児童の中には集団活動への参加、コミュニケーション、対人関係などについて課題のあることも多いため、個別指導と小集団指導を適宜組み合わせを行い、教育効果を高めるようにしております。

次に、通級指導教室で学ぶ児童が在籍する通常学級との連携、協力については、通常学級と通級指導教室で切れ目のない支援ができるよう通級指導教室の担当教員が作成する個別の指導計画を通常学級の担任や保護者と共有したり、通級指導教室の担当教員が通常学級での学習の様子を確認したりするなど日々連携、協力しながら児童への支援に努めているところです。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれお答えをいただきましたので、順次再質問、また確認をさせていただきたいと思います。

まず、外国語教育の充実についてということで、これまでの実績が全道を下回っている、あるいは英検3級の取得率についてもというところで懸念を示しているというところが私のほうでは理解させていただきました。今御答弁でもあったように、グローバル化に向けた人材づくりというのはこれからの社会で必要不可欠になってしまったのだなと私も思っているのですけれども、正直私も英語の授業を小中学校と真剣に受けてきたほうではありませんで、意外と早い段階で挫折をしたという経験があります。その中で今現在子供たちが執り行っている外国語教育というのがなかなか見えてこないといひましようか、そういう部分もありましたので、今回の質疑をさせていただいたところになります。今ほどお答えをいただきました3つの取組を使って向上に努めているという話がありました。その中でもこのALTの増員というところは、非常に子供たちにとってもじかに英語の母語者というのでしょうか、ネイティブの方というのでしょうか、そういう流暢に使える方と直接お話をできる機会ができるというのは非常に取組の中では有効なことだなと思いますし、また8割の授業でALTさんが参加していただけるということは、ほぼほぼの授業で来てくれるのかなというようにも思います。このALTというのは指導助手ということでもありますけれども、改めてALTの役割ですとか、また通常の外国語教師さんとの連携、関係、この辺について改めてお知らせをさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ALTの役割については、英語の授業をサポートしたり、児童生徒に英語の指導を行ったりすることです。外国語教師

との関係については、教員が英語の授業の主担当であり、ALTは今村議員もおっしゃっているとおり、あくまでも指導助手でございますので、授業のサポート役ということでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、これまでどおり通常の教員の方のあくまで助手であるという、そういう認識であります。これについて、助手だからといってどなたでもいいよという話には私はならないなというふうにも思っております。これまで何名ものALTさん迎えておられますけれども、まずどのような人物が選定されるのか、そしてまた必要な資格について、この辺についても明らかにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） まず、JETプログラムの応募要件を満たした参加者の中から国が本市の要望を考慮し、本市に配置するALTを2名決定したところですが、本市が要望した内容ですが、現在任用しているALTは2名ともカナダの出身でありますので、カナダ以外の国の出身であること、学校の先生と授業の打合せをする必要があることから、日本語が話せること、小学校と中学校の両方で英語を教えることなどができるといことになっております。資格についてですが、教員免許などの資格は必要ではなく、応募要件として日本に対する理解を深める意欲があること、4年制大学を卒業して、学士号を持っていること、日本における外国語教育に関心があることなどがあります。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そうですね。誰でもいいわけではないですし、当然現地、今カナダとおっしゃいましたけれども、カナダで別に教職員である必要はないというところで、あくまでJETプログラムに沿った方が来るという話でありました。以前風連で働いていたALTさん、何で風

連に来たのという話をしたことが実はありまして、その方は日本が好きだったって言っているのと日本の車に乗りたかったと言っておりました。何か法律の関係で向こうでは日本の車は輸入ができなかったらしいのです。そういういろんなバックボーンをしゃった方が助手として実際に子供たちの英語のスタートに関わるということになります。当然学校教育を管轄する皆さんとしては、もちろん学習に専念をしてほしいというところもあるでしょうけれども、やはりもともと住んでいる文化と触れ合うということもある程度目的には私はなってくるのかなと思います。広い目線での世界的な交流ができる一つのきっかけにもなるのかなというふうにも思っています。その中で、子供たちへ当然指導をする内容で、私も先ほど英語が苦手だったとおっしゃいましたけれども、やっぱり文法ですとか単語が中心になって、何かビエ動詞がどうのこうのとか、何かその辺を言われてしまうとさっぱり分からないというのが私の昔の記憶にはありました。今の小学校での英語の、外国語の授業、これも文法ですとか単語を中心として教えていくのか、またコミュニケーションの道具として対話、あるいは会話を重視しているのかといった点についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 児童生徒へのALTの指導内容については、まず英語で話す手本を見せたり、児童生徒と会話をしたり、音声や表現、文法のチェックや指導をしたりすることなどが挙げられます。また、先ほど議員もおっしゃったとおり、ALTが出身国の文化などについて発信することにより異文化理解や多様な価値観に触れる機会を創出することができます。文法重視か会話重視かということだったのですけれども、ALTを除いて英語の教育の全体的なところでいけば、外国語の学習指導要領においてコミュニケーション能力の育成を重視しており、コミュニケーショ

ンを取るためには、日本語もそうですけれども、文法がしっかりできていないと自分の伝えたいことを伝えることができません。また、伝えたいことを表現するためには会話の機会が必要であり、どちらの指導も必要と考えております。とりわけALTが参加する授業では、学んだ英語をアウトプットする実践的な機会となるため、ALTの対面での場面を増やすことで児童生徒がアウトプットする機会の充実に努めたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） アウトプットに努めるというところで、私も本当にそうだなと思っております。英語が不得意な私が一番最初に覚えた英文がこれでした。ディス・イズ・ザ・ペンでした。世界で一番有名だけれども、絶対使わないフレーズだと思うのです。その段階で何だろう、英語ってすごく取っつきづらいなと思ってしまった私がお実はありまして、それで今アウトプットを今度していくというところの中では本当に対面での話というのはすごく効果的なのかなというふうにも私は思います。今回増員が2名ということで重点施策でありましたけれども、この増員といいたまうか、現在の、4名ですか、ALTさん。この4名の体制がこれからも継続されるのかといった点についてお答えいただける範囲がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 4名になるのは2学期からという予定ではありますが、今後も児童生徒の英語力の向上に向けてALTを効果的に活用しながら、児童生徒が英語に触れる機会をより一層増やしたいというふうに考えておりますので、継続したいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 続けるということでありましたので、本当にきめの細かい対応というのでしょうか、それぞれ子供たちの中では幼い頃か

ら、ちょっと名寄市内であるか分かりませんが、英会話の勉強されている子もいれば、恐らく全くやっていない子たちもいると思いますので、その辺きめ細かな対応ってお願いしたいなと思います。その中で、外国語教育が今中学年、3年生、4年生から始まっている……3年生、4年生ですよ。から始まっているというところでありましたけれども、今度小学校の低学年、1年生、2年生についても取組を進めるような方針があったかと思っはいるのですけれども、この辺の指導の状況ですとか考え方についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在各学校では低学年、1から2年生に対して年数回ALTによる英語のなれ親しむ活動を行っております。子供たちは、英語での挨拶やクイズ、ゲームなどの活動を通して他国の文化や考え方に触れる貴重な時間となっております。なお、今後の予定というのでしょうか、というのは具体的に決まっているところはないのですが、飛躍的に回数が伸びるということは今のところ考えてはおりません。結局今の3、4年生も英語活動ということで、教科化されていないというところで、低学年と中学年も含めてまずは英語に触れるということをお大切に指導していくということになると思われま。国語と算数でも小学校で教科として勉強しますけれども、まずは小学校に入る前の段階で、幼稚園、保育所で歌を歌ったりですとか、遊びの中で数を取り扱ったりとかしておりますので、そういった活動を小学校の低学年や中学校ですていくというような考えでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。きっかけが、本当に流暢にしゃべることまでがゴールと考えると、取組自体は早いほうがいいのかなという感覚は私は持っているわけではあります

が、それでも懸念をすることといえましようか、ほかの他者と会話をするツールが別に英語に関わる必要がないといえましようか、日本語であっても当然同じくコミュニケーションって取るツールだと思っはいるのです。ほかの人と対人関係を構築するという前提でコミュニケーションツール、英語の授業があると考えますと、ほかの人に話しかける勇気ですとか、あとは他人を思いやる気持ち、どういっ話題を振るか、どこに触れてはいけないかといっ、そういう思いやる気持ちといっがある程度前提にない対話ってできな思っはいるのです。この辺の情勢といっは、早いうちから必要なのかなと思っはいるけれども、この辺の考え方がありましたらお知らせをいただきたいと思っはいます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今お話がありました話しかけるということですが、単に言葉を交わすだけでなく、自分を表現する力を育て、人とのつながりを強くするための基本だといっ風に思っはいます。また、他人を思いやる気持ちですが、人間関係を築いていくためには相手の気持ちを尊重することが大切であるといっ風に思っはいます。御指摘のとおり話しかける勇気と他人を思いやる気持ちの醸成は必要だといっ風に思っはいます。相手の気持ちを尊重し、話すためにはやはり言語といっものが必要になってまますので、コミュニケーションを図るためにも外国語も含めた言語の学習は重要であるのではないかなといっ風に思っはいます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そのとおりだと思っはいます。何でこんなこと聞いたかといっは、私の娘が今小学校6年生にいますのでけれども、ふだんなかなか挨拶できない子なんです。ちょっと申し訳ないのですが、ただ、それが英語でしゃべってて言ったら、取りあえずハローから入ってくるのです。何か目的と手段が入れ替わ

るような形ではないのですけれども、恐らく今英語の会話がベースになっている授業が多いのかなというふうに私は思います。その中でどうしても会話からスタートしてしまうから、英語でしゃべってって言ったらずべてコミュニケーションからスタートしてしまうのだなというのが逆にちょっと心配になっていましたので、その辺の確認をさせていただきたかったというところなのですけれども、また日本語でも同じく相手を思いやらないと駄目だよというのは正直私もずっと心に秘めてはいるのですが、なかなか難しいところでもあります。日本語において独特の言い回し、例えばことわざですとかオノマトペというのですか、気持ちもやっとするとか、そういうのってなかなか英語に翻訳できない部分だというふうに話を聞いております。外国語として非常に伝えづらい表現も私は日本語のすばらしさといいたいまいしょうか、美しさの一つだと思っております。言語習熟が確かにまだ至っていない、未達である低学年から英語の教育が始まるというところで、日本語の習熟に変な影響があるのではないかなと私は危惧をしたのですけれども、この辺をどのように考えているのか改めてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 先ほどの会話から始まることに対する今村議員のお考えも聞きましたので、それも踏まえながらちょっと答弁させていただきます。言葉を使うまずプロセスなのですが、自ら考え、そしてどのように言葉を用いればいいか判断し、そして表現するというような流れになってくるというふうに思っております。思考する、判断するということについては、市内の小中学生、私もそうなのですが、ほとんどが母語である日本語で行っているというところであります。あとは、日本語で表現するのか、外国語で表現するのかというだけでありまして、結局思考力と判断力というのはやはり母語である日本語を学習することによって育成されるのかなというふうに思っており

ます。先ほどことわざにも触れておりましたが、ことわざもやはり意味や内容というのが自分の中で考えて、内容がしっかり理解できなかつたりですとか、オノマトペなんかも例えばどういう情景であったりとか、どういう感情であったりとかというのが自分の中で考えたりできなければ、それを表現することができないのかなというふうに思っております。したがって、表現するのは英語だったり、日本語であったりいろいろあると思うのですけれども、日本語の学習が非常に大事なかなというふうに思っておりまして、各学校での全ての学習活動、教科においての日本語の学習が土台になるというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。日本語が大切という言葉聞いたところが個人的にはゴールなのかなというように思っておりました。外国語が、英語に限って今勉強しているわけですけれども、外国語って広い範囲で見ると別に英語に限らず、ほかの話者というのは、非常に世界人口多いわけですから、共通語と言われている英語を通じてほかの人の気持ちをおもんばかるころから、また日本語の勉強もしながら世界に羽ばたく人材をぜひつくっていただきたいなというように思いますので、どうぞ総合的に向上する、日本語も英語、外国語も向上するように取り組んでいただきたいと思っております。

ちょっと話が戻るのですが、先ほどJETプログラムという話がありました。これ私のほうでも調べさせていただきましたけれども、これ外国語指導助手の活動事例集というのを総務省が令和5年7月に出しているのですけれども、これ日本各地の取組を紹介しているわけなのですが、これ純粹に外国語の助手としてだけではなく、一歩外に踏み出して、地域にもALTさんが活躍していただけるような取組というところを紹介しております。ちょっと何点か紹介しますが、例えば新潟県の柏崎市で児童の表現力を高めるチャレ

ンジタイム、これは子供たちがALTさんと直接1対1でお話をするイベントだそうです。ですとか、あとは似たような取組であるのですけれども、宮崎県の宮崎市さんでも小学校の6年生を対象にオンラインで1対1で会話をするといったような、そういう言ってみれば本番の取組です。また、これ以外にも地域の活動、英会話の学校ではないですけれども、異文化の理解講座を行っている。これ奈良県の取組だったり、広い目線で見るとその地域に外国の方がいらっしゃるといふ、そういう目線でみんなに知ってもらふ、あるいは活躍の場を新しくつくってもらふといったような、そういう取組が紹介をされているのですけれども、ぜひ名寄市としてもこういう外国語、またあるいは外国の文化に親しむ機会としてちょっと研究してはいかがなのかなというふうに思うのですけれども、もし見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ALTの勤務条件を定めている名寄市招致外国青年任用規則では、地域における国際交流活動への協力を職務として位置づけております。本市のALTは、名寄市公民館が行っている春休み子供英語クラブや名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が令和5年度まで行っていたなよろイングリッシュキャンプの講師を担うなど、学校外でも子供たちと触れ合う機会を設けております。また、本市で行っているにほんごひろばや日本語教室に参加するなど、ALTが積極的に地域における国際交流活動に協力しております。今後も、今事例を示していただきましたが、総務省のホームページに出ていることは承知しておりますので、そういったものを参考にしながら地域における国際交流活動への協力を行うことで、学校外での子供たちの外国語に親しむ機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます

た。外国語を広く親しんでいただけるようにするというのも仕事のひとつだなというふうには思いますし、もちろん子供たちの習熟についてもこれをどんどん増していくといったところも必要になってくるものというふうに思っております。

ここで私のほうから勝手な提案をさせていただくのですけれども、私実は小学校、中学校と割と本の虫でありまして、学校の勉強を半分サボりながら図書館にいたこともちょっとあったのですけれども、そういう意味では学校の図書として英語の本を導入するといったことも、当然難しい本は難しいので、無理かもしれませんが、何か日本語としても出ているような童謡ですとか、童話というのでしょうか、そういうのもあってもいいのかなと思います。この辺について見解がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 英語で書かれた本の配置についてなのですが、全ての学校に置かれているという状況ではありませんが、ほとんどの学校で図書室に英語で書かれた絵本や図鑑、小説などが置かれているところです。中には図書室に英語図書コーナーというものを設置している学校や同じ絵本で日本語版と英語版を置いている学校であったり、約50冊もの英語の本を、英語で書かれた本を置いている学校もあります。さらには、授業の中で絵本を使って英語の指導をしているという学校もあるところです。ただ、最初に申し上げたとおり、全ての学校に置かれているというわけではありませんので、そういった状況も踏まえながら、今後実際に絵本を使って指導することで効果を上げているという事例もありますので、全ての学校に置いていただけるようなことで考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそのように取り組んでいただいて、英語のよさは英語であって、日

本語のよさも日本語であるのだよというところ踏まえながら学習していただきたいと思います。

そして、もう一点私からのお願いではないのですが、小学校、そして中学校までALTの増員が続いてきて、英語での対話、それとかアウトプット、発表するという能力がこれからどんどん上がっていくのではないかなというふうに私は考えています。これぜひどこかの機会に英語教育の集大成という形で英語での弁論大会ですとか、そういうスピーチの大会のようなものを子供たちを中心に開催できるものならやったほうがいろんな刺激があるのかなと思いますけれども、その辺見解がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 英語で発表する場面をつくってはということですが、英語力の向上に向けて、議員おっしゃるとおり、ただ学ぶだけではなくて、それをアウトプットする、その機会を確保することは重要であるというふうに考えておりますので、7月中旬に行う予定であります小中連携協議会でいただいた御意見を御紹介させていただくとともに、今後の取組の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 大変前向きなお言葉だと思います。よろしく願いいたします。

続いて、小項目の2点目、通級指導教室についてまた改めてお伺いをしたいと思います。通常の教室との連携も行いながら、現在43名が利用されている、南小学校でということでありました。ちょっと私にはなかなか耳なじみのない制度でありまして、保護者として自由に私の子供は通級がいいわというような選び方というのは正直難しいのかなと思うのです。当然子供たちが持つ特性、一くりに障がいと言ってしまうわけにはいきませんが、いろんな特性によっては例えば名寄市でもあります児童センターですとかこども発達支援センター、そういったような各関係と連携

しながら専門職員のアドバイスで取り組むというのが入り口になるのかなというふうにも思いますけれども、その辺の連携の状況について現在教えていただくことはできますか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 関係機関の連携についてでございますが、本市では医師、保健所、大学、小中学校、幼稚園、こども発達支援センター、保健センターの方々などで構成されております名寄市教育支援委員会が設置されております。ここで通級も含めた子供の適切な学びの場について協議、審議を行っているところです。保護者が通級について……すみません。

以上です。ごめんなさい。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 保護者が知る機会がちょっと少ないかなって私も気にしてはいました。この辺についても、ちょっとせっかくしゃべりかけていたみたいなのですけれども、お聞かせをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 保護者が通級について知る機会として、教育支援委員が行う就学時健康診断の際やこども発達支援センターが行う就学相談会の際などに通級の説明を行っております。また、学校の中で学級担任が児童の学習面や生活面での困り感を把握し、保護者に通級を促すこともあると聞いております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 先ほど壇上で御答弁をいただいたところにもなるのですが、連携をしていてという話でありまして、現在運用が南小学校のみとなっているというように認識をしていますが、この辺の理由といたしましうか、原因といたしますか、ちょっとその辺についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） もともと名寄豊西小

学校に設置されていましたが、閉校に伴い改築された名寄南小学校に設置されたというところがございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そういうことであれば、今現状は放課後の時間に市内の小学生が南小学校に集まって、放課後の時間を使って通級指導を受けているという認識で私はいるのですけれども、まずよろしいですね。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） おっしゃるとおりでございます。通級指導教室には南小学校の児童のみが通うことができるのではなく、ほかの小学校からも通うことができるということで、現在名寄小学校や名寄西小学校の児童も通級指導教室に通っております。放課後については、名寄小学校や名寄西小学校で他校から通われる子供たちで、名寄南小学校の子供たちの多くについては週1時間から2時間在籍している学級から抜けて、通級指導教室に通っているというところがございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 名寄市内における南小学校の規模というのでしょうか、児童のほとんどが今一極集中しているということとを逆に捉えると、通級指導教室というものを設けて、集中して指導が行えるというのはある意味スケールメリットが生まれているのかなというふうに思いますけれども、今43名もいるということになれば、職員さんも専門の研修か経験か、当然職員さんに求められる能力というのがあって、そこに配属されていると思うのですけれども、まず配属される職員さんがどういう職員さん、能力が求められるのかといった点と、もしこれ職員の加配があるのであれば、どういうルールの下で行われているのかといった点についてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 求められる能力につ

いては、特別支援教育への理解はもちろんのこと、個々の児童の実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に対して個別に対応できる指導力が求められます。教員であればいいということですので、特段例えば特別支援教育の資格を持っているとかということは必要はありません。加配についてでございますが、通級を利用する子供が13名以上の場合、1名の加配教員がつくことになっております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 13名で1名の加配があつて、教員であればということでありました。それぞれ特徴を持って通われている子たちが多いという状況がありますから、この辺は当然、先ほど御説明いただいたとおり、いろんなどころと連携しながら取り組んでいるという点で不足はないなというふうに思いますが、現状43名がいるというところになりますと、3名から4名が加配されているのかなと思います。これが個人的には増えてほしくないなというふうに私は思っているのです。当然普通の学級の中で通常の授業が行えて、その中で満足に授業が行えるのが一番いいのだと思うのです。ですが、それぞれの特徴に応じてはそれがうまくいかない、だから特別な通級指導教室があるのだよというところになりますので、13名に1人という点については承知をさせていただきました。

先ほどほかの学校から南小学校に来て、放課後を中心として受けているというふうなお話がありましたが、子供たちの特性によっては拘束時間が長くなるというまいしょうか、授業の時間が1日が終わって、さらに放課後も1時間から2時間行うとなると、児童の負担になるのではないかなというふうに考えるのですが、この辺についてはどういう御見解があるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 児童の負担については、それぞれ個々の児童によって困難な点も違うことから、それぞれによると。負担はそれぞれの

個々の児童によるものという……時間についてはそれぞれ年間35単位時間から280単位時間までを標準としということで、ある程度基準が決まっておりますので、そういったところからも負担はというか、ないのかなというふうに思っておりますし、あとはそれぞれ生活面とか学習面で困り感を抱えている子供たちが通っているということですので、困り感を克服したりですとか解消したりということができれば、それは児童にとってできないことができることとなりますので、プラスの面が大きいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） プラスの面が多かったというところにお話がありました。児童の困り感というのがなかなか保護者の前では出せないときも、そういう子供ももしかしたらいるかもしれませんが、そのときのためにではないのですけれども、やはり学校におられる担任の先生方が一人一人をつぶさに観察してもらおうというのが非常に大切なのかなと思いますので、ぜひ困り感を早く見つけられるように取り組んでいただきたいというふうにこれはお願いをさせていただきたいと思っております。

今小学校だけで運用されているとありましたが、これは6年が終わったら次は中学校というふうになってくるのですけれども、現在中学校では今運用がされていないのかなと思っておりますが、ちょっとすみません、お話を戻して、小学校の1年生から2年生、あるいは2年生から3年生といったような進級においてどのような引継ぎがされているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 進級における引継ぎについては、通級に通う児童は個別的教育支援計画や指導計画を作成していることから、それらを基に引継ぎが行われているところです。また、子供に対してどのような接し方がいいのかといった効果的な働きかけなど、各種計画に記載がない細かな点についても引継ぎが行われているところで

す。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 持っている特徴によっては本当にいろいろな手段を講じながら授業に振り向けていく必要があるのかなと思いますし、そのように進級で引継ぎができるというのは1つの小学校だからできるというのも私はあるのかなというふうにも思います。その辺しっかりと引継ぎしながら対応していただきたいなと思っております。

また、本市においては今それぞれ全個人1台タブレットを持っている時代であります。このタブレットを使った指導において何か支障といたしましうか、逆にタブレットを使ったことによる有利な指導の状況というのがもしありましたらお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 学校に確認、学校で実際にICTを通級学級で使った指導といたしますか、学習支援が行われているというところで、例えば漢字のフラッシュカードみたいな感じで、漢字が出たらどういうふうを読むのだよというのを子供がしゃべったりというようなことで、紙でもできるのでしょうけれども、そういうものをICTを有効に活用して行っているというようなところを聞いているほか、国語、算数のアプリなども使いながら学習を行っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） せっかくみんなで持っているタブレットですから、そしてAIによって自動的に子供たちそれぞれに見合った課題が出されるといったような状況も聞いておりますので、ぜひ有効活用していただければなと思っております。また、そのほか運用上で課題等もしもありましたら、この機会に運用上の課題としてお知らせがもしできることがありましたらお聞かせいただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 運用上の課題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、名寄南小学校のお子さんは通常在籍している学級から抜け出て別の教室に行けばいいのですが、ほかの学校の児童にとりましては主に放課後名寄南小学校に来なければならないということがありますので、保護者の送迎ができないときには児童が通級指導を受けられないという場合があるということです。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 保護者の方には多少の負担があるというところでありませけれども、それでもやはり子供たちの教育に目を合わせますと、そこは保護者としてもちょっと踏ん張ってもらいたいというふうに思っております。ちょっと私もこの通級について概要を調べさせていただいたのですけれども、まず結構古くからある制度だというのが分かりまして、特にこれ始まったところがまだないのであるけれども、平成5年には全国で1万2,000人だったのが令和4年の段階で19万8,343人と。そして、平成18年からこれまでは一まとめに情緒障がいってなっていたところが注意欠陥多動性障がいですとか、学習障がい、自閉症といったようにすごく細かに分類されてきて、そこから一気に広がってきたというか、全国的に展開されてきたというような印象を受けました。当然これ子供それぞれの特性に合った対応が全国的にも進んだからこそできた数字なのかなというふうにも思っております。その中で、ちょっと令和4年度の数字で申し訳ありませんが、やっぱり東京近郊非常に多いのですけれども、北海道も意外と通級に取り組んでいる学校の数、また通級による指導を受けている児童生徒数についても結構多くなっている。これきめ細やかな取組が進んでいるのかなというふうに私は思います。ちょっとほかのまちの話になってしまっていて恐縮なのですが、例えば札幌市さんで通級による指導を

受けている児童生徒が在籍する小学校の数、これ文部科学省で出している資料なのですけれども、札幌市さんで185校小学校でやっていると。札幌市の全部の小学校、197校だそうです。ほとんどの学校で取り組んでいる。そして、今名寄でやっていませんけれども、中学校も97校あるうち75校で取組があるということで、本当に小学校から中学校まできめ細やかな配慮ができていたのだなというふうに思いますし、逆に札幌市ぐらいの規模になってくるとスケールメリットもありますので、そういう意味で職員さんの加配ですか、見つけるということもスムーズにできたからの結果なのかなというふうにも思っておりますが、やはり名寄でも中学校での通級指導が求められる場合もあるのではないかなというふうに私は思うのですけれども、求められる場合の対応といいたし、現在検討されるような部分がありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今おっしゃったとおり、市内の中学校に通級指導教室は設置されておられません。あと、札幌の事例も出していただきましたが、管内で中学校にも通級指導教室を設けているという学校があるのも存じ上げているところです。それと、昨年南小学校の通級指導教室の保護者などからもそういった声をいただいているところであり、そういった中学校に通級指導教室の設置を望んでいるという方もいるというところは把握しているところです。ただ、先ほど加配の13人という、教員が1人つくというようなところもあります。今のところ小学校から中学校へ切れ目のない支援を行うためにもやはりそういった体制の整備について検討する必要はあるのかなというふうに考えておりました。まずは中学校における通級指導教室の利用希望に係る調査を行うという、そういうところから始めたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 要望調査から始めるということでありましたので、ちょうど名寄中学校、今校舎の建て替え等々ということのタイミングも踏まえて、ぜひスタートが切れればよろしいのかなというふうに思います。

今回英語の指導並びに通級指導ということで、本当に多様化する人材をこれから担っていく名寄市の教育ですので、どうぞ前向きな取組をこれからも努めていただきたいというふうにお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○議長（山田典幸議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

中心市街地の将来ビジョンについて外1件を、倉澤宏議員。

○10番（倉澤 宏議員） 議長の許可をいただきましたので、大項目2点についてお聞きしてまいります。

大項目1、中心市街地の将来ビジョンについて。令和6年第2回定例会一般質問で中心市街地活性化基本計画策定の必要性について伺った際、計画策定ありきではなく、公共施設等再配置計画と併せ、コンパクトなまちづくりを推進する。市民、経済団体、商店街、まちづくり会社と情報共有、意見交換、合意形成の協議の場は必要不可欠で、そうした協議の場を重ね、一定程度計画策定したほうが有利に事業を進められるに至った場合は認定作業に移る。また、今後の議論の進捗を見ながら検討していくとの答弁がございました。市長答弁では、町なかに老朽化した公共施設を集約するまちづくり会社が一定の機能を果たしてくれる。古いビルを壊す、病院を町なかに移す、そのことで中心市街地の起爆剤にしたい。まちづくり会社に市が出資することで、中心市街地活性化を加速させていきたいと答弁がありました。

それらを踏まえ、小項目2点についてお伺いをいたします。小項目1、中心市街地の位置づけについて。名寄地区中心市街地について立地適正化

計画に基づく都市機能誘導区域、都市計画上の用途地域に基づく商業地域、旧名寄市において策定した中心市街地活性化基本計画に基づくエリアなどとの関連も含め、現在の名寄地区の中心市街地の地理的な位置づけについて御説明をください。

あわせて、昨年的一般質問から1年が経過しました。中心市街地活性化に係るこの間の関係者との意見交換や協議、また庁内議論等、中心市街地活性化基本計画策定の必要性に関する検討経過についてお知らせをください。

小項目2、中心市街地活性化と公共施設等再配置計画について。昨年の第2回定例会で一般質問をさせていただいた以降もJR名寄駅周辺の商店街では製造業や小売業、サービス業等が次々と廃業、閉店するなど空洞化が進んでおり、中心市街地の活性化は急務と考えます。行政として現状をどのように受け止め、今後中心市街地の活性化と公共施設の整備をどのように連動させ、進めていくのか、明確なビジョンについてお知らせをください。

次に、大項目2、教育行政について。小項目3点についてお伺いをいたします。小項目1、市立小中学校の整備について。学校施設の整備については、平成30年に策定した名寄市小中学校施設整備計画に基づき風連中央小学校、智恵文義務教育学校、名寄中学校の改修、改築、名寄東中学校の移転に向けた予算措置、こちらは20日に入札が終了したようですけれども、順次整備が行われてきています。一方で、現行耐震基準を満たしている学校についても建築後30年を経過してきている施設も複数出てきています。市立小中学校施設整備計画が来年度で最終年を迎えるに当たり、同計画の進捗と今後の学校施設の整備予定についてお知らせをください。

小項目2、市立小中学校の適正配置について。直近の名寄市の人口動態を見ても転出超過、出生数の減少で就学前児童数の減少が進んでおり、市立小中学校施設整備計画の中の児童生徒数の将来

推計と比べても減少のスピードはかなり速まっています。同計画の施設整備の方針と進め方では、市立小中学校適正配置計画（第2期）と連動し、名寄市街地区では適正配置の検討を行い、その方向性を決定すると示されていることから、両計画に沿った学校施設の整備を行うとあります。児童生徒数の減少に伴い学級数の減少も進んでいますが、今後の名寄市街地区における市立小中学校適正配置計画（第2期）の検討経過と今後の方向性についてお知らせをください。

小項目3、高等学校支援について。本年3月をもって名寄産業高校が閉校となり、市内の高等学校がこの4月から名寄高校1校になりました。これまで一般会計において高等学校支援事業費として学習教材支援や資格取得支援など高等学校の生徒への支援に取り組んできていますが、志願者、入学者とも定員に満たない状況が続いていることから、これまでの支援の見直しを行う時期に来ていると考えます。名寄高校の魅力を高めることと保護者の負担軽減を目的とした生徒への学校給食の提供が有効であり、特色ある高等学校への支援施策の一つと考えますが、御見解と実現への可能性についてお伺いをいたします。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 倉澤議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1、小項目1については私から、小項目2については総合政策部長から、大項目2については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、中心市街地の将来ビジョンについて、小項目1、中心市街地の位置づけについてお答えいたします。本市では、名寄市立地適正化計画において都市計画区域に対して住宅などの居住機能を誘導する居住誘導区域と医療施設や商業施設などの都市機能を誘導する都市機能誘導区域を設定し、コンパクトなまちづくりを推進し

ており、名寄市公共施設等再配置計画では公共施設の効果的な配置などについて検討しております。名寄地区における中心市街地の地理的な位置づけでございますが、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域におきましては、交通アクセスや生活利便性の高いJR名寄駅から市立総合病院の駅前通沿線をメインストリートに位置づけられており、都市計画上の用途区域、旧名寄市中心市街地活性化計画においてもJR名寄駅周辺の商業地域に設定されております。このことから、これまでも商工業者振興施策としてこの中心市街地に位置する都市機能誘導区域における事業にはインセンティブを持たせ、補助上限額を加算する支援メニューを展開してきたところです。また、中心市街地活性化を目指していくための検討経過につきまして、公共施設等再配置計画と併せた庁内議論として名寄市公共施設等再配置検討ワーキンググループ並びに検討委員会を開催し、人を呼び込むためのアイデア、必要な機能、施設など町なかのにぎわいづくりに向けた議論をしてきたところでございます。また、商工会議所等とは事業者数の減少や空き店舗の増加など現状の課題について協議を行っておりますが、中心市街地活性化計画策定の必要性も含め、町なかでの将来的なにぎわいづくりに向けての具体的な取組を検討するまでには至っておりません。今後町なかエリアにおける将来的な方向性が整理でき次第関係団体などとの意見交換を行い、中心市街地の活性化を目指していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目1、小項目2、中心市街地活性化と公共施設等再配置計画についてお答えいたします。

公共施設の整備については、名寄市公共施設等再配置検討委員会等で議論し、昨年度図書館機能を有する複合施設の整備について、西3条南6丁目、現在の西條本部、または旧みまつビル等跡地

を候補地として検討することといたしました。今年度は、第1優先候補地を決定したいと考えておりますが、土地が民有地となり、現在まちづくり会社が所有者と交渉中でありますので、その結果を受けて、第1優先候補地の決定や整備年次等についても議論を進めていきたいと考えております。また、複合施設の候補地の一つとしている旧みまつビル等跡地の活用についてですが、現在まちづくり会社が土地所有者と賃貸契約を結び、商店街振興組合名よせ通りと連携して無料駐車場やイベント会場などにも活用していくことになっておりますので、当面の間は有効的な多目的スペースとして多くの方に御利用いただき、町なかのにぎわいづくりにつながっていけばと考えております。今後におきましても、公共施設等再配置計画の進捗を庁内で共有し、整備に係るビジョンを整理した上で中心市街地の活性化を目指し、まちづくり会社等とも連携を図りながら、コンパクトなまちづくりの推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 私からは大項目2、教育行政について、初めに小項目1、市立小中学校の整備についてお答えします。

名寄市立小中学校施設整備計画は、名寄市総合計画（第2次）の施策体系に基づく個別計画として平成30年5月に策定し、計画的な施設整備の考え方や進め方を示した計画となっております。本計画では、学校適正配置計画（第2期）と連動して学校施設の整備を進めることとし、名寄市街地区において耐震診断により耐震性がないと判断されている名寄中学校や名寄東中学校については旧耐震構造に加え、老朽化も激しく、早急な施設整備が求められ、適正規模や財政状況も考慮しながら検討を進めていく必要があること。また、郊外農村地区において、智恵文小学校については校舎が未耐震となっているため、今後の智恵文地区の小中一貫校の導入を含めて、施設整備の面での

検討を進めていく必要があることが示されていたところです。本計画を踏まえ、令和5年度に智恵文中学校の校舎改修工事などを行い、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校として智恵文小中学校を整備したところです。また、名寄中学校は令和6年度から改築工事を進め、令和8年8月の供用開始を目指し、名寄東中学校は本年7月から旧名寄産業高校光凌キャンパスを活用するための改修工事を進める予定となっており、令和8年度に国より示されている学校施設の耐震化率100%を達成する予定です。このようなことから、令和8年度に最終年度を迎える本計画の学校施設整備の取組については、現在のところ計画どおりに進んでいるものと考えております。今後の学校施設の整備予定については、地震時の天井や照明器具、バスケットゴールなどの落下による被害防止のため名寄東小学校の屋内運動場などの改修工事を予定しております。

次に、小項目2、市内小中学校の適正配置についてお答えします。名寄市立小中学校施設整備計画では児童生徒にとって良好な教育環境を確保し、保障していくために名寄市立小中学校適正配置計画（第2期）と連動して計画的に小中学校の改築、改修等の整備を進めていくこととしており、適正配置計画（第2期）における名寄市街地区の対応については、小学校及び中学校について適正配置の検討を行い、その方向性を決定すると示されているところです。今後の名寄市街地区における適正配置の検討経過については、これまでに小学校は適正配置に係る検討は行っておらず、中学校は名寄中学校と名寄東中学校の耐震化を進めるに当たり令和3年度に両校の耐力度調査を行い、その結果から早急に耐震化を図る必要があると判断し、両校の統合整備について検討したところですが、生徒数の推計や町なかに中学校敷地となり得る場所がないことなどから、学校ごとの整備が望ましいと判断したところです。今後の方向性については、今年度から名寄市総合計画（第3次）の策定

に向けた作業が始まることから、教育委員会の施策などを協議していく中で児童生徒数の将来推計などを考慮しながら、これからの本市の小中学校の適正な配置の在り方などについても検討を行いたいと考えております。

次に、小項目3、高等学校支援についてお答えします。本市では、市内唯一となった名寄高校が生徒や保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう、高校生資格取得支援事業、学習教材支援事業、学校案内冊子の作成などの支援を行っておりますが、議員の御指摘のとおり、定員割れの状況が続いているところです。今回議員から高校への支援策として御提案をいただきました学校給食の提供については、道内のほかの自治体においても行われており、特色ある支援策の一つであると認識しております。本市において高校への給食提供を行うとした場合、市内の小中学校などに給食提供を行っている学校給食センターで調理した給食を高校に配送することが考えられますが、現在の学校給食センターでは新たに高校用の食缶や食器を衛生的に保管するための設備を整える必要があり、そのための増築や備品の購入、調理員の増員などが必要となります。こうした対応を行うことについて、現時点におきましては本市の財政や人材確保が厳しい状況にあることなどを勘案しますと給食の提供は難しく、現在行っている支援策のさらなる充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 初めに、中心市街地の位置づけについて確認をさせていただきたいというふうに思います。今御答弁では、都市機能誘導区域であったり、都市計画上の商業地域、また旧名寄市における中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の部分で、ちょっとはっきりしたエリアが分からなかったのですけれども、これそれぞれ都市機能誘導区域は117ヘクタールあっ

て、商業地域は35ヘクタール、旧名寄市の中心市街地活性化基本計画の中心市街地は80ヘクタールとかなりエリアの面積が違うのですけれども、明確にこの後の質問にも関連するので、この後の質問に関する部分での中心市街地、これ以降もそうなのですけれども、どこを中心市街地ということ認識すればいいのかちょっと明確にお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 都市機能誘導区域ということで、ちょっと分かりづらいということで申し訳ございません。現在商工業の振興施策でもしております誘導区域の範囲に関しましては、JR駅周辺商業地域ということで、あそこのメインストリートが半径800メートルの範囲ということで認識してございますが、ということです。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） それでいけば、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域、117ヘクタールが中心市街地ということで確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほどの御答弁の中でも中心市街地活性化基本計画の策定の今後の方向性についての議論までまだ至っていないというところで御答弁があったというふうに思いますけれども、ちょっとエリアの確認も含めてさせていただいたのは、都市機能誘導区域の中に行っていく施策という部分では都市機能を集約するというのが基本的な部分だと思うのですけれども、そのほかにも商工業の振興であったり、公共交通網の整備、またにぎわいづくり施策をバランスよく行って、市民に中心市街地ここですよという認識をしっかりと持ってもらうことが大切なのかなというふうに思っております。商店街だったらアーケードの整備であったり、駅前道路、ちょっと歩道と車道の幅が変わってきている部分もありますので、今後道路の整備だったり、空き地、空き店舗の活用であったり、今歩道の部分が、当時はやったのか分からないのですけれども、イン

ターロッキングというのでしょうか、レンガを組み合わせたような歩道、そこの下地が砂ですので、砂が流れてかなり下がっている。高齢者や車椅子の方だと非常に危険な場所も出てきています。そうした部分の整備も含めて整備に取り組んでいく必要があるのかなというふうに思ひまして、今回エリアの部分については前段確認をさせていただいたところでございます。

小項目2の中心市街地活性化と公共施設等再配置計画についてですけれども、先ほど御答弁に関しては昨年とほとんど状況変わっていないのかなというふうに思いました。昨年の市長答弁で起爆剤の一つとして挙げていました。さきの行政報告でもありましたけれども、東病院の移転、吉田病院北側駐車場の移転は現実的ではないとの報告があったところです。こちら話変わりますけれども、延べ床面積の不足は別として、建て替え費用に関しては一定程度これ想定できたのではないかとこのように思ひますけれども、ちょっとその辺の認識をお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 東病院の吉田病院北側駐車場への移転の検討にすることありますけれども、事業費について想定できたのではないかとこのことあります、この間説明させていただいておりますけれども、今回断念ということに至った理由としましては3つ挙げさせていただいております。その中の医療施設の共有化というところを最初見込んでいたというところがあるのですけれども、そこが法律上の関係でなかなかうまく共有化がいかないということが分かりまして、それによって延べ床面積がコンパクトにできないということになりまして、それぞれの病院において必要な医療設備が、医療施設を有しなければならないということになりましたので、そのことによって面積が広がって、事業費も見込んでいたよりも大きくなってしまふことが分かったという、そういった状況でございます

ので、そこについては御理解をいただければというふうに思ひます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 共用を想定していた医療機器等が使えないということで、費用も面積も上がってきたというような御答弁だったというふうに思ひますけれども、ちょっと先ほど確認をさせていただいた都市機能誘導区域、面積的には117ヘクタールぐらいあって、かなり広いエリアなのですけれども、この中心市街地と言われる場所にほかの場所も含めてエリアを広げての建て替えの考えはもう全くないということでしょうか、確認をさせていただいて。現地での既存の建物を改修等検討するというような御説明が委員会でもあったと思うのですけれども、そういうような認識で今後お話を進めさせていただいていかどうか御確認をさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） これまで検討してきた中においては、吉田病院北側の駐車場を活用しての新築移転という形で話を、検討を進めてきたわけでありましてけれども、それが難しいということになりましたので、今後については現在の東病院が建っているその敷地や建物といったところを活用しながら機能の再整備というのを進めていけるかということについて、そちら側の視点で今度は再検討をまずは行っていきたいというところで考えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 少しちょっと話がそれましたけれども、先ほど石橋部長の御答弁で今まちづくり会社が地権者との協議等も進めていると。商店街とも連携をしながら解体したビルの用地については有効活用しているといったお話も今あったところでございますけれども、今年の第1回定例会で東川議員の代表質問の答弁で具体的な複合施設の機能とスケジュールについては令和7年度の早い段階で出していくといった御答弁があ

ったところでは、立地適正化計画で、名寄駅周辺の商業地域、商業施設や医療施設など都市機能が集積して、利便性の高いエリアということで計画の中には記載されていますけれども、今その都市機能がどんどん、どんどん失われている状況にあります。現在の中心市街地に対する行政としての危機感はどのようにお持ちになっているのか、ちょっとお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 多岐にわたる分野になりますので、まず私のほうからは商工振興というふうな視点の中での危機感といえましょうか、課題意識ということでお答えさせていただければと思います。

議員も御存じのとおりかと思えますけれども、また先ほどの小項目1の中でもお答えさせていただいておりますが、現状の課題といたしまして、市街地の中心部、町なかエリアのところのやっぱり空き店舗がかなり目立つようになってきているということが第1に挙げられるかと思えますし、また一定程度の年齢的なものも含めてかと思えますが、創業してかなりの年数がたった商店が閉店され、閉められるというふうな状況も起きているかと思えます。そういった部分に対して現在今例えば空き店舗の活用といったことなんかは商工会議所さんとかともどういう対応、対策ができるのかということでもいろいろと議論をさせていただいておりますが、一つやっぱり課題になってくるのが土地、また建物の所有者の方との示されている物件の利用の条件といえましょうか、例えば家賃ですとか利用形態に対する規制といえましょうか、利用条件、使用条件といえましょうか、そういったものがなかなか新たに事業を起こしたいとか、起こしてみたいという方、また一定程度の期間事業を行われた方との関係の中でなかなか折り合いがつかなくなってしまって、最終的には店舗から抜けていってしまうというふうな、そういうふうな状況

につながっているのかなというふうに思っていますので、まずそういったなかなか私どものほうで介入とか調整といえましょうか、できないような課題もあって、思うように進んでいないというのが現状かなというふうに思っております。いろいろと施策的には創業支援ですとか、また事業者向けの店舗改修の支援等、それぞれ制度としては持たせていただいて、できるだけ多くの事業者の方に活用いただきたいということで日々PR等にも努めさせていただいているところでありますが、現状の課題ということで申しますと、今申し上げたようなところがなかなかうまく進んでいないというところになるかと思われます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） スケジュール感であったり、複合施設の機能であったりとかいう部分と併せて、ソフト事業であったり、中心市街地全体での施策の部分について、この間もちょっとお話をしたことがあるというふうに思うのですけれども、全体的にバランスよく進めていくためにはある程度将来的に名寄市の中心市街地をどのようにしていくのかというビジョンをしっかりと掲げて、取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えております。昨年の経済建設常任委員会でまちづくりの取組について室蘭市を視察させていただきました。山田部長も東建設水道部長も同行されたので、多分覚えているかというふうに思いますが、名寄市と同様に立地適正化計画を策定して取組を行っている室蘭市ですけれども、こちらではまちづくりの方向性を示すためにまちづくり将来ビジョンというものを作成しているということでもあります。中心市街地活性化基本計画ではなくて、独自に策定した計画ということなんです。このビジョンに基づいた取組、若干ちょっと紹介させていただきたいというふうに思いますが、都市計画の変更、道路の拡幅事業であったり、用途地域を変更、第2種住居地域、また第2種中高層住居専用区域を商業地域に変更したりですと

か、公園の再編成、街区公園6、地区公園1の再編を行って、整備を実施、あと民間事業者へ売却済みだった中学校跡地にホームセンターがオープンしたりですとか、都市計画用途区域を変更した場所に大手のコーヒーチェーンがオープンしたり、小学校跡地を建設会社に売却したところ、宅地として造成、分譲が始まっていると。市営住宅跡地を公募売却したら、ちょっと会社名言いますけれども、ニトリが店舗新築、着工しているといったようなスピード感ある取組が行われてきているといったところもありますので、こうした中心市街地活性化基本計画を策定しなくてもある程度具体的な将来ビジョン、名寄市中心市街地においても策定することでスピード感を持った取組が進んでいくのではないかとこのように考えますけれども、こうした取組について名寄市としてはどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 少し今室蘭市の事例もいただきましたし、私ちょっと昨年行けていないのですけれども、私その2年前に同じく常任委員会のほうで視察もさせていただきました、そのときやっぱり室蘭は、室蘭市街地に2拠点持っていてございまして、駅周辺と東地区ですか、それで今回東エリアということで視察に行ってきたということで、状況としてはこれら都市部局で計画立てたというのが、この計画を立てることによって、私どももこの間まで保育園整備のときに使わせていただきました国の助成、補助事業で都市再生整備計画なるものを恐らくこの後立てて、実施に進んでいくということなのだろうというふうに思います。今私ども次の具体的な企画、思いとしては当然あります。きっと図書館も入ってくるでしょうし、そういう部分で病院も配置されれば、その位置関係によっていろいろ中心部のまちづくりという部分については考えていかなければならないというふうに思っています。ちょっ

と具体的に今その部分がどういう形でどの位置でというか、そういう手法があるというのは重々承知をしているところではございますけれども、そういう部分につきましては、私どもそれに加えまして、先ほどから出てございます公共施設の再配置の計画でございますとか、公共交通の計画も当然セットでリンクしてございますので、その辺りの整合性取った形の中での次の計画というふうになってくると思いますので、その時点でまた皆様の知恵をお借りしながら、どういう形で市民に情報を周知をしながら、御意見聞きながらという形、今具体的な話できませんけれども、そこら辺少し見えてきたときには少しそういうような形で進めていきたいというような思いもございましてけれども、具体的に今どんなことを考えているのだとかというのはちょっとお示しすることはできませんけれども、そういう部分で考えていくことは可能ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） まちづくり将来ビジョン、室蘭市の取組なのですけれども、特徴的なのはコンサルへの外注は行ってないと。市の職員で原案を作成して、庁内検討部会6回行って素案をまとめ、市議会の所管常任委員会へ素案を報告していると。法定計画ではないにもかかわらず、パブリックコメントを約2か月実施、パブコメ募集期間内に町内会や商業団体と意見交換を行ってきているといったような経過があって、策定に至ったといった取組もありますので、この辺も含めて、コンサルに発注するとある程度の期間必要としますけれども、自前でつくったといった事例もございまして、こうした取組を参考にして、ぜひ名寄市の中心市街地でも将来的なビジョン、市民に明確に示せるようなものを早急につくる必要があるというふうに思っています。先ほどもちょっとお話ししました東川議員の代表質問、令和7年度、早い段階でということもありますので、

ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次、教育行政について確認をさせていただきたいというふうに思います。学校施設整備計画については、進捗は計画どおり進んできていると。今後東小学校の屋内体育館の整備も予定しているところで確認をさせていただきたいというふうに思います。次期計画について、来年が最終年度、現計画、なりますけれども、その部分については総合計画と連動しながらといったところでいくというところで、確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、この次の部分で適正配置の関係も絡んできますけれども、老朽化した学校施設も増えてきているといったところもありますので、なかなか財政的な部分で厳しい状況もあるとは思いますが、適切な整備を行っていただきたいというふうに思います。

次、小項目2の適正配置について確認をさせていただきたいというふうに思います。こちらについては数字はお話ししなくても当然御存じだと思うのですが、名寄市の小学校全体児童数、この間ちょっと学校教育課のほうで資料頂きまして、確認をさせていただきました。5月1日現在で小学校の児童数1,066人、5年前の令和3年度から135人減少してきているといった状況でございます。名寄市街地区でいえば、小学校で名寄小が142人、南小が440人、東小が143人、西小が222人といった状況でもございます。この数字を見ても、やはりちょっとバランス的に南小学校が圧倒的に多いといった部分があるところです。また、中学校においても今現在名寄中学校は310人、東中学校が182人、こちら5年前と比べて名寄中学校は13人増えていると。東中学校は逆に60名減少しているといった現状、こちらバランスちょっとなかなか取れていないなといった現状がうかがえるところがございます。今後学級数を維持するために学校区の変更も必要なのかなというふうに思いますけれども、

そちらのお考えについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 児童生徒数については、過去との比較において、ただいま倉澤議員から説明をしていただいたところですが、おっしゃるとおり人口密度の偏りが影響し、学校によって人数や学級数に偏りが出ているというところで教育委員会としても認識をしているところです。したがって、学校区の変更は今後検討していかなければならない課題の一つとして認識をしております。しかしながら、検討の時期等については、先ほども申し上げましたとおり、小学校の適正な配置の在り方などと併せて検討したいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 適正な学校の配置の在り方ということで、当面は現在の市街地区の小学校は現状の学校数を維持するといった考えでいいのかどうかちょっと改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 当面というところも含めまして、名寄市総合計画（第3次）の中で適正な学級の規模、クラスの数ですとか、そういったところも含めながら適正な配置について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 学校の数、統廃合等についてはなかなかお答えしづらい部分だというふうには思いますけれども、令和元年度に生まれたお子さんから令和6年度まで生まれたお子さん、ゼロ歳から6歳までいます。就学前の児童数ですが、出生数だけで算出した人数は現在928人、ここまでの積み上げで。転出したりとか、転入したりとか、人数変動してきて、単純に出生数だけ足せば928人というところで、先ほど申し上げた1,066人からまた150人程度減る

といったところも今就学前の児童数に入れ替わった場合、そうした部分の数字から一定程度将来的な小学校の児童数というのは把握できるというふうに思いますけれども、統廃合、なかなかお話しづらい部分あると思うのですけれども、財政的なお話も先ほど出ました。その辺りの検討を先送りしないで、遠くない将来学校の適正配置等を行っていかねばいけないというふうに思っておりますけれども、当面どれぐらいの期間か分からないですけれども、現在の学校数を維持していくために必要な部分、何とか教育委員会のほうでも、人口減少が進んでいる中で解決策を見いだすのは難しいかもしれないですけれども、こちら先ほど話した学校区の変更とか含めて、どのような部分で教育委員会の施策として取り組んでいかれるのかちょっと考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 名寄東中学校についても、議員も御承知のとおり、来年の8月から場所が変わるということもございます。したがって、そういったことも踏まえながら将来の児童生徒数の推計とそれに伴って校区の変更についても検討しなければならないというふうに、繰り返しの答弁ですが、そのように考えております。したがって、今のところ先送りするつもりということではなくて、あくまでもこの適正な配置の在り方というのは名寄市総合計画を策定、その協議をする中で考えていくべきものというふうに考えておりますので、これまで述べたスケジュールで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 先送りせず適正配置の部分についても検討を始めていただきたいなというふうに思います。関係ないですけれども、東中学校は東中学校の名称のままいくのですか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 名称を変更する予定はございません。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） ありがとうございます。改修終わって移転後も名寄東中学校の名称でいくということ確認させていただきました。

続いて、小項目3、高等学校支援について確認をさせていただきたいというふうに思います。先ほど高校への給食提供については給食センターの施設の関係でなかなか難しいというような御答弁あったのですが、今名寄高校の生徒数、5月1日現在で389人の生徒数がいるということでございます。人数的に学校給食センターの能力的にこちら調理は可能なかどうなのかちょっと確認をさせてください。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 調理につきましては、給食センターのほうに確認をしたのですが、恐らく可能だろうということなのですが、先ほど申し上げたとおり、調理する人員を増やさなければならぬので、そういったところの面で課題があるというふうに聞いております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 人材確保であったり、備品をそろえたり、食缶をそろえたり、スペースを確保したりということで課題はあるのだけれども、能力的には可能だということで確認をさせていただきます。施設的な課題、先ほど話しました食缶であったり、食缶を保管するスペースであったり、そこを整備しようというふうになると、ちょっとここの程度工事をするかどうか分からないですけれども、それをクリアするとしたら費用どの程度かかるか今分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 費用については分かりません。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 高等学校支援事業費でいえば、令和7年度当初予算で約870万円計上されています。近年給食センター改修事業費、令和4年度決算、こちら実施設計ですと632万5,000円かけて、令和5年度においては決算で1億7,830万6,000円かけています。令和6年度当初予算では1,730万円かけています。3年間で2億円以上を超える費用で改修を行ってきているといったところでもあります。こうした施設、多額の費用をかけて改修を行ってきているという部分では、より多くの児童生徒に給食を提供することが施設の有効活用につながるというふうに考えますけれども、一定程度施設の整備についてお金かかるとは思いますけれども、こちらについてはぜひ改修の部分検討していただいて、もちろん様々な課題はほかにもあると思いますけれども、取り組んでいただけるようお願いをしたいというふうに思いますけれども、学校給食の提供については名寄高校の生徒、運営協議会等で協議した経過、給食の提供についてPTAも含めて協議した経過というのは、これ名寄市としてはあるかどうかちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 学校運営協議会でそのような話が出たのかというのはちょっと私今分からないのですが、名寄市として学校給食の提供について保護者や学校と協議したことはございません。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 給食提供の要望等についてなかなか把握まではしづらいのかなというふうに思いますけれども、単純に保護者の負担軽減という部分ではなくて、市外から通学している生徒、汽車通生徒であったりについてはお弁当の保存期間、長時間になってきます。特に暑さが厳しくなるこの季節は、保護者はお弁当の傷み等が心配な時期を迎えてくるというところもあります

ので、保護者の不安の解消と生徒の安全担保をするためにも学校給食の提供が非常に有効な施策というふうに考えております。今後保護者や生徒に対してニーズ調査、やれる、やれない、施設の整備の部分は別ですけれども、そうした調査を行っていく考えについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現段階で、先ほどから申し上げましたとおり、財政状況なども考えますと、今の給食センターを増築するということにはなかなかならないのかなというふうに思っております。学校給食の提供についてのアンケートは現段階のところで実施する予定はございません。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 費用がどれぐらいかかるか今まだ分からないといったところでございます。食材費については当然それぞれから給食費という形で賄うといったところで、行政として支出する分については調理をする人たちの人件費であったり、運送に係る経費、当然ガス、水道等もその分若干増えてくるというふうに思いますけれども、先ほどちょっと児童生徒数のお話をさせていただきましたけれども、名寄高校、先ほど389人いると。この間、令和3年から今年の5月まで市内の児童生徒数216人減少してきているといったところもあります。この先、また今の状況では名寄高校の生徒数に近づぐぐらいの減少が見込まれるといったところもありますので、その辺の、そこを期待するわけではないですけれども、そうした生徒数の変動の部分で提供可能な状況になれば、またその辺りの人件費も抑えられるのかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げた今年計上されている高校支援事業費での870万円を人件費等に振り替えたり、今やっている支援策、給食提供に振り替えたりするといったところで財源賄えたりといったところも考えられるのですけれども、その辺りはどのようにお考えで

しょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在行っている高校への支援事業については、学校ですとか保護者の御意見なども聞きながら進めているというところでございます。確かに施設の整備費でお金がかかっているというところでありますが、あくまでも現在の提供を維持するというようなところでお金がかかっているというところでございます。したがって、現段階では学校と、あとは学友会などと協議をしながら限られた予算の中で有効な支援を考えていくという考えでございます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） なかなかお金の問題というところが大きなハードルなのかなというふうに思いますけれども、施策としてこちらについて有効な支援策というところで認識も持たれているようですけれども、こちらについては教育長についてはどのようにお考えなのかお聞きして、終わりたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 先ほど伊藤部長からも名寄高校の給食支援に関しては近隣の高校等でも実施しているところもあり、有効な支援策というふうな把握はしているところでございますが、この間私、提供しているところには道立高も、それから市町村立の学校もあるということも認識をしているところでございます。この間名寄高校の支援に関しましては、道立高校ということもございまして、高校の要望等も聞きながら、やはり何よりも魅力的な教育活動を展開していくということを第一義的に考えながら協議してきているところでございますし、今年度につきましては年度当初に新1年生の保護者等アンケートも取ったりしているところでございます。それで、私どものほうとしては、本当に予算は限られたものでありますので、十分に高校と協議しながら、そしてアンケートなども保護者等からも取っておりますので、生

徒からも1年生からは今年度取っておりますので、そうした声を受け止めながら、少しでも名寄高校が魅力ある高校として多くの生徒さんが集まってくるように高校と共に有効な施策というのを考えていきたいというふうに考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時48分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 中 畠 孝 幸

署名議員 東 川 孝 義

令和7年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和7年6月24日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	木村睦	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	松田慎司	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	伊藤慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大学事務局長	水間剛	君
こども・高齢者支援室長	倉澤富美子	君
産業振興室長	櫻田孝臣	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	山岸克利	君
監査委員	岡川進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

13番 遠藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域医療の今後について外1件を、東千春議員。

○15番（東 千春議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従って大項目2点について質問させていただきます。

1点目、地域医療の今後について。名寄市は、道北第三次医療圏の地方センター病院の名寄市立総合病院を中心に広い地域に医療を提供している自治体だと思います。このことは、名寄市民のみならず道北地域の住民の生命のとりでとして極めて重要な役割を果たしていると言っても過言ではないと思っております。その中で急性期医療、回復期医療、慢性期医療、そして病診連携など様々な医療機関が連携して地域の医療体制を構築する必要があると考えております。そこで、何点かお伺いをいたしたいというふうに思います。

まず、1点目、地域医療構想はどのような経緯で策定され、これを受けて地域の医療機関内でどのように具現化してこられたのかをお伺いいたします。また、今後想定されることがありましたらお知らせをいただきたいと思います。

2点目、名寄東病院の市街地への移転計画が見送られることになりましたが、基本計画において

地域医療構想との関連についてお伺いをいたします。

3点目、今回のことから東病院は現地で改修をしながら診療を継続する予定となりますが、現段階での考えについてお伺いをいたします。

4点目、療養病床を中心とする病院を建設する場合、病床数、建築費用を考えたときの採算性はどのようになっているのかお伺いをいたします。

5点目、この地域の救急医療は名寄市が大きく担っており、エリアで地域医療を構築する際には近隣自治体にある医療機関との連携を検討する必要があるのではないかとと思いますが、考えをお伺いしたいと思っております。

6点目、名寄市立総合病院では病診連携を推進し、医療資源を入院患者に向けることが望ましいと伺っておりますが、現状についてお伺いをいたしたいと思います。

7点目、近年多くの自治体病院の経営悪化が表面化しておりますけれども、名寄市立総合病院もその例外ではありません。現段階での収支の改善策としてできること、また国に対してどのような点を求めたいとお考えかお伺いをいたしたいと思います。

8点目、名寄市では以前から開業医誘致条例を制定し、昨年は待望の内科クリニックが開業いたしました。今後開業を求めたい診療科などがあればお知らせをいただきたいと思います。

大項目の2点目、防犯カメラ設置補助の考えについてお伺いをいたしたいと思います。近年不審者に関する大きな事件となった事例はないようですが、2025年1月、小学生男児数名が不審者に追いかける、2024年12月、小学校高学年の男児が知らない男性から何歳だい、どこに住んでいるの、お弁当買ってあげるからおいでなどと声をかけられる、また2024年11月、下校中の女児が歩行中の高齢男性から髪短くてめんこいねと話しかけられ、髪の毛を触られるなど犯罪につながりかねない事例も報告をされておしま

す。また、かつては大学付近にも不審者が現れたという記憶もあります。防犯カメラの設置は、万が一のときの証拠として有効であると同時に、犯罪を未然に防ぐ効果があるとも言われております。道内では、防犯カメラの設置に対する補助制度を設けている自治体がありますが、今回参考にしたのは浦河町の事例で、補助額は設置に要した費用の2分の1で、上限は2万円です。防犯カメラを調べてみると、簡易なものは比較的安価で購入することができるようです。都市宣言として安全、安心を掲げる名寄市としては、費用対効果を考えても有効ではないかと考えますが、見解をお伺いをいたしまして、壇上での質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） おはようございます。東議員から大項目で2点御質問いただきました。大項目1の小項目1から7までは私から、小項目8については健康福祉部長から、大項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、大項目1、地域医療の今後について、小項目1、地域医療構想の策定についてお答えをいたします。地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年の医療需要を見据え、医療機関の機能分化、連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的としております。地域によって人口の増減や少子高齢化の進行状況は異なるため、それぞれの実情に見合う医療提供体制を構築する必要があることから、地域医療構想は都道府県単位で策定することになっており、計画の中で各医療機関の役割が決められております。北海道では、将来の医療ニーズや人口構造の変化を踏まえ、バランスの取れた医療提供体制の構築を目指して平成28年12月に北海道医療計画の一部として北海道地域医療構想を策定したところであり、本構想では二次医療圏ごとに2025年時点での病床機能区分別の必

要病床数を推計し、その実現に向けた施策の方向性を明示しております。具体的には、病床機能の分化と連携の促進、在宅医療の充実、さらには医療、介護従事者の確保、育成などが柱となっております。この地域には、それらを協議する場として上川北部区域地域医療構想調整会議が設置されており、地域の医療関係者、行政機関等が連携しながら将来の医療ニーズに応じた病床数の確保、病院の機能分化、病床機能報告制度による情報共有、地域医療介護総合確保基金を活用した事業計画の策定など、地域医療構想の実現に必要な様々な事項について議論を行ってきております。上川北部圏域では、急性期医療を担う名寄市立総合病院を中心に各医療機関と連携しながら構想に沿った取組を進めてきており、その結果急性期と慢性期の病床数が減り、回復期が増えるなど目標に向けた一定の成果を上げております。学識経験者、医療関係団体、医療保険者、市町村などが参加し、多様な観点から議論を行うことで持続可能で質の高い医療提供体制の構築に努めております。今後は、医療、介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう2040年を見据えた議論が必要であることから、国の検討会においてその作業が進められ、昨年12月に検討内容が取りまとめられたところでございます。新たな地域医療構想の基本的な考え方は、病床の機能分化、連携だけではなく、外来、在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現や高齢者救急、在宅医療の需要等が増加する中、地域の実情に応じて治す医療を担う医療機関と治し支える医療を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携、再編、集約化を推進することが重要であるとされています。新たな地域医療構想の策定スケジュールは、本年度中に国においてガイドラインの検討、作成がされ、令和8年度に各都道府県において新構想の検討、策定、そして令和9年度からは新構想に沿った取組が始まる予定と

なっております。

次に、小項目の2、新東病院基本構想の策定についてお答えをいたします。上川北部医療圏の病床機能区別の病床数は、令和6年の病床機能報告によると、高度急性期11床、急性期255床、回復期169床、慢性期342床、休棟等105床で合計882床となっております。一方、地域医療構想において策定された令和7年の必要病床数は、高度急性期63床、急性期229床、回復期251床、慢性期249床の合計792床と推計されております。このことから、令和6年時点での上川北部医療圏の病床数は、令和7年に必要とされる病床数と比べて全体で90床多い状況にあります。機能別に見ると、高度急性期と回復期が不足し、急性期と慢性期が過剰となっております。このような状況を踏まえ、新病院には地域の医療需要に即した適切な病床数が求められることから、将来患者数や診療体制を勘案し、現在の105床から60床に設定をしたところであります。また、新病院が担う役割には、市内クリニックの減少により名寄市立総合病院への負担が増している現状を踏まえた外来機能の強化や今後の在宅医療需要の増加を見越した在宅医療支援センターの設置などが含まれています。これらは、地域医療構想において重要とされている方向性と合致していることから、今回の基本構想・基本計画（調査報告）は地域医療構想と整合が図られているものと考えているところであります。

次に、小項目3、東病院の現地での改修の現段階での考えはについてお答えをいたします。今後は、現在の敷地や建物を活用しながら必要な機能の再整備を段階的に進めるなど、多角的な視点から再検討を進めてまいりたいと考えております。その第一歩として、施設等の活用方針を適切に判断するため、外壁や屋根など建物本体の状態、そして給排水管や電気など設備面の老朽度合いについて必要な調査を実施し、現状把握を行います。調査結果を踏まえ、建物本体などの改修、更新に

加え、空調設備の更新や省エネ化といった観点から改修項目を精査し、必要な整備について検討してまいります。改修による整備は、新たに病院を建設するよりも初期費用を抑えることができ、限られた財源を効率的に活用できる点で合理的な手段と考えております。一方で、診療を継続しながらの工事となることから、安全対策や騒音への配慮、さらには構造上の制約など幾つかの課題も想定されますが、費用対効果や患者、職員の利便性への影響も十分に勘案しながら、効率的、効果的かつ現実的な整備手法を選定してまいりたいと考えております。

次に、小項目4、療養病床を担う病院の病床数、建築費用の採算性についてお答えをいたします。日本全体で急速に高齢化が進む中、それに伴って医療費も増加しており、限られた医療資源をどのように有効活用するかが重要な課題となっております。療養病床については、医療の必要性はそれほど高くないものの、在宅や介護施設での受入先が見つからないために病院に長期入院となっているいわゆる社会的入院の患者が一定数存在します。しかし、病院への入院は、在宅医療や介護施設と比べて医療費が高くなるため、診療の適正化が求められてきています。国は、令和6年度の診療報酬改定において療養病棟の医療区分の要件や施設基準を厳格化したことから、今後は慢性期患者の入院医療の必要性が問われることとなります。今回の改定は、名寄東病院にも影響を及ぼしています。医療区分などの厳格化によって入院対象者が絞られた結果、対象患者数の減少に伴う入院収益の減少が生じており、今後も同様の状況が見込まれます。一方、当地域では介護医療院や老健施設、在宅医療などの代替的な受皿がまだ十分とは言えず、引き続き療養病床が一定の役割を果たすことになると考えられます。今回の新病院の基本構想では、これまでより規模を縮小した60床を想定し、経営効率化や今後の医療ニーズに柔軟に対応できるよう施設整備を進めることにしていますが、近

年の資材価格の高騰や労務費の上昇などから、事業費用は62億円を超える見込みとなっております。また、先ほど申し上げましたとおり、医療区分の厳格化による慢性期患者の減少も見込まれることから、療養の病院経営の安定化を図るには病院事業に対する地方交付税措置に加え、段階的に市から繰入金が増額が必要になる見通しであります。

次に、小項目5、近隣自治体病院との連携についてお答えをいたします。病院の運営には、医師、看護師をはじめとした様々な職種の医療従事者配置のほか、多種多様な医療機器や適切な療養環境の整備が必要となりますが、一つ一つの病院においてそれら全てを整備することは限られた医療資源の有効活用、採算性の面においても非常に効率が悪くなります。地域完結型医療を目指すには、それぞれの医療機関が機能分担と連携を図り、切れ目のない医療を効率的かつ継続的に提供できる体制を構築することが求められます。本市の病院におきましては、市立総合病院は救急並びに急性期医療を、東病院は慢性期医療を中心に担っており、市内、近隣自治体の公立、公的、民間の医療機関と連携し、地域医療の一角を担っております。特に市立総合病院は、圏域のセンター病院として重要な役割を担っており、救急患者の受入れのほか、勤務医が少ない医療機関への医師派遣による診療支援や道北北部医療連携ネットワーク（ポリリスネットワーク）を介した救急トリアージなどを行っており、今後も救急、急性期医療を中心に周産期や精神医療においても引き続き中核的な役割を担うことになると認識をしております。新たな地域医療構想の検討の中でも病床機能の分化、連携に加えて、限りある医療資源を最適化、効率化しながら医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療、介護提供体制を各地域の実情に応じて構築していくことの重要性、必要性が言われております。新たな構想に基づく取組自体は、もう少し先になりますが、今後も医療機関はじめと

した各関係機関と連携を図りながら、持続可能な医療提供体制を構築していきけるよう引き続き努力してまいります。

次に、小項目6、名寄市立総合病院の外来患者数と病診連携についてお答えいたします。市立総合病院の令和6年度の外来患者数は20万8,840人であり、コロナ禍前の令和元年度と比較すると1万7,867人、7.9%減少しています。一方で、入院患者数は8万4,877人で、令和元年度対比で1万7,692人、18.0%減少しています。これは、圏域人口の減少のみならず、コロナ禍の前後で住民の生活スタイルや患者の受療動向が変化したことなども要因と考えています。先ほども申し上げましたが、新たな地域医療構想の考え方の中でも医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療、介護提供体制を構築していくことが重要であることが示されており、限られた医療資源を有効的、効率的に活用していくことが今後はより一層必要になると認識をしております。そういった点からも市立総合病院は救急、急性期医療を担う病院としてできる限り入院患者に注力する必要がありますし、病院経営の面においても効果があると考えております。一次医療を担うかかりつけ医が生活習慣病などの疾病や初期治療を担い、手術やより詳細な検査が必要と判断された場合等急性期医療が必要となった際には市立総合病院へつないでいただき、急性期を脱した後は必要な医療機能を有する医療機関においてその後のケアをしていただくという流れが理想ではありますが、現状一次医療を担う医療機関が不足している状況であるため、市立総合病院が外来機能の一端を担う必要があると考えております。

次に、小項目7、名寄市立総合病院の収支改善と望まれる医療制度はについてお答えをいたします。市立総合病院の令和6年度決算は、約9億8,000万円の純損失を見込んでいます。人件費や材料費等の医業費用が前年度と比べ約3億3,000万円増加しているのに対し、診療報酬を主と

する医業収益は前年度比約2,000万円の減少となりました。詳細な分析については、これからになりますが、人件費の上昇や物価の高騰に診療報酬の改定が追いついていないことが大きな要因の一つになっているものと考えており、厳しい経営を強いられている医療機関が全国的にも増えてきております。以前にも申し上げましたが、現在の状況の中では経営改善に効果のある特効薬はありません。厳しいときほど基本に立ち返り、小さな努力を積み重ねていくほかないと思っております。診療報酬の取り漏れ防止、DPC係数向上、価格交渉などによる経費節減など、事業管理者、院長を先頭にできることを全職員で取り組むこととし、各部署において具体的な目標を立て効果的な施策は院内で共有をしていくということにしております。また、国への要望につきましては、今月初めに北海道市長が独自で厚生労働省に要望を行っており、その席上現在の非常に厳しい状況について加藤市長から直接説明をし、地域医療への支援を強く要望してきたところであります。そのほかにも全国自治体病院協議会や医師会などの病院関係各団体、さらには全国自治体病院経営都市議会協議会でも同様の要望活動を行っていると伺っており、山田議長にも御尽力をいただいているところでございます。国への具体的な要望事項は、1つには診療報酬制度が挙げられます。現状の診療報酬制度は、2年ごとの改定となっていることから、次期改定は令和8年度となります。しかしながら、人件費や物価の高騰などの社会経済情勢を踏まえると、次期改定を待たずに期中改定を行ったり、当面の経営を支える臨時的な支援を実施するなど早急な対応を強く望まざるを得ません。また、もう一つには、公立病院が担っているへき地医療や救急、周産期、精神に代表される不採算医療への財政措置の充実、強化が挙げられます。特に不採算地域において不採算医療を行っている地域の中核的な医療機関に対する地方交付税措置の抜本的な見直しを積極的に行っていただき

たいというふうに思っております。自治体病院の最大の使命は、役割を持って地域に存続し続けることだと思っております。今後も地域住民の命と健康を守り続けるためにこの圏域における役割をしっかりと認識し、経営の安定化に向けた努力を重ねてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは、小項目8、今後の開業医誘致についてお答えいたします。

本市における医療提供体制につきましては、開業医の高齢化や廃業などにより一次医療を担うかかりつけ医の減少に伴い、他の開業医や市立総合病院への過度な負担が課題となっていたことから、地域の医療体制の整備と強化が急務となっておりました。このことを踏まえ、名寄市開業医誘致助成制度の創設について名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問をし、専門的な見地と市民ニーズの観点から審議を進めていただき、助成制度の答申を受け、名寄市開業医誘致条例案を平成29年第3回定例会に提案、委員会付託の後、同年第4回定例会にて可決、成立したところでございます。誘致による診療科につきましては、市内で不足が顕著でありました内科とし、様々な方法で誘致を進めてまいりました。令和6年4月には、開業医誘致条例の助成金の交付申請予定書の提出を受け、名寄市開業医誘致助成対象者検討委員会にお諮りをし、開業医誘致助成対象者として適格との御意見をいただき、令和6年10月に待望のなよろ内科クリニックを開業していただく運びとなりました。これを受け、今後誘致すべき診療科につきまして名寄開業医師会等に相談し、開業医誘致条例第3条第1項第3号の市長が認める診療科につきましては内科に限定しないとしたところでございます。今後本市を取り巻く医療環境も変化をしていくため、その状況を注視しながら誘致を進めていくことが必要であると認識しておりまして、開

業医誘致助成制度の申請があった際には名寄市開業医誘致助成対象者検討委員会に意見を求め、助成対象者とする診療科につきまして決定をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 私からは、大項目2、防犯カメラ設置補助の考え方について、小項目1、街中に防犯カメラの設置補助をについてお答えをいたします。

防犯カメラは、犯罪の抑止や犯罪捜査への情報提供などの役割が期待されていることから、市議会におきましてもこれまでの間防犯カメラの設置に関しまして御質問をいただいておりますが、コストやプライバシーの関係も含めて設置効果を検討してきた経緯はありますが、効果的な設置場所や一定数の設置台数確保が必要なことなどから、設置には至ってきていないところです。防犯カメラは、有効な防犯手段の一つと認識しておりますが、個人情報保護の観点からカメラ映像の取扱いには厳格なガイドラインの作成と慎重な取扱いが設置者に求められます。議員からお話のありました購入補助制度ですが、個人や町内会などの団体が設置する場合であっても地域住民の合意の下、取扱いのガイドラインを遵守して運用する必要があることや設置後の保守費用や更新費用といったランニングコストの負担も伴うものとなります。また、設置場所の選定の際には、近隣住民の理解を得ながらプライバシーの保護に配慮した位置への設置が求められます。北海道警察発表の統計では、令和6年中の子供や女性を対象とする性犯罪等の凶悪犯罪の前兆と見られます声かけや付きまといなどの事案である前兆事案については、道内の認知件数として子供に対しては574件、女性に対しては1,268件となっているところです。また、犯罪の認知件数については、SNSからの犯罪被害が増加するなど近年犯罪の手口や接触方法は多様化しており、様々な形での対策が求めら

れてきております。防犯カメラの補助制度を設けている自治体の中には、財源の枯渇や機器の更新に係る費用の面、多様化する犯罪の手口に対する対策の面などから、設置に対する補助を見直している自治体も出てきていると伺っております。本市としましては、防犯カメラによる犯罪抑止効果を認識しながらも限られた財源の中で安全、安心都市の推進に向けては名寄市安全安心地域づくり推進協議会を核としながら、警察署をはじめとする関係機関や地域の皆様と共に様々な角度から必要な方策を考え、防犯活動に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問に入っていきたいというふうに思います。

まず、順番にいきいたいと思います。地域医療について様々なお答えをいただきまして、現状なかなか厳しいのだなというのが実感として伝わってきたところではございます。しかしながら、医療機関をしっかりと守っていくというのは、地域住民に本当に重要なことですので、私たち議員や市民も一緒になっていろんなことを考えていかなくてはいけないのかなというふうに改めて思わせていただきました。

そこで、再質問に入っていきたいと思いますが、今回ベッド数を60に減らす、これは地域構想に沿ってこのような数字にしていきましたという答弁をいただいたのですが、現在の東病院のベッド数は105で、第1病棟が60、第2病棟が45ということで、これから東病院の中でも60を残していこうというお考えなのか、それとも105をそのまま有効に使っていこうとお考えなのか、まずお聞かせをいただきたいのと、仮にあそこを地域構想に沿って60にした場合の国からの交付金はどのように影響してくるのかということと、仮にそのように60にした場合

45が空くわけなのですけれども、この間まで本当にコロナで我々は苦しんでいて、病床が少なく、例えばその45を万が一のときのためにキープをしておくというようなことというのは制度上可能なかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） まず、ベッド数の点です。60床にしていくのかという点でありますけれども、今地域医療構想の中での話もさせていただいたのですけれども、東病院のベッドは慢性期の病床となっております、これについては現在も過剰となっております。地域医療構想で定めている2025年の必要病床数、この慢性期の数から見ると、まだこの地域の慢性期病床数については多いということになっておりますので、そういったところからいくと、まず減らしていくという方向が総体的にはいいのだろうということです。

もう一つは、新たな地域医療構想の考え方の中でも出ておりましたけれども、医療資源を有効的に活用していきましよう、最適化していきましようという考え方が在り方検討会の中でも示されておりますので、そういった点や、またこの地域の人口減少、これからも進むということを考えますと、やはりそこはダウンサイジングであったり、統廃合、これ東病院の話ではないですけれども、この地域の医療がどのような形になっていくかということていきますと、今言ったような方向性になっていくものというふうに考えております。

減らしたときの国からの交付金は、どういう形になるのかということでもありますけれども、まず今いただいておられます地方交付税、これは病床1床当たり幾らということていただいている交付税があるのですけれども、これは過去には許可病床数に応じた金額をいただいていた時代もあったのですが、現在はそのような形ではなくて、1年間の中で最大使用された病床数というのでしょうか、最大稼働病床数、これが基準となっておりますの

で、使わないで持っているだけの病床については地方交付税は今当たっていないという状況です。ですので、それを返上したとしても、それに対して直ちに何かもらえるという恒常的な制度というのはいないです。しかしながら、先日話題になっておりましたけれども、令和6年度の国の補正予算でつきました病床数適正化支援事業、これについては許可病床数を削減することによって幾らか交付金をお渡ししますよという制度ができましたので、そういった制度が今後も継続されるということであれば、そういった制度は活用できるのかなというふうに考えております。また、ただ減らすだけではなくて機能の分化でありますとか、連携強化といったところにつなげるための病床数削減ということになれば、これは基金のメニューにそういったものがありますので、そういったものを活用できるという可能性は出てきます。

それと、仮に45床削減したときのその45床をキープしておくことについての点でありますけれども、キープといいますか、休床させたままという意味ではそれは可能だというふうに考えております。ですので、そういったことはできるのですが、そこを維持することによるメリットというのでしょうか、それがいいのかどうかというところの判断になってこようかなというふうに思っております。逆に、休床で持っているということは、いつでも復床できる、使えるよという状態にしておくことですので、設備面の維持管理というのも当然していかなければなりませんから、そういったところも考えた上での判断ということになりますし、ベッドを稼働させる際の一番の課題というのはやはり医療スタッフがいるかどうかということだというふうに考えておりますので、そういった点も勘案しながらの判断ということになっていこうかというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 本当にこの間まではコロナで病院が大変だということで、その頃は国

も地方の病院、あるいは全国のそういう受け入れる病院に対して一定の支援はしてくれたのですけれども、何かこの頃ちょっと冷たいなど、この間のことを忘れたのかいというふうな実は思いもしております、そんなことから余った病床の間だったらきっと有効に使えたかもしれないなというふうに思ったものですから、ちょっと突拍子もない質問させてもらいました。私たちお金のことを考えないで医療のことだけ考えるというのはちょっとできませんので、国の動向ですとか、万が一のときのためにだとか、いろいろ制度をちゃんとチェックしていただいて、もし可能だったらいい方向で進めていただきたいなというふうに思っております。

しかしながら、東病院も外から見ても相当老朽化が進んでいるなというふうに思っております。

1回目の答弁でも改修をして使っていきたいということで答弁をいただきました。外壁ですとか、設備だとか改修をされるというふうに伺ったのですけれども、実際この建物をどの辺りまで使えるのかというのは見込みを持っておられるのかどうかお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 私どもとしてもその辺が明確に見えていない状況です。老朽化は、進んでいるであろうという観点は持っているのですけれども、具体的にどの施設設備が早急に対応しなければならない状況なのか、またそういったものを改修、更新をする際にどれぐらいの費用が発生するのか、そういったデータというのを持ち合わせておりませんので、まずはそこを今回させていただいて現状の把握を行い、どれぐらいまで改修、更新というのを行っていったらいいのかという判断をしていきたいということでございます。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 理解をさせていただきます。こういった状況になりましたら、

町なかにごどこか場所を見つけて再チャレンジをするというふうなお考えというよりも、しばらくの間はこっちの方向で改修をしながら慢性期医療を守っていこうというお考えなのか、あるいは町なかでこの間つくっていただいたような構想のものをどこかに再チャレンジをしようというふうなお考えなのか、そこら辺もお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 今回検討した敷地への建設というのは、断念をしたわけではありますけれども、その理由の一つとしては事業費がやはり高くなるということが挙げられます。また、市内の中心部の市有地というのでしょうか、まとまった土地ということも非常に少ないということもあります。そういった状況を考えたときに今回の検討してきた次の段階としましては、繰り返しの答弁になりますけれども、今の施設、敷地、そこを有効に活用しようとしたときにどういった形で再整備が可能なのかということについてまず検討を加えようということにしたところでございますので、そういったところで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 難しい判断かもしれませんが、そこら辺はある程度見据えながらやっていただけたらありがたいなというふうに思います。新しくチャレンジする気持ちはあるけれども、今回改修するというのとはしばらくそこを使おうというときの改修の仕方ってきっと変わってくるのかなというふうに思いますので、ある程度これからはしばらくは使っていくぞと、外に求めないでここでいこうというお考えなのかということのをこれからはぜひ整理をしていただきながら、改修内容をぜひ検討していただければありがたいなというふうに思います。

一方で、地域全体での医療の構築というのを考えたときに地域医療構想というのは、これは決し

て名寄市だけで完結をさせるというものではないと思います。そういった中でこれまで北海道ですとかがどのように関与していただいたのか、指導をしていただいたこととかがあるのかどうなのか、地域医療構想をつくって、あとは地域の医療の皆さんでどうぞというのだったら、やっぱりそれはまとまりづらいのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺に対する北海道の関わりというのはどういったことがあったのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 地域医療構想に関する道の関わりという点でございませぬけれども、北海道地域医療構想の私今手元に持っているのは概要版なのですけれども、その中で実現に向けた取組という項目が1つございまして、その中に道の役割というのでしょうか、関わり方ということが書いてあります。そこには、地域医療構想は行政が主導するものではなく、目指す姿を共有するとともに、その実現に向けて地域の関係者で協議を行っていくという書き方でございませぬ。その中において道としても協議の場の設置ですとか、必要なデータの提供、それから先ほど1回目の答弁で少しお話をしましたが、基金といった制度の活用、そういった支援というのをやっていくのですということ書かれておまして、役割としてはそういうことございませぬので、先ほど申し上げた地域医療構想の調整会議の事務局を名寄保健所で担っていただいております、その中で関係各機関の情報共有であったりとか、病床機能の分化、連携などをどのように進めていかうかといった協議を行ってきたところでございませぬ。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 北海道の中の保健所だとかが中心になってやってこられたということなのですけれども、失礼な聞き方かもしれませんが、その効果というのはどこまであったの

か、この構想を保健所さんが中心になってどこら辺まで具現化できたのか、今回東病院はそれに沿って60に考えましたということなのですけれども、そこら辺ちょっと言いづらいかもしれませぬけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） なかなか具体的にここに効果がありましたというのは難しいのでありますけれども、答弁で少し触れさせていただきました令和6年の病床機能報告、この病床機能報告というのは毎年1回必ず病床を持っている医療機関報告する義務があるわけでありませぬけれども、平成28年、今の地域医療構想が策定された時点から令和6年の現在の各病床機能別の病床数、これを対比してみますと、先ほど少し触れましたが、急性期と慢性期というのがもとも多い病床となっております、それらが急性期においては28年と令和6年の対比でいくと227床減っておりますし、慢性期についても61床減っております。逆に、足りないと言われている回復期、ここは93床増えております。これは、2025年に必要とされる病床数、ここに近づいてきている数字で推移をしてきておりますので、そういった点から考えますと、この間の調整会議等で行ってきたそういった情報共有であったりとか道の役割というのは、一定程度そこは効果としてこういう形でも現れているのではないかと、うふうに認識をしているところであります。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） もう少し塩対応のかなと思ったけれども、一定程度のちゃんと支援をしていただけるということ少しほっといたしたところです。東病院がこれからあと何年あそこで使っていけるのかというのなかなか難しいところだと思っておりますけれども、この地域全体を考えたときに周辺自治体の病院もあります。下川や美深も、あそこは回復期ということだったかなというふうに思いますけれども、士別の市立病院も

あります。その中で在り方検討会議というのを立ち上げたというふうな新聞報道に触れました。そんな中で議会としても在り方検討特別委員会がつけられたというふうに新聞に載っておりました。多分士別もこのエリア全体の医療を考えようと思われているのかなというふうに思っております。それで、特別委員会の委員長が挨拶をされた文章もちょっと新聞に載っております、北都新聞だったのですけれども、機能分化、連携強化では名寄市立総合病院と士別市立病院において行われている地域医療連携法人による取組について、その効果を検証し、参加に向けた検討、この地域でもう少し連携をしたらいいのではないのかという表現のかなというふうにも私若干捉えたのですが、私たちとしてそういった周辺の自治体の病院ともう少し役割分担して担っていこうという考え方、あるいはそれに向けた取組ということを進められてはいかがかと思うのですが、そこら辺に関するお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 先ほどから御紹介をさせていただいております地域医療構想の中でも北海道としては、一次医療、二次医療、三次医療ということでそれぞれ圏域を定めて、それぞれの圏域の中で地域完結型の医療を目指していきましょうということで定めておまして、特に二次医療圏でいきますと地域センター病院というのを1か所ずつ指定をし、三次医療圏でいえば地方センター病院というのを指定し、その中で完結できるような提供体制を整えていってほしいというのが基本的な考え方であって、地域医療構想の中においても分化を進めることと併せて、連携を密に取ってその地域にとって必要な医療提供体制を構築していくということが示されております。今士別市立病院の話も出ましたけれども、地域医療連携推進法人というのを令和2年に設立し、道の認定を受けてこの間取り組んでき

ているところです。そのベースとなっているのは、やはりこの地域の医療資源を効率的に使っていきましょうということもありますし、お互いが共倒れしないというのでしょうか、そういった視点を持って連携をしていきましょうということから、この法人を立ち上げ、様々事業も推進してきているところでございまして、さらには令和6年1月に東病院もここに加入をするという形で進めてきております。この流れだったり考え方というのは、今後大きく変わるということは恐らくないだろうというふうに考えておりますので、市立総合病院の立場でどういうことをというのは相手方もあるので、なかなか難しいところはありますが、そういった概念をこの地域の医療機関関係者等で共有しながら同じ方向に向けて取組を進めていくということが大事だというふうに認識をしているところでございます。ちょっとお答えになっているかあれですが。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） お答えになっておりました。何が答えになっていたかということ、市立総合病院の立場ではなかなか難しいというお答えが的確に表現をされていたのかなというふうに思っております。そういったことから、連携法人なり、北海道なり、あるいは自治体の首長なりが何かの地ならしをしていただくなり、何かできないのかなというふうな思いもあるのですが、そこら辺はなかなか難しいのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この地域の医療資源をさらに連携して、あるいは機能分化を進めていくべきだというお話だというふうに承知をしております。今もずっと佐々木のほうからもお話、事務部長からもありますけれども、上川北部に関しては道内見てもある程度機能分化、あるいは連携がうまくいっている圏域のほうではないかというふうに思っております。ただ、一方で我々の地域は、本当に広大な面積でありますので、機能分化

したくてもやっぱり限界があるところもあるのかなというふうにも思っております、こうした課題もしっかりと認識しつつ、さらにこのことについてはそれぞれ自治体の首長さん、圏域の皆さんと話をしても同じ方向を向いているなというふうにも思っておりますし、さらに連携が必要な部分はしていく、加えてさっき全国市長会での要望の話もありましたけれども、診療報酬に関して全国一律、あるいは数字によってこれ以上だと点数が高くなるみたいな、そういった診療報酬の体系もありまして、これはどうも我々の広域分散型の地域にとっては非常になかなか、何でもかんでもやっぱりやらなければならない部分がある中で不利益というか、不利な状況でもあるなというふうにも思っています。広域の我々みたいな地域医療をしっかりと支えていく基幹病院に対して、一定の診療報酬にさらに何らかの形でインセンティブをいただく、そうした要望も今後しっかりとやっていかなければならないなというふうには考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 時間もなくなってきました。要望活動というのは、本当に大切だというふうにも私も認識しておりますし、地域医療構想は必ず遵守するというふうな、国のいろんな機関の皆さん、政治家の皆さんも異口同音にしてそのようにおっしゃっております。ですから、様々な機関の中で要望活動を強めていただきたいなというふうにも思っておりますし、山田議長におかれましてもその立場におられますので、議長会の中で積極的に活動していただければありがたいなというふうにも思います。

時間がなくなってきましたので、防犯カメラについて質問の時間はきつとないかもしれませんが、やっぱり自分の身を守るというのは、いろんな場面で守ってもらっていると思います。自衛隊に守ってもらっている、警察に守ってもらっている、消防に守ってもらっている、だけれども

やっぱり最終的には水害でもそうですけれども、防災でも自分で身を守るということは必要なというふうにも思います。自分で身を守るということの中には、みんなで守る、町内会で守る、自治体もちょっと守るという観点もあっていいのかなというふうにも思っております。そういったことから、様々プライバシーの問題だとかいろいろ御答弁いただきましたけれども、ぜひそこら辺の部分がクリアされるようであれば検討いただければありがたいなというふうにも思っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

避難所の運営対策と環境改善について外3件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問をまいります。

まず、大きい項目1番目、避難所の運営対策と環境改善についてをお尋ねいたします。政府は、昨年12月、避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記されています。さらに、トイレの比率を男性用と女性用を1対3とするような奨励し、入浴施設も50人に1つとの基準を示されています。また、避難所内の1人当たりの居住スペースは最低3.5平米、畳2畳分とされ、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目標にしており、本市のスフィア基準の考え方と取組について理事者の御見解をお願いいたします。

指針では、このほか温かい食事を提供できるよう地域内でキッチンカーの手配や飲食店協同組合との調理人の派遣など取組の紹介がありました。昨年11月に中央防災会議等から令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応の在り方についての報告が出されました。その中で国の応援組織の充実、

強化や被災地のニーズに応じたキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、自治体間における受援計画の作成、訓練などを総合的にすべきと考えられております。事前登録制度、受援計画の作成、訓練の考え方について理事者の御見解をお願いをいたします。

昨年6月29日、国や自治体による災害対応の基礎となる防災基本計画の修正が決定いたしました。能登半島地震の高齢者などの要配慮者が数多く被災されたことを踏まえ、災害応急対策に福祉的支援の必要性が明記されました。修正計画では、ふだんから住民の状況を把握できるよう、保健師、福祉関係、NPOなどと事前に調整するとともに、災害時にどこまで個人情報共有ができるかが求められております。また、指定避難所の保健衛生環境の整備が必要では、特に快適なトイレ環境の整備が求められており、そこで災害応急対応の福祉的な支援及びトイレ環境を含む保健衛生環境整備の取組についての理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目2つ目、道の駅の防災拠点としての強化と地方創生推進力としての活用についてをお尋ねをいたします。先日名寄物流拠点化事業促進期成会の設立総会が開催され、国の支援を念頭に物流拠点化構想と名寄インターチェンジ拠点化整備の実現に向けスタートされました。基本方針では、高規格道路及びインターチェンジの機能を生かしたにぎわい施設と広域防災機能の整備を目指すとあります。そこで、数点確認と今後の取組について質問させていただきます。

道の駅が創設されて32年がたち、今年5月の時点で全国に1,230か所の登録をされており、国土交通省では地方創生の核となる特に優れた取組を展開する道の駅に対し予算及び支援を強化しており、全国モデルの道の駅、重点道の駅の指定を2014年から実施されております。北海道で

は、幕別町、奈井江町、遠軽町が指定されておりますが、我が自治体の道の駅の具体的な取組について理事者の御見解をお願いをいたします。

道の駅は、災害時の地域の防災拠点となる防災道の駅も25年度から79か所に選定されております。災害対応に当たる自衛隊、警察の活動拠点のほか、緊急物資の輸送、地域住民の避難を受け入れるなどにも使われ、現在ある風連の道の駅、またこれから進められる名寄19線の道の駅の災害時の活用と自治体の取組についての理事者の御見解をお願いをいたします。

道の駅の設置に関しては、登録条件のハードルを下げて、トイレがあり、24時間オープンし、駐車スペースが十分であり、情報提供機能があれば登録ができるようになっております。名寄では、農業を強くするため農林水産省から販売所の設置に補助金を出しており、連携プロジェクトになっております。加えて、地域の商店街との連携にも経済産業省が関わっております。一部事例においては、函館市では博物館と併設し、文部科学省と連携した補助金の取組をしております。我がまちも地域活性化に資する地域の特徴を生かした道の駅を推進することが大事と考えますが、理事者の御見解をお願いをいたします。

現在道の駅は、第3ステージと位置づけられており、地方創生と観光、防災拠点としての道の駅を核とした地域づくりを進めています。これは、行政、観光、交通事業者などの多様な関係機関との連携がポイントとなっております。特に災害発生時の防災機能を強化する防災道の駅としての整備として、断水してもきれいな水が使えるトイレなどの整備を現在進められております。防災道の駅としての拡充についてどのように考えられているのか、理事者の御見解をお願いをいたします。

また、コロナ禍を経て観光の在り方を見直され、現在キャンプが人気になっております。道の駅に隣接するRVパークの設置が各地で進められておりますが、本市としても道の駅の新設とともに、

新たな観光の呼び水としてRVパークの設置の取組について理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目の3つ目、児童の更衣室の確保についてをお尋ねをいたします。障がいがあるため、プールに行くときは家で海水パンツをはいていくのですが、プール内で着替える場所がなく、お母さんが更衣室に入れられないため時間がかかります。また、高学年はもちろん、低学年でも男女別更衣室を親は求められておりますので、お母さんは更衣室に入れられない状況が続いておりました。令和6年4月1日から障害者差別解消法で合理的な配慮の提供が義務づけられました。障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を実現することを目指しております。また、障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人から申出があった場合、合理的配慮の提供を求めることなどを通じ、共生社会の実現を目指すこととあります。こうした今日の時代の要請からも市として簡易更衣室の確保を明確にすることが重要と考えられますが、今後の計画等、また整備について理事者の御見解をお尋ねをいたします。

大きい項目4点目、名寄駅の利用者への利便性向上についてであります。ある方から、名寄市立総合病院より旭川市立病院の通院が言い渡され、列車で来ている方、また重い荷物を持って1番ホームから2番ホーム、3番ホームへの階段の移動がどれだけ大変か、高齢のことを考えているのかと言っておりました。私は、この問題、民間の部分ではありますが、今回で3回目の質問に入らせていただきました。宗谷本線活性化推進協議会では、26市町村では3つの鉄道の高速化、また利用者への利便性向上と地域貢献に寄与することとされています。民間だからといって無駄ではないと思います。また、エレベーターが2億円かかると言われておりますが、いろいろな工夫がないのかを考えていただきたいというふうに思います。

1番ホームに列車をつける工夫ができないのかなど、様々な利便性向上が図れるのではないかとこのように考えております。利用者促進のため、市民の声を届ける改善を進めない限りJRの利用促進の方向には進まないと考えますが、理事者の御見解をお願い申し上げ、この場での質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 高橋議員からは、大項目で4点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は産業振興室長から、大項目3と4は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、避難所の運営対策と環境改善について、小項目1、スフィア基準の考え方と取組についてお答えいたします。国は、令和6年1月に発生した能登半島地震の対応等を踏まえ、令和6年6月に防災基本計画を修正し、その後令和6年12月に避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針などを人道支援の国際的な基準とされているスフィア基準に沿った避難所の生活環境改善が促進されるよう全部改正を行いました。名寄市におきましてもこうした国の防災基本計画や取組指針、さらには北海道地域防災計画等の改正を踏まえ、令和7年3月に名寄市地域防災計画を修正し、避難場所等を開設するに当たっては良好な生活環境とするため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するように努めること、また避難場所等の管理運営においては生活環境に注意を払い、常に良好で人間らしさを保てる環境を整備するものと修正したところです。避難生活における生活環境の確保は、避難者の身体や精神状態を良好に保つ上で非常に重要だと認識しております。そのため、避難所を開設し、管理運営を行っていく際には、少しでも快適な環境となるよう最善の対応に努めてまいります。

次に、小項目2、事前登録と受援計画の作成、

訓練についてお答えいたします。まず、事前登録制度についてであります。内閣府では能登半島地震での教訓を踏まえ、より円滑な被災者支援等の実現に向け、災害時に活用可能なキッチンカーやトレーラーハウスなどのいわゆる災害対応車両を平時から登録する災害対応車両登録制度を創設するとともに、その内容をデータベース化しておくなど被災自治体のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを構築し、本年6月1日から運用が開始されたところです。受援計画については、名寄市では大規模災害が発生した際に外部からの応援を円滑に受け入れるため、令和3年3月に名寄市災害時受援計画を策定しております。そのため、今後本市で災害が発生し、支援が必要となる場合においては、受援計画に基づき物的、人的支援を円滑に受けていくことが必要であるとともに、災害対応車両登録制度を活用し、迅速な被災者への支援体制の構築を進めていきたいと考えております。受援体制に係る訓練については、現段階において実施する予定はありませんが、防災訓練として今年度は旭川地方気象台の職員を講師に今月4日に開催した気象防災ワークショップや秋頃に実施予定の市民参加型の避難訓練の実施など、災害に強いまちづくりに向け、一步一步取組を進めているところであります。

次に、小項目3、保健衛生環境の整備についてお答えいたします。令和6年6月に改定された防災基本計画では、避難所で暮らす被災者に対し福祉的支援を行うことが追記されました。その具体例として、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等を設置することなど避難者の生活環境改善に努めていくことですが、先ほどの答弁でもお答えしたとおり本市においてもスフィア基準を踏まえ、名寄市地域防災計画を修正し、避難場所等については良好な生活環境に整えていくことのほか、その管理運営においては常に良好で人間らしさを保てる環境を整備するものとしております。また、災害時には高齢者などの要

配慮者が数多く被災していることから、令和3年の災害対策基本法の改正によりおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むよう示されるとともに、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったところです。これを受け、本市では令和6年5月に個別避難計画の作成や管理、避難行動支援業務の一層の促進を図るため要綱を全部改正し、地域の民生委員児童委員、福祉関係事業者の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、本年3月の第1回定例会で報告しました11件から現在まで11件作成し、合計22名の対象者の個別避難計画を作成しております。引き続き個別避難計画を作成する際は、要支援者本人の状況等をよく把握し、信頼がある福祉専門職の方や地域、関係部署などと連携協力し、計画作成に努めてまいりたいと考えております。トイレ環境の整備につきましては、食事や就寝環境とともに避難所で被災者の命を守るために重要であるものと認識しております。そのため、避難所開設の際には備蓄品の活用はもとより、国や北海道の支援体制をしっかりと活用しながら避難所の衛生環境が良好なものとなるよう最善の対応に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 私からは、大項目2、道の駅の防災拠点としての強化と地方創生推進力としての活用についてお答えいたします。

まず初めに、小項目1、道の駅の取組についてお答えいたします。道の駅もち米の里☆なよろは、平成20年の開設以来指定管理者でありますふうれん特産館の取組により、本市の地域資源でありますモチ米を主力とした商品販売やPRにより、ピーク時は50万人を超える入り込み数となっており、新型コロナウイルスの影響で入り込み、売上額とも減少しましたが、収束後は回復、増加しつつあります。もともと道の駅は、ドライバーが立ち寄るトイレ休憩施設として生まれ、その後情

報提供機能、地域連携機能を有する休憩施設として整備を進められてきましたが、道の駅自体が目的地となり、まちの特産物や観光資源を生かして人を呼び、現在では地方創生と防災、観光の中核拠点化として進化を遂げております。新型コロナウイルスが収束し、入り込み数が回復しつつある中で改めて地域資源を活用した魅力の構築、発信が必要であると指定管理者と共通の認識を有しており、今後におきましても地域の魅力発信の拠点の一つとして連携した取組を行ってまいります。

次に、小項目2、道の駅の災害時活用計画について、小項目4、防災道の駅の拡充についてと関連がございますので、お答えいたします。本市の道の駅なよろは、防災道の駅指定の前段となる広域的な防災機能を担う道の駅として位置づけられ、令和5年3月31日に防災拠点自動車駐車場の指定を受けてございます。これらに伴い、令和5年8月に災害時における防災拠点化に関する協定を国と締結し、備蓄庫の設置及び資材が備蓄されてございます。ただし、防災道の駅の指定には、建物の無停電化等のハード整備も必要であることから、北海道開発局並びに北海道と今後の道の駅の在り方も踏まえ、協議を行っている状況となっております。

次に、小項目3、地域の特徴を活かした整備についてお答えいたします。道の駅もち米の里☆なよろでは、本市の地域資源でありますモチ米を主力とした商品販売のほか、農産物直売所の開設や地元製造菓子などを取り扱うコーナーも設置され、来場者に好評を得ております。また、直近では閉店した市内菓子店のレシピを受け継ぎ、プリンやシュークリームの販売を行うことで地域の魅力を引き継ぐ新たな取組も行われております。今後におきましても地域の特徴を生かした道の駅の運営、情報発信は不可欠と考えており、指定管理者と連携し、進めてまいります。

次に、小項目5、RVパーク設置の取組についてお答えいたします。道内におきましても道の駅

併設RVパークが数か所設置されておりますが、一般社団法人日本RV協会によるRVパークの認定には余裕のある駐車スペース、24時間利用可能なトイレ、100ボルト電源が使用可能、入浴施設が近隣にあること、ごみ処理が可能、入退場制限が緩やか、看板の設置、複数日の滞在が可能な8つの要件が必要となっております。本市におきましてもこの要件を満たす場所として、昨年度なよろ温泉サンピラー駐車場に設置し、RVパーク協会認定をいただいたところでございます。道の駅につきましては、入浴施設やごみの受入れなど認定要件を満たすことができず、RVパークの設置については困難であると考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、初めに大項目3、児童の更衣室確保について、小項目1、障害者差別解消法で合理的配慮の提供のため更衣室の確保をについてお答えいたします。全ての市民が地域で安心して暮らせる社会の実現は、共生社会の重要な柱であり、令和6年4月1日から施行された改正障害者差別解消法における合理的配慮の提供の義務化や多様性を尊重する社会の進展により、その重要性は一層高まっております。本市では、スポーツ施設の管理運営に当たり、安全性の確保を前提に可能な限り利用者のニーズに柔軟に対応することを心がけています。また、利用者からの直接の申出の有無にかかわらず潜在的なニーズの把握と対応は、質の高い施設運営に不可欠であると認識しております。今回の市営プールにおける事案は、お子様がプールを利用される際に介助が必要であり、性別の異なる保護者が更衣室に同伴できないという現状は解消すべき重要な課題であると受け止めております。特に多くの子供たちに利用いただいている施設であるからこそ誰もが安全かつ快適に利用できる環境整備は、市の責務であると考えております。本市としましては、現時点で施設の構造上新たに恒久的な更衣

室を設置することは困難と認識しておりますが、既存の空きスペースを活用し、簡易的な更衣室の設置について前向きに検討を進めているところであります。今後もインクルーシブな社会の実現に向けてスポーツ施設における合理的配慮の提供の在り方を検討するとともに、現場での対応においても障がいのある方や多様な背景を持つ利用者の立場に立った思いやりのある対応を心がけながら、市民の皆様が安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

次に、大項目4、名寄駅の利便性向上を、小項目1、利用者の利便性向上対策をについてお答えいたします。現在名寄駅の線路をまたぐ跨線橋への上り下りは、議員御承知のとおり階段を利用させていただいております。利用者の負担軽減のためにエレベーターを設置することにつきましては、宗谷本線全体の利便性向上や利用促進を図る調査、実証事業の中で協議会として名寄駅の施設整備を実施することは難しい状況にあります。また、名寄駅は、民間企業であるJR北海道の施設であることから、今後も引き続きJR北海道と情報交換を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問を進めさせていただきます。

まず、避難所の運営対策と環境改善についてであります。部長から先ほど様々な改定を言われておりました。令和6年の能登半島地震を踏まえた部分でありますので、様々な部分が出ております。そして、スフィア基準の考え方と取組についてということで、まず避難所で被災者が尊厳ある生活を営める最低基準のためにトイレの数、またお風呂の数、そして居住スペースの確保等々が出ています。令和6年のスフィア基準を踏まえた自治体に対する通知書がここにありますが、被災生活における良質な生活環境の確保に向けた取組

の指針と、そして避難所運営等避難生活のためのガイドライン、そして避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインの改定がなされたはずです。令和6年12月13日ですから、まだ6か月しかたっていない状況でありますから、どこまで進められているかというののもちょっと難しいのかなというふうに思うのですけれども、トイレの部分、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、またマンホールトイレ等々の取組を進めるということになっておりますけれども、スフィア基準では20人に1基の対応ということです。名寄としても今現状学校だとかというのはある程度トイレはありますけれども、その中に200人、300人避難者が出たらきっと足りなくなるのかなという部分や何かも出てくるというふうに感じておりますので、名寄としての携帯トイレの備蓄だとか、簡易トイレ、仮設トイレ等々の備蓄の考えと今現状どれぐらい押さえているのかをお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 能登半島地震の教訓を国のほうでも生かしてこの間、今議員のほうからもお話しいただきましたけれども、令和6年、様々な災害対応の計画物が改正されています。名寄市におきましても、先ほどの答弁でも少しお答えさせていただきましたけれども、防災のほうの基本計画については一部修正のほうはさせていただきましたが、今後避難所運営マニュアルとかは北海道がまず国の指針を見て改正をされてくるということで、北海道の基準が令和7年3月に改正されてきています。道内の自治体におきましては、恐らく北海道のマニュアルを一回御確認させていただいて、現在あるマニュアルについてどうなっているかというところを改正というか、修正していく必要があるというような今の状況かなというふうに思っていますので、先ほど今どのような状況になっているかということなのですけれども、議員のほうからもお話あったとおり国のほうがま

ず改正されてきたばかりですので、徐々に徐々にこれからそういったところも改正をさせていただきたいなというふうに思っているところであります。特にスフィア基準というのは、もともと基準はあったのですけれども、避難所等にこのスフィア基準を念頭にしていくということは本当に新しい取組というか、対策というか、対応だというふうに認識しておりますので、そういった面ではそこら辺も念頭に置きながら今後名寄市の防災対応も考えていく必要があるのかなというふうには思っています。

今お話しいただいたトイレなのですけれども、スフィア基準に沿った内容でいきますと、発生後初期段階では50人に1基、中期段階では20人に1基というような数値の基準が示されていたり、様々な面で先ほどの居住スペース3.5平米ですとか、そういった基準が示されています。名寄市においても、さきにお答えさせていただきましたが、トイレというところの問題については本当に多くの被害、健康被害と衛生環境の悪化をもたらすということとともに、避難者の皆様方に不快な思いをさせてしまうということの大きな要因だと捉えています。そのため、先ほど備蓄の話もありましたけれども、名寄市の備蓄計画においては食料や防寒対策とともにトイレに対する備えの充実、さらには女性ですとか小さいお子様への対応にも努めていくということでも今考えているところであります。今学校のお話もしていただきましたけれども、避難所の施設面においてはどうしても必ず先ほど御紹介いただきましたスフィア基準、ここに沿った満たすような環境をつくれない場合もあるかと思っておりますけれども、そういった備蓄品を有効に活用しながら、どうしてもできない部分はその場その場の最善の対応を尽くしていきたいというふうに考えております。

それで、備品の数なのですけれども、ちょっと正確な数が今お話しできませんが、一定数のトイレの備蓄もあります。ただ、凝固剤、いわゆるさ

れたときの凝固剤は、今回の予算委員会でもお話しさせていただいておりますけれども、そこはかなりそろえていこうということで今年度の予算の中においても凝固剤の購入の予算を使っていきたいなというふうに思っておりますので、先ほどもお話しさせていただきましたが、備蓄品の活用も含めながら最善の避難所運営をしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。今部長が言われたように、これからの改定になると思いますので、しっかりとスフィア基準に合った部分をつくり上げていただきたいなというふうに思います。本当に名寄は災害が少ないまちって言われていますけれども、突然先月のように名寄だけが震度1の地震が起きてしまうという非常にびっくりしていた部分もありますし、まだ九度山が火山活動するのかなという思いもなきにしもあらずなのかなという部分もありますけれども、本当にその部分でしっかりとした運営をお願いしたいなというふうに思います。

また、これから受援計画等々を改定されて進められているみたいですが、今まで受援計画あったということで、このガイドラインでは温かい食事の提供をされているということをおっしゃっています。そういった部分でキッチンカーの事前登録だとか、飲食店協同組合の事前登録だとか、ボランティアの事前登録というのは、受援計画があるということにはなされていたのでしょうか、名寄市として登録自体は。これからの作業になるということなので、もし分かれば。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 受援計画自体は、令和3年に策定していますし、何か災害が起きた場合によその自治体ですとか、様々な関係団体の物的または人的な支援をどのように受け入れていくか、受入れ態勢をどのようにつくっていくかなど

など含めた計画であります。先ほど議員のほうからも御質問いただきました事前登録制度につきましては、これも本当に新しい国の制度でありまして、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、ここ数年キッチンカーですとか、トイレカーですとか、いろいろなそういった本来の目的とはちょっと違うかもしれませんが、先ほどもお答えさせていただいたのですけれども、災害やそういった場合に使える利便性のいいといひましようか、そういった用途で使えるような車を国のほうで登録をして被災地にそれらを派遣する制度ということでございます。我々も何かもし名寄市で起きた場合にはそういった国のほうの登録制度をしっかりと活用させていただきたいなというふうには思っておりますし、名寄市におきましても関係機関並びに各自治体等含めて連携協定も結ばせていただいておりますので、そういったところの協力を得るようにしながら対応していければなというふうに思っています。

さらには、地域防災計画の食料供給計画の中には、米飯給食を出す場合におきましては市内の飲食店さんですとか、旅館等を利用することとさせていただきたいというふうにも書かれておりますし、災害対策本部のほうで炊き出しをする場合につきましてはいろんな各団体の御協力を得ながら市内で炊き出しが可能な施設を利用して行きたいというふうに思っています。

それと、先日行わせていただきました防災フェスタ2025では、名寄の駐屯地の皆様方の御協力を得ながらカレーライスの提供もさせていただきました。ここら辺につきましては、災害時の要件を満たせば、地元の名寄駐屯地の皆様方に災害派遣を要請してあのような温かい給食の提供も可能であるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 私も防災フェスタ参

加させていただいて、本当に大盛況で市民の方が来られていたなという思いで見させていただきまし、自衛隊さんのカレーもおいしくごちそうにならせていただきました。その中で部長も言っていましたけれども、福祉的支援の立場から高齢者が災害を受ける、またそれに伴う保健師、そして福祉関係、NPOとの連携を強化しているというふうに言われておりましたけれども、個別支援計画の部分で名寄は約何百人ぐらいの方がこの個別支援計画で登録されて、また個別避難計画、先ほど22名って言いましたか、の方に独自で避難計画をつくられているということと言われましたけれども、詳しくこの個別支援計画、個別避難計画のこと、人数等々があれば教えていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 個別避難計画作成に向けた避難行動要支援者、この人数だと思っておりますけれども、本年6月1日時点で把握させていただいている方々の人数は約430名というふうに把握しています。先ほどお答えさせていただきました個別避難計画を作成させていただいている方々というのが22名ということでございます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） これは、在宅介護の方々の避難計画なののでしょうか、それとも施設の部分の避難計画の方々なのか、そして要支援者が約430名いるということですから、相当の人数の方々がこの個別支援計画に登録されているということで、22名は個別の避難計画がされているのですけれども、残りの方々の計画というのは別個に入る、ほかの方々は計画はつくらなくていいという方々なののでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） あくまでも個別避難計画を策定の対象といひましようか、そういった方々が約430名ほどおられるのですが、この全

ての方々に作成をしますか、しませんかということで投げかけをさせていただいております、策定しますといった方々に対して作成をしていくというような段取りというか、なっています。その方々は、今確かに人数的には430名ぐらいいて22名なのですけれども、ここについては数字だけ見るとなかなか作成進んでいないように見えますが、我々の防災に限られた人員の中で今本当に、こんなこと言うとあれかもしれませんが、素早い対応でさせていただいているかなというふうに実は思っています、前回の定例会でも清水議員のほうからはお褒めの言葉もいただいて、少し頑張っていこうということで今頑張っている最中がございます。作成には、どうしても支援者の方々等含めてすごく丁寧な聞き取りもしていかなければならないというところもございますので、時間もかかるといった点もございますので、こういった点も御考慮いただきながら、できれば議員の皆様方にも支援と応援、御協力のほうよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 了解しました。今国から来て、道があって、名寄市はこれからスフィア基準を含めた避難所運営の方向性を作り上げていくと思いますので、しっかり各避難者の支援になるような改定をお願いをいたします。

続きまして、道の駅の防災拠点としての強化、そして地方創生推進としての利用についてを質問させていただきます。まず、私は、こちらの新しく開設されるほうの名寄物流拠点の事業促進期成会が進める中のほうのにぎわいづくり等を進めるための道の駅というふうに考えておりましたけれども、まだ採択もされていないですので、ここの部分は道の駅ではなく、普通のにぎわいづくりの場所になる予定なのでしょうか、その部分をお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） まず、道の駅の部分の風連の部分で災害の道の駅、令和5年、自動車駐車場の設置、また先ほど設備の改修が必要、今防災道の駅に対してはというふうに言われておりましたけれども、設備の改修の部分で先ほど私言いましたけれども、災害になってもきれいな水が出て水道がしっかり使えるだとかという、そういう部分の防災の設置の部分ではなく、まだいろんな設備等々を変えなければいけない部分というのが出るのかどうか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 防災道の駅での認定に関する整備ということでございます。今現在その一步手前の状況でございまして、こちらのハード面でいきますと建物の耐震化ですとか、それから無停電化、それから通信や水の確保により災害時においても業務実施可能な施設であることということで、先ほど無停電化というところがこちらまだ対応できていないということを答弁させていただきました。それから、2つ目には、災害時の支援活動に必要なスペースとして2,500平方メートル以上の駐車場を備えていることということで、こちらは一定の条件を満たすかなと思っております。最後に、道の駅の設置者である市町村、それから道路管理者の役割が定まった分担、BCP、業務継続計画が策定されていることというような条件がございまして、先ほどの無停電化のハード面、それから現在3つ目にお話ししましたBCP、こちらのほうはまだ国のほうと鋭意制作中ございまして、まだ確定というか、策定ができていない状況でございます。いずれにしても、避難所ですとか、そういった防災の取組の

一翼を担えるような部分として今後も国と協議していきたいと考えてございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしく願います。無停電化でしたら、発電機を入れなければ駄目とかいろいろな部分が出てくると思いますが、防災道の駅にすればある程度国からの補助等々が来ると思っていますので、有効に進めていただくことをお願いいたします。

次に、児童の更衣室の確保についてであります。先ほど部長は、簡易的な部分でも推進していただけるということをおっしゃったので、ぜひ進めていただくことをお願いいたします。その方は、B&Gも南プールも両方行かれる方ですので、両方に簡易の更衣室でよろしいですので、つけていただければ親子で気兼ねなく更衣ができるかなというふうに思っていますので、よろしく願います。

最後に、名寄駅の利用への利便性向上についてであります。部長が言われたように民間ですから、JRとの情報共有でというふうに言われていました。先ほど言った特急が1番にないときに1番ホームの鈍行と言ったらいいのか、普通列車の使用というのは、それというのは進めているのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今現在入っているというよりも、ダイヤで使う番線という部分では、私の認識としては今最大限利便性が上がるような工夫は社内では取り組んでいただいているという認識であります。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。

でも、先ほど情報交換していただけるというふうに言っておりましたので、JRには市民の声をお伝えをいただきたい。2億円かけてエレベーターつけろとか私は言いません。言わないですけども、JRにある程度やっぱりこういう方々が

旭川までJRを利用されているのですという声は私は行政は届けるべきだというふうに思います。民間だから市民が勝手に通報せいやという部分でなく、行政として市民がこういうふうに困っていることはやはりある程度、改善はされないかもしれないけれども、お伝えするのはただですから、しっかりとお伝えをお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

以上で質問終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公共施設等再配置計画についてを、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） 議長から御指名がありましたので、通告順に従い、大項目1点について質問させていただきます。

大項目1、公共施設等再配置計画について、小項目1、名寄東病院の移転について。先日名寄東病院新病院基本構想と新病院基本計画が示され、これまで吉田病院北側駐車場を移転候補地として検討していたが、この予定地では新病院の役割及び機能に最低限必要な延べ床面積を確保することができないため、敷地拡張または新たな候補地の選定が必要とのことでありました。本来新たな施設の規模を決めてから必要な土地の広さを算出し、候補地を選定するのが通常の手順であると考えますが、今回そうはならなかった事情についてお示しをいただきたいと思えます。

小項目2点目、旧ミマツビル解体と跡地利用について。昨年秋に株式会社まちづくり名寄において総額5,400万円を投じて解体を行い、現在はまちづくり会社が土地所有者と賃貸契約を結んで駐車場として整備されています。今後の跡地利

用の計画について現時点ではどのような利用方法を考えておられるかお示しいただきたいと思いません。それから、市の予算2,800万円を拠出した根拠について改めてお伺いをいたします。

小項目3点目、図書館建設計画の現状について。フェーズ1の対象施設である図書館について昨年の定例会においても質問がございましたが、場所や時期も未定とのことでした。フェーズ1の期限である令和8年を1年後に控えた現在の検討状況をお伺いいたします。

小項目4点目、再配置計画全体の進捗状況について。フェーズ1の対象施設として、図書館以外に児童センター、市立大学学生寮及びワーケーション施設が挙げられています。それぞれの施設の検討状況についてお伺いをいたします。また、フェーズ2において検討を予定する施設は、どういふものがあるのかをお示しいただきたいと思いません。さらに、市庁舎を同計画の中でどのように位置づけるお考えがあるのかお伺いをいたします。

小項目5点目、コンパクトシティの概念等について。市が目指すコンパクトシティとはどのようなものか。国土交通省が進めている立地適正化計画において人口減少、高齢化の急速な進行に起因する様々な課題に対応するため、コンパクトプラスネットワークの形成が推進されています。名寄市においても立地適正化計画を令和元年に策定し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするため、コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があるとしています。具体的にコンパクトなまちづくりとはどのようなものを目指しているか、またそれにはどのような効果があると考えているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 谷議員から大項目で1点御質問をいただきました。小項目1は私から、小項目2は市民部長から、小項目3と4は総合政策部長から、小項目5は建設水

道部長からの答弁となります。よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、公共施設等再配置計画について、小項目1、名寄東病院の移転についてお答えをいたします。名寄東病院の移転候補地として吉田病院北側駐車場を選定し、検討した理由の一つとして、隣接する吉田病院との連携がメリットになると考えたことが挙げられます。具体的には、放射線撮影装置や検査機器など高額な医療設備を両院で共用することで初期費用や維持費を抑えられると見込んでいました。また、各種検査や給食業務を集約、委託することでスケールメリットが生まれ、人員の重複も避けることができることから、人的資源の有効活用の面からも効果があると考えておりました。しかしながら、具体的に制度や運用面の詳細な検討を進めていった結果、検体検査の緊急対応及び生理検査の自院対応や調理業務においても加熱や盛りつけなど一定の給食施設が必要であることのほか、吉田病院側の施設改修や設備導入が必要になることから、その間は給食を止めなければならないなど複数の課題が明らかになるとともに、現実的に実施が難しい点があることも分かりました。こうした制度上、運用上の制約をクリアした上で新病院の役割、機能を全て備える建物にするためには延べ床面積が大きくなり、今回検討していた敷地だけでは収まり切らなくなってしまう。加えて、概算ではありますが、事業費は資材価格の高騰、労務費の上昇などの影響を受け、62億円を超える試算となりました。この事業費は、持続可能な運営を前提とする地域医療の観点からも名寄市の財政にとって非常に重い負担となる額であること、そして市内中心部の市有地は限られていることから、これまでとは異なる視点での再検討が必要であると判断したところであります。今後は、現在の敷地や建物を活用しながら必要な機能の再整備を段階的に進めるなど、多角的な視点から再検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 私からは、小項目2、旧ミマツビル解体と跡地利用についてお答えをいたします。

旧みまつビル等の解体工事については、昨年7月に株式会社まちづくり会社が発注をし、11月に解体を完了いたしました。解体後の跡地につきましては、複合施設の候補地の一つとしておりますが、当面の間はイベント会場などにも活用していくことになっており、有効的な多目的スペースとして多くの方に御利用いただき、町なかのにぎわいづくりにつながればと考えております。旧みまつビルの解体に当たりましては、国土交通省が実施をする社会資本整備総合交付金の中の一つであります空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）を活用したところです。この事業は、居住環境の整備改善を図るため不良な空き家や建築物の除却にかかった費用に対して助成を行うもので、その負担割合は所有者が5分の1、国費が5分の2以内、地方公共団体が残りの5分の2相当を負担することとなっております。市の負担割合については、国費分と所有者負担分を除いた総事業費の5分の2相当である2,800万円と算出をしたところです。今回の事案のように商業地域における大型な建築物につきましては、空き家のまま長期間放置されることで建物の危険性が高まっていくと考えられますし、商店街や周辺地域の環境等へ与える影響も大きくなっていくものと思います。地域住民のみならず、市民全体の安全、安心の確保と商業地域の活性化に資することが必要でありますので、大型である建築物の除却等に活用ができるよう除却費用の一部を助成する名寄市商業地域空き家等除却支援補助金交付要綱を策定してきたところです。本事業を活用できる建築物については、一定の対象要件はありますが、危険な空き建築物の早期解決に向けて引き続き取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、小項目3、図書館建設計画の現状についてお答えいたします。

昨年度図書館機能を有する複合施設の整備について、西3条南6丁目、現在の西條本部または旧みまつビル等跡地を候補地として検討することとしました。今年度は、第1優先候補地を決定したいと考えておりますが、土地が民有地となり、現在株式会社まちづくり会社が所有者と交渉中でありますので、その結果を受けて第1優先候補地の決定や整備年次等についても議論を進めていきたいと考えております。この間図書館機能を有する複合施設整備に向けて議論してきましたが、中学校の改築、改修などが進められたことにより、再配置計画フェーズ1対象施設の整備年次などにずれが生じている状況があります。他の公共施設整備や財政状況、事業の平準化などを鑑みながら第1優先候補地の決定や整備年次等の検討を進め、多くの皆様に利用いただき、中心市街地の活性化につながる施設整備となるよう努めてまいります。

次に、小項目4、再配置計画全体の進捗状況についてお答えいたします。図書館を除くフェーズ1の対象施設としている4施設のうち、生活支援ハウスにつきましては対象者となる方々の本市の状況も鑑み、行政評価やローリング等の議論を経て整備は行わないことといたしました。学生寮については、現在大学寮の活用を前提とし、民間活力による中心市街地での整備、ワーケーション施設については新たな複合施設での設置、児童センターについては既存公共施設の活用や新たな複合施設への移転など、名寄市公共施設等再配置検討委員会等において多角的な視点から協議を進めているところです。フェーズ2の予定施設については、フェーズ1にもずれが生じており、現在のところ具体的な施設の選定はしておりませんが、今年度から次期総合計画の策定に向け、市民の皆様

にも御意見をいただく機会も設けてまいりますので、その御意見も参考としながら庁舎も含めて各施設の在り方について議論していく予定です。フェーズ2の施設につきましては、次期総合計画の議論経過も踏まえながら、どのように設定、選定していくのか協議してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは、小項目5、コンパクトシティの概念等についてお答えいたします。

本市の立地適正化計画を策定した背景については、人口減少が進む中、厳しい財政状況の下で医療、福祉、商業などの生活サービス機能を維持しながら将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするために都市機能、居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等によるコンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があることから、立地適正化計画を都市計画マスタープランの一部に位置づけ、平成30年から2か年をかけ、一体的に計画策定をしてきたところです。コンパクトなまちづくりを目指す方針としましては、本市では1960年以降人口減少が進行しており、今後もこの傾向は進んでいくものと想定しております。一方で、平成12年頃から徳田、豊栄地区を中心に商業施設の立地が進み、住宅地の南側への拡大が進行しており、想定される将来的な課題として中央地区の商業機能の衰退、公共インフラの維持や更新に係る経費の増大などが挙げられます。そのために持続可能で生活の質を向上できる市街地形成を目指すため、人々が集いにぎわう魅力と活力にあふれた拠点づくりと将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地づくり、2点の方針を設定してきたところです。

この立地適正化計画で設定している重要なポイントが居住誘導区域や都市機能誘導区域と誘導施設の設定となります。居住誘導区域の考え方につきましては、名寄地区では人口集中地区（D I

D）地区の範囲内を基本とし、D I D地区の範囲外となっているエリアは居住誘導区域には含めないことといたしました。風連地区については、全域がD I D地区の範囲外となっていますが、旧風連町の中心市街地であり、都市機能や居住エリアが一定程度集積をされていることから、居住誘導区域を定めることにいたしました。また、バス停の徒歩圏内や災害リスクの低い地域についても考慮し、設定をしてきたところです。都市機能誘導区域につきましては、名寄地区の居住誘導区域内に設定しており、バス運行の頻度が高いJ R名寄駅から市立総合病院の軸線上、J R名寄駅前周辺の商業地域、徒歩等で移動可能な半径800メートル圏内に収めるなどの設定方針を踏まえ、現計画で設定した区域となっております。また、この区域には誘導施設の設定をしており、特に本市が整備を進める公共施設につきましては社会教育・文化・交流施設、医療施設、保健・介護・福祉施設、子育て施設、体育施設、行政施設などがあり、この地区に新たに立地することで本市の魅力や求心力を高め、生活利便性を確保するために維持し続けることが求められております。この方針につきましては、名寄市公共施設等再配置計画においても整合が取られています。想定をしている効果としましては、生活に欠かせない誘導施設等を誘導区域内に集積し、利便性を向上させることで居住誘導区域やその周辺に人口が集まり、市街地の拡大を抑え、縮小傾向になることで交通や公共施設の維持管理に係る経費の縮減効果や高齢者や子育て世代が安心して暮らせる利便性の向上などに期待しているところです。この実現には、既存の建物の改修、建て替えや住民の移動など長い年月をかけて効果を発揮するものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問に移させていただきます。

まず、小項目の1点目、名寄東病院の移転につ

いてお伺いをいたします。先ほどの御答弁では、高額な医療資源ですとか、設備だとか、給食なんかを共用できるのではないかと考えて吉田病院の隣接地にということでございました。加えて、事業費、資材価格の高騰や労務費の上昇などによって総事業費が62億円を超えるというようなことになったという御説明でございました。その中で私のみならず市民の皆さんが何か不思議だと思っていたのは、そこまで吉田病院北側駐車場という、まさにもうこれ以外にない具体的な地名、固有名詞が挙げられた中で私が思っていたのは、この固有名詞が挙げられた段階でもう所有者とは協議を進めて内諾ぐらいまではもっていたのだろうなというふうに想像していたわけです。ところが、恐らくそうではなかったのだろうなと思うのですが、その辺の相手方との協議というか、交渉というか、何か経緯がございましたらお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 今回検討した吉田病院北側駐車場については、これまで御説明をしてきましたとおり、そこに必要とされる機能を持った状態で新たに東病院を建てられるかどうかの検討をしていきますということで説明をさせていただいてきました。その点については、土地の所有者であります吉田病院さん側にもお伝えをし、そのような形で検討させてほしいということで当然了解を得てこの間進めてきたところでございます。お互いにとってのメリットというのがなかなか見いだせないということに今回なりましたので、その点についても御説明をさせていただいたところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） お互いのメリットを模索しながらということでございました。しかしながら、例えば病院にとって必要な駐車場、新たな病院が建設されてしまうということになると、これまで必要だった駐車場をどこかにまた求めなければ

ならないというようなことも当然考えていたのではないかと思います。その辺は吉田病院北側駐車場にはもうできないのだというようなことを受けて所有者への説明といたしますか、そういったことはもうされたのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 今ある駐車場のところに新病院を建てるということについて、そのことによって駐車場がなくなるという点についての了解ということでしょうか。そこに建つかどうかの検討をさせていただくというお話をさせていただいた時点において、当然その駐車場がなくなってしまうということについては御了解というのでしょうか、そういうことになるということについては御理解をいただいていたかというふうに思いますし、それに代わる駐車場用地としては今後の検討課題ということで認識をしていたところでありまして、今回の基本構想、基本計画の中でも記載はしているのですけれども、1階部分にある程度の駐車できるスペースというのを確保もさせていただいたところでありまして、そういった駐車場の課題があるということは認識しながらの検討ということで進めていたところではあります。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今までといたしますか、吉田病院とはこれまでも十分な協議を進めていたということだろうと思います。それで、今後は東病院、現在の敷地において再整備という基本線にのっとって整備をされていくということは、午前中の答弁でもありましたとおり、これは十分いろいろ予算面等のメリットもあると思いますので、それに沿って進めていただければと思います。小項目1点目については以上で終わります。

小項目2点目、旧みまつビル解体と跡地利用についてでございます。当面イベントの場として活用をしていくような、そういうイメージを持たれているということでございましたけれども、以前

に名寄市立大学の学生寮としてあそこを使うというような計画があったようにちょっと記憶しているのですが、その計画については現在どのようになっているかお知らせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 大学の学生寮については、現在私から先ほど壇上で御答弁させていただいたとおり、民間活力を基本的に活用しながらの整備の可能性については引き続き検討させていただければというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 先ほど御答弁いただきましたとおり、国の補助と同時に市の予算、これ約3,000万円近く出しているわけですが、名寄市内には旧みまつビルよりも大きな老朽化した建物が複数あるというふうに思っています。これらを例えば解体したいといったときに国の補助なり、市の持ち出しなりというのが出てくるのではないかと予想するのですけれども、これら民間所有建物の解体に市の予算を拠出する要件ってありますか、これ補助金の支出の要件にもなると思うのですけれども、民間の建物の解体に予算を出す根拠、要件というものが何か定めがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 行政側で補助をしていくときにどういった要件でという御質問だったかというふうに思います。最初の答弁でも少しお話しさせていただきましたけれども、商店街地域におきます空き建物というのですか、こういう大きい建物につきましては長く放置されることで危険性が増すということもありまして、今回の補助に合わせまして新たに要綱のほうを整備をさせていただいておりまして、先ほども言ったように商業地域の空家等除却支援補助金という要綱を定めているところです。こちらの中で要件のほうをある程度決めさせていただいておりまして、8の項目をつけさせていただいた中で全てを満たす場合

について市のほうで助成をさせていただきたいということになってございます。8つ申し上げますと、1つは都市計画用途地域で定めた商業地域に存在していること、2つ目としては延べ床面積の合計が950平方メートル以上であること、大きな建物であること、3つ目として権利者の同意がある場合、所有権含めて権利者の同意が全ていただけているという状況であること、4つ目として空家等対策の推進に関する特別措置法あるのですけれども、そちらのほうで勧告を受けていないこと、5つ目として除却後は3年以内に公益的な事業を開始していただくこと、あわせて1年間は当該用地を地域活性化のために使うこと、6つ目として跡地については公益的事業として利用の同意を書面で交わすこと、7つ目として補助対象者についてはその公益的な事業の内容と事業期間を周辺住民へ周知を行っていただくこと、8点目として公益的事業の完了後、市が該当地を利用したいと申し出た場合については協力をいただけることということで、国のほうの補助要綱と内容も合わせながら8点について全て御了解がいただければということで助成をするという形にしております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。先ほど申しましたとおり、やっぱりまだ大きな老朽化した建物が幾つもありますので、そういった枠組み、国の補助等を最大限活用しながら市街地の再整備を進めていただければと思います。

それでは、小項目3点目、図書館建設計画の現状について再質問させていただきます。これまで図書館をめぐる質問、答弁で図書館は単なる貸本屋ではないというふうな表現が何度かされていたように記憶しております。しかしながら、図書館に行けば読みたい本が読めるとか、借りたい本が借りられるというのが図書館の基本的な機能ではないかと思っています。そこで、現在名寄の図書館における貸出券の発行枚数ですとか、年間の図

書の貸出件数は現状どのようになっているのか、もしお分かりになればお示しいただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在の図書館の利用実績については、令和7年3月31日現在の利用者カードの発行数、我々いつも登録者数というふうに呼んでいます、が2,135枚、令和6年度の個人貸出人数が2万740人、個人貸出冊数が7万3,494冊、来館者数が3万4,605人となっております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 名寄市の人口、今約2万5,000ちょっと切れた状態だというふうに理解しておりますけれども、貸出券の発行枚数として2,135枚というのは10人に1人に満たないというふうに思うのですけれども、この人数しか利用していないのではないかというふうにも思ってしまうのですけれども、私ごとを申し上げますと、私名寄市民となってからまだ3年と少しでございます。名寄市民となって感激したことが1つあります。1つと言うと、ちょっと語弊があるので、一番感激したことといえますか、それは読みたい本、借りたい本が名寄の図書館に行くときすぐ借りられるというようなことがございました。これは、私以前住んでいた札幌だと、例えば人気作家のベストセラーとかになると、下手すると2年以上待たないと順番が回ってこないというようなことが通常です。ところが、名寄の図書館ではすぐに借りられます。これは、やっぱり利用者が少ないということなのだろうなというふうに私前から思っていたのですけれども、名寄図書館のメリットを生かして利用者を増やす取組が必要なのではないかと思うのですけれども、例えば図書館を新たに整備するにはやっぱり多額の予算が必要となるわけです。その多額の予算を使って例えば10人に1人しか使っていない図書館を整備するというのは、これは費用対効果とい

いますか、市民全般の理解といいますか、そういうものが得られない、得づらいように思うのです。建設計画を進めながらも図書館の利用者数を増やすというような取組が私はぜひ必要ではないかと思うのですが、その辺について何かありましたらお願いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 図書館の利用拡大していく取組としてですが、まず1つは今年度から始めるのですが、ブックスタート事業というのがございます。読み聞かせと絵本のプレゼントにより親子が触れ合う時間の充実と、あとは読書習慣の定着を目指して小さいときから本に触れることで図書館の利用の機会拡大につなげていきたいというふうに考えております。

次に、これも今年度からなのですけれども、4月1日から個人の貸出冊数を6冊から10冊としております。これにつきましては、昨年のまちづくり懇談会で出席者のほうから御意見がありましたので、各自治体の状況なども確認しながら道内で最も多くの自治体が採用している10冊に変更しております。その変更後の状況なのですが、本館では4月が2割増、5月が1割増と、風連分室でも4月、5月とも約5%なのですが、貸出冊数が増えているという状況です。

最後に、計画的な除籍を今行っておりまして、実は名寄の本館なのですが、収容能力が7万冊のところ15万冊を蔵書としてあるということでございます。したがって、図書館に行きましたら、ほとんどが背表紙しか見えないという状況になっております。民間の本屋さんもそうですけれども、本の表紙の部分が見えていて本を取りやすい、選びやすいような状況というのが見られますので、名寄の本館におきましても現在計画的に除籍を進めておりまして、利用者が一冊でも多くの本に興味、関心を持つきっかけとなりまして利用拡大につなげたいということで考えております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ぜひ今言われたような様々な取組を進めていただいて、図書館の町なか移転が実現した際には常に大勢の人でにぎわうような図書館であつたらいいなというふうに思っております。

それで、もう一点ですけれども、図書館を全く更地に新たに建てるというのがやっぱり理想であるというのは私も理解するのですけれども、近年の建築費の高騰とかを考えると、市の財政状況を鑑みながら、例えば市の中心部にある既存の建物を利用するという事はできないのかなと私は常々考えているのですけれども、既存の建物を利用して図書館を整備するという考え方について全く考えていないか、それとも何か少しお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今お話あつた我々が今想定している図書館機能を有する複合施設ということで、この整備に当たつたのですけれども、先ほど建設水道部長からも答弁ありましたけれども、この間の議論では名寄駅から名よせ通りを経て市立総合病院まで続く駅前通をメインストリートとして考えておまして、ここでは人々を呼び込む、人の流れをつくるという考えで今回の計画を進めてきております。今議員がおっしゃられたとおり、財政状況等も鑑みて中心市街地にある程度存在する施設で利用が可能なものがあれば、その可能性、そしてまた新築での整備に当たつても建て方もいろいろな手法がございますので、いろいろ多角的な視点から検討させていただいて、中心市街地の活性化につながる施設整備になるように我々もしっかりと研究させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 私の実は頭の中に具体的な建物が2つ浮かんでおまして、そういった建物なんかを使えば、今総合政策部長がおっし

やつた区域にも合致するし、建物として既存の建物を利用すれば予算が大幅に縮減できる、それが町なか移転という効果も最小限の費用で実現できるというような方策であるというふうに私は思っておりますので、ぜひその方向も排除せずに考えていただければというふうに思います。

それでは次、小項目の4番目でございます。フェーズ1の対象施設としてほかに挙げられたものの現在の状況について先ほど御答弁いただきました。フェーズ2については、現在どういう施設をのせるかはまだ未定であるということの御説明もございました。それで、先ほども少し触れられましたけれども、現在の市庁舎については耐震診断を実施したということがあるのでしょうか。あるとしたら、震度幾つまで耐えられるというような結果だったかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 現在の名寄庁舎におきましては、耐震診断はしております。ただ、耐震診断というのは、震度幾つまで耐えられるかではなくて、耐震性があるかないかの判断でございますので、震度が幾つまで耐えられるかというものではございません。ちなみに、耐震診断した際には、残念ながら名寄庁舎には耐震性がないという結論が出ています。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 耐震性がないというようなことでございました。それで、市庁舎というのは、当然市民全体の財産でもありますし、災害が発生した際には最前線として災害対応の拠点にもなるという施設でございます。常時多くの市民が訪れているというような場所でもございますので、市庁舎の新築というのは短期的、フェーズ2とかというような状況にはないのではないのだろうかというふうには市の財政状況等考えますと思うのですけれども、中長期的にはやっぱり必ず検討しなければならない事柄だろうというふうに思っています。それで、新築するからには、どれ

だけの予算が必要なのかということも当然頭の中に入れておかなければならないと思うのですけれども、市庁舎を新築する場合の費用がどれくらいかかるのかというのを概算でも例えば想定したことというのはございますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 新たな庁舎を建設した際の事業費についてということだと思いますけれども、正確に概算でも出したことはございません。しかしながら、東病院の基本構想、先ほどからお話ありましたけれども、約60億円ぐらいかかるということと、近年他の自治体の中で庁舎整備をされているところを少し見てみると60億円から、かなり幅ありますけれども、80億円、大きいところでは100億円というぐらいの事業費がかかるところもございますので、役割というか、機能をどのように持たせるかによっても事業費が大幅に変わったりしますが、想定される事業費といえば他自治体と同程度ぐらいは見込まれるものかなというふうには想定しています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） これだけ建築費が高騰してしまうとなかなか、60億円とか80億円、100億円というような建築費を具体的に今名寄市で想像できるかどうかというのはちょっと分かりませんが、これはいずれ必ず必要になってくる問題だと思いますので、ぜひ再配置計画、次、フェーズ2以降においても市庁舎をどう考えていくのかということは常に頭に入れておいていただく必要があるのだろうなというふうに思います。

それで、次に移ります。小項目5点目、コンパクトシティの概念等についてでございます。先ほど建設水道部長から御答弁ございました。どうしてコンパクトシティ、コンパクトなまちづくりを進めるのか、どういうメリットがあるのかという説明ございました。国土交通省が進めている立地

適正化計画におきましていろいろ、平成の終わりぐらい、29年か30年ぐらいから始まったと思うのですけれども、国交省都市局が定めているコンパクトシティとは何ぞやという冊子があるので、これの一番誤解されやすい取組として、これは一極集中ではなくて多極型の都市構造であると、コンパクトシティとは一極集中ではないというようなことが最初に書かれています。これについて先ほどの居住誘導区域だとか都市機能誘導区域、特に都市機能誘導区域については現在の名寄市が定めた立地適正化計画においては一極集中させようとしているというようなふうには私は思えるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私ども現在立てました立地適正化計画、今議員のおっしゃったとおり平成の30年からちょうど新たな制度といいますか、考え方の計画ということが出てきたときに、そのときから既に一極集中、以前に言われていたコンパクトシティは一極集中とか、駅前に一極集中みたいなものではないよということは情報としてはあったところではございます。私どももこの計画策定時には、将来の都市構造の拠点形成方針を今駅前1か所、中心市街地1か所というふうにはしているのですけれども、それと同時にそのときには中心市街地と先ほどもちょっと述べましたけれども、徳田、豊栄地区にもちょっと市街地進んでまいりましたので、そちらの2拠点ということについても検討は重ねてきた経過はございました。策定委員会の中では、ただ人口も少なく、面積も小さい市街地ですから、今後もさらに人口減少が見込まれるという部分でも拠点が2か所必要なのかという御意見ですとか、市民アンケートにおきまして中心市街地の人口密度をもっと高めるべきだという御意見などもいただいてまいりました。また、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、風連地区につきましては市街地全域が人口集中地域（D I D地区）の範囲外という

部分になっておりまして、しかしながら旧風連町の中心市街地でもございましたし、一定程度都市機能、居住が集積をしているという部分で居住誘導区域の設定というふうにいたしまして、名寄市ではこの2つの居住誘導区域、名寄地区と風連市街地、この2か所を生活交流拠点として都市構造の形成をしていこうということで設定をしております。そして、この拠点を結ぶJRですとか、バス路線の利用活性化を図るといった公共交通の計画も合わせながら進めてきているところでございます。例えば風連地区には、都市機能誘導区域という網かけてございませぬけれども、将来的に公共施設が老朽化をしたりですとか、新たな建物を建てたいという場合でも、そういう再整備が必要になった場合におきましても都市機能誘導区域が設定されていないからですとか、そういう部分で整備しないですとか、できないということもありませんし、事業のほうは進められるということで想定をしているところです。計画の策定につきましては、このような考え方の中で様々な御意見いただきながら策定をしてきたところですが、現状においては現在計画進行中であるということもあるため、早急に計画を変更するということは今の段階では考えてはいたいたすけれども、ただこの誘導区域等のエリア設定につきましては今後の社会情勢の変化ですとか、まちづくり方針の転換、もしくは必要に応じて新市、また名寄市総合計画ですとか、都市計画のマスタープランとも整合を図りながら進めていきたいというふうに思いますので、その時点では当然立地適正化計画の区域の在り方ですとか方策につきましては、その見直しについては柔軟に対応してまいりたいということで考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 風連地区がどうこうとか申し上げるつもりは全然なかったのですけれども、部長からお話があったので、先ほどの都市局

が作った作成の手引というところに例えば拠点とするべき場所というのがいろいろ何通りか定められていて、行政支所や地域の中心となる駅、バス停周辺、合併町村の旧庁舎周辺地区、こういうところを拠点化すべきだと、ネットワークで結ぶべきだというようなことが書かれています。先ほど部長もおっしゃっていましたが、当然これは国交省の都市局としては何度でも何回でも変更していいのですよと、立地適正化計画についてはそういうふうに、まず最初に言われることが何回でもいつでも変更できますよということをごくぐらいに言われていたと思います。あとは、例えば昨年来答弁の中で何度か耳にした言葉なのですが、都市機能誘導区域内にまとまった市有地がないというような表現がされたことを何度か耳にいたしました。それで、都市機能誘導区域を例えば市街化区域の何%内に収めなければいけないとか、そういった面積の制約があるわけではないので、例えば名寄市においてはEN-RAYホールがございませぬ。ここは、都市機能誘導区域から外れているのです。なぜあんな立派な施設を造って、それが都市機能誘導区域ではありませんというような設定にしたのかというのは、私もちょっと分からないのですけれども、どうでしょう。あの辺、少なくともEN-RAYホールは都市機能誘導区域内に入れるべきだと思うのですが、それいかがですか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 文化センター、EN-RAYホール、当時まだなかったのですけれども、その辺にということは当時検討はしたのですけれども、物すごく都市機能区域が大きくなってしまったということもありましたので、将来的に集中的に私どもの例えばインフラ整備ですとか、そういうものも含めて小さくしていきたいなと思うときにあそこまで広げてしまうと少し大きいのではないかなという議論もありましたし、また天塩川沿いだということもあって、防災上の観点か

らも少し望ましくないなという話も出ていたというのが正直なところでございますので、そういう形で今の形にしたところでございますが、もしかしたらあそこにまた拠点となるような建物が何か、行政では今考えていないですけれども、民間でということも出てくれば、当然都市計画ですので、そういう部分については検討していかなければならないなというふうには思っているところではございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 確かに今の状態のままEN-RAYホールまで線引きを広げていくと、相当大きな面積になるというのは分かります。ただ、それは一続きの土地ではなくても全然構わないので、飛び地が幾つあってもいいというのが都市機能誘導区域の考え方だろうと思っています。EN-RAYホール今挙げさせていただきまされたけれども、先ほど出たような例えば旧風連地区、それから智恵文地区も含めた都市機能誘導区域を設定して多極ネットワーク型の都市構造を目指す必要があるのではないかとこのことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点質問させていただきます。

最初に、大項目1、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、小項目1、高齢者版ファミリー・サポート・センター事業についてお伺いいたします。令和2年国勢調査で名寄市の人口総数は2万7,282人、そのうち65歳以上の人口は8,747人、構成比率は32.4%でありました。その後も人口減少が進み、本年4月末日現在の人口総数は2万4,427人、若年層の都市部への流出や出生数の減少からも高

齢化率は着実に上昇傾向にあると言えます。高齢者への対応として専門的な医療、介護につなぐ前の日常の生活支援や見守り体制について状況をお伺いいたします。また、高齢者の孤立や介護負担の軽減を図るため、地域住民やボランティア、有償を含みます、を活用した高齢者版ファミリー・サポート・センター事業の導入に対する御見解をお伺いいたします。

次に、小項目2、高齢者の住まい確保についてお伺いいたします。令和7年4月22日付、国土交通省住宅局安心居住推進課から住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が閣議決定されたと公式発表がありました。これにより、令和7年10月1日から居住サポート住宅の許可制度等がスタートするとのことであります。法律の中に住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化として居住支援協議会の設置促進が努力義務としてうたわれています。名寄市としての状況と方針についてお伺いいたします。高齢者への住まいに関する支援については、安否確認や見守りの観点から行政としての支援体制についてもお伺いいたします。また、万が一引取り手がなく、残置物処理が必要となった場合の対応についてもお伺いいたします。

次に、大項目2、名寄市の教育行政（社会教育）についてお伺いいたします。令和7年度名寄市社会教育推進計画では、つながることをキーワードにした令和6年度の実績の上に市民一人一人がウェルビーイングを実感でき、将来にわたって住み続けられる人づくり、つながりづくり、地域づくりに向けた取組をさらに推進すると記されています。

そこで、小項目1、地域との連携・協働による社会教育の推進について、各種団体との連携強化策についてお伺いいたします。また、昨年度まで生涯学習課と風連生涯学習担当であった体制を今年度は社会教育課に組織再編し、機能強化に努め

ることとされました。改めてその目的とメリットについてお伺いいたします。また、社会教育主事配置の状況と今後の計画についてお伺いいたします。社会教育担当者に兼務が多い状況について、役割の明確化や職務の重複、過重負担を避ける対応についてもお伺いいたします。

次に、小項目2、ジャックの豆事業についてお伺いいたします。生涯学習社会の形成を目指すための事業の一つであるジャックの豆事業助成金について、助成の状況と事業の成果及び課題についてお伺いいたします。また、市民から見たジャックの豆事業の評価についてどのような評価がなされていると認識されているのか、御見解をお伺いいたします。

最後に、小項目3、子どもを対象にした社会教育について、子ども会活動のさらなる活性化に向けてお伺いいたします。単位子ども会の活動が困難になっている地域もあるとお聞きしています。現状と対策、今後の方針についてお伺いいたします。また、青少年のリーダー育成について取組状況と活躍場面の設定について見解をお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 山崎議員からは、大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、小項目1、高齢者版ファミリー・サポート・センター事業についてお答えいたします。高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて介護保険サービスを中心に医療をはじめ、地域資源を活用としたサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシ

ステムを推進しています。本市においても介護や支援が必要な度合いに応じた要介護、要支援状態区分によって利用できるサービスや介護が必要とならないように生活機能の維持向上を支援するサービスが市、あるいは指定された介護サービス事業所などにより行われています。事業実施の財源については、介護保険特別会計で計上している要介護、要支援の給付費と要介護状態、要支援状態の予防や要介護状態になった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができることを目的とした地域支援事業費、さらには市が単独で実施している高齢者福祉サービス費があります。除雪サービス事業や屋根雪下ろし助成金交付事業は、冬期間の生活を安全で安心して暮らしていただく生活支援です。また、配食サービス事業は、調理が困難な方に定期的な食事を提供することで栄養バランスのよい食事の提供と配達の際に健康確認、安否確認をしていただいております。日常的な生活支援事業として実施しています。見守り体制としましては、緊急通報システム設置事業として重度の持病などにより日常生活に支障のある方などが急病や災害のときに迅速かつ適切な対応を取ることができるように協力員を登録し、緊急通報装置の設置を行っています。安全センターと電話回線で結ぶことにより、緊急事態に対して迅速な救護体制を備えています。令和7年3月末現在では153台設置し、令和6年度の実績では11件の救急搬送につながっています。また、地域包括支援センターを窓口にした名寄市地域見守りネットワーク事業は、新聞販売店や宅配業者など生活関連事業者に協力を得ることで地域に暮らす高齢者の異変にいち早く気づき、何らかの支援を必要としている高齢者を発見し、市に報告をいただくことで適切な支援につなげられる体制を強化しています。協力生活関連事業者は、事業開始当初は12事業所でしたが、現在は20事業所と協定を結び、日常生活における見守りがされているところです。また、市が直接的に行っている事業の

ほかに、町内会が主体となって声かけ、見守りなどを行う町内会ネットワーク事業は地域住民の協力の下、安心して暮らしていくための一助となっていると考えます。

御質問の地域住民やボランティアを活用した高齢者版ファミリー・サポート事業についてですが、本市では名寄市社会福祉協議会の独自事業として住民参加型在宅福祉サービス事業、ほのぼの倶楽部、訪問型サービスB事業、いもどり倶楽部を住民相互の助け合い活動として実施しています。介護保険サービスだけでは補い切れないニーズを充足するとともに、市民の地域福祉活動への参加拡大を図ることを目的に実施しているとお聞きしています。この事業は、名寄市ファミリー・サポート・センター事業と同様に支援を必要とする利用会員、サービスを提供できる提供会員として会員登録をし、ほのぼの倶楽部、いもどり倶楽部の事務局においてサービス提供の調整を進める仕組みとなっています。また、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられている訪問型サービスB事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する交付要綱を定めており、社会福祉協議会のいもどり倶楽部の事業につきましても申請をいただき、補助金を交付しているところです。御質問の高齢者版ファミリー・サポート・センター事業を新たに導入する考えは持っていませんが、現状実施していただいている住民相互の支え合いのサービスを行う団体が増えることで住民相互による支え合いの支援を基本とする観点のみならず、高齢者の社会参加を促進し、地域の高齢者自身が支援の担い手として参加できるような取組になるよう、補助金の活用を含め、関係団体に働きかけをしていきたいと考えております。

次に、小項目2、高齢者の住まい確保についてお答えいたします。市では、これまで生活の拠点である住まいとして公営住宅を供給する住宅施策と困難を抱える人に寄り添いながら生活を支援する福祉施策とがそれぞれの役割を認識しながら、

高齢者への住まいの支援について連携して取り組んできたところです。令和6年6月に住宅セーフティーネット法が改正され、住宅施策と福祉施策とのさらなる連携により、地域における総合的、包括的な居住支援体制として協議会の整備を進めることが努力義務として明記されました。本制度は、民間の賃貸住宅市場を念頭に置いたものと解していますが、今後の高齢化社会を見据えると、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の住まいの確保は市の運営する公営住宅だけではなく、民間賃貸住宅においても福祉支援の必要性が高まることも考えられます。住宅確保要配慮者の入居を拒まないような住宅施策として、民間賃貸住宅を運営する不動産事業者の協力も必要になると認識しております。改正住宅セーフティーネット法は、令和7年10月1日を施行期日としており、今後自治体職員等に向けた説明会が開催される予定であり、国と道から制度の詳細や運用についての説明を受け、本市に必要な施策を進めてまいります。

次に、高齢者への住まいに関する支援についてですが、名寄市シルバーハウジング生活援助員派遣事業では高齢者世話付住宅として市営住宅、道営住宅合わせて52戸を設置し、入居者の安否確認や生活指導、相談、緊急時の対応などを行う生活援助員が配置されています。小項目1でも御説明した緊急通報システム設置事業につきましても高齢者の住まいに関する見守りの支援として重要な役割があると考えています。

次に、引取り手のない残置物処理につきまして、現状では賃貸物件で賃借人が死亡した場合には賃借権と物件内に残された家財、残置物の所有権はその相続人に相続されます。全ての相続人が相続放棄した場合などでも賃貸物件の所有者が勝手に処分することができないため、単身高齢者の入居を賃貸人がちゅうちょするケースがあると報道でも見聞きするところです。対策として、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残

置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係る残置物の処理等に関するモデル契約条項が策定されております。昨年度開催した地域ケア会議では、地域課題として身寄りのない高齢者の保証人問題や死後事務についてが議題に上がり、具体的な解決方法の検討のため、本年度先進的な取組をしている道内市町村への視察を計画しています。先進事例を学び、本市の課題解決に役立てたいと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 私からは、大項目2、名寄市の教育行政（社会教育）について、初めに小項目1、地域との連携・協働による社会教育の推進についてお答えします。

生涯学習課と風連生涯学習担当を新たに社会教育課に組織再編した目的とメリットについては、これまではそれぞれに市民講座や青少年育成事業などの企画運営を行っておりましたが、業務の無駄を省き、限られた人員で効率よく業務を進めるため、今年度から企画運営を統合したところです。また、統合により企画運営に関わる人員が増えるため、これまで以上に様々な視点で業務の評価、改善をすることが可能となり、業務の質と参加者の満足度の向上を図りたいと考えております。

次に、地域との連携、協働による社会教育の推進に向け、各種団体との連携強化策については、社会教育課を中心に地域学校協働活動を推進することにより、各種団体とのさらなる連携強化を図りたいと考えております。地域学校協働活動とは、地域の高齢者、保護者、民間企業、団体など幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動です。地域学校協働活動を推進するに当たって、地域住民や地域で活動している団体などがお互いに情報を共有し、連携を図ることができる体制を築いていく

ことが必要であり、地域学校協働活動を実践していくことで各種団体のほか、地域住民などとの新たなつながりをつくるとともに、結びつきを深めたいと考えております。

次に、社会教育主事の配置の現状と今後の計画については、教育委員会の事務局に社会教育主事を1名配置しており、今後につきましても配置を継続したいと考えております。社会教育主事は、社会教育法の規定に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置くこととされている専門的教育職員であり、引き続き配置することで地域の社会教育事業の企画、実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援をはじめ、地域の社会教育の人材育成で力を発揮してもらいたいと考えております。

次に、社会教育担当者に兼務が多い状況と役割の明確化や職務の重複、過重な負担を避ける対策については、今年度から2つの課を1つの課に統合しましたが、配置されている職員の業務内容やその量はこれまでとほぼ同じであり、業務をより一層効率化するため役割分担を見直し、責任の明確化も行ったところです。また、ふうれん地域交流センターに配置されていた職員が減員となりましたが、職員の出張や休暇で窓口の対応などに支障が出る場合は市民文化センターに配置されている職員が対応することとしているほか、業務量の偏りなどが生じた場合は適宜課内でミーティングを行い、解消に努めることで担当する業務を円滑に進めていく考えでおります。

次に、小項目2、ジャックの豆事業についてお答えします。ジャックの豆事業は、市民の自主的な学習グループ、サークル活動を組織化、活性化させるために活動の相談に応じたり、必要な助成を行ったりする事業であり、助成状況については過去5年分を申し上げますと、令和2年度の実績はなく、令和3年度は1件9,000円、令和4年度から6年度は各年度1件2万円の助成を行っております。

次に、事業の成果と課題については、本事業を活用することなどにより現在も活動を続けている団体があることから市民の創意工夫により自ら企画運営するイベントの開催や活動の継続に役立っていると考えておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響などもあり、近年申請件数の少ないことが課題となっております。

次に、市民から見た本事業の評価については、市民の学ぶ意欲や生きがいを醸成する取組となっているとの声がある一方、申請件数が伸び悩んでいることから、助成の対象を見直すべきとの御意見もいただいているところです。

次に、小項目3、子どもを対象とした社会教育についてお答えします。単位子ども会の現状と対策については、市内71町内会のうち子ども会が組織されているのは39町内会で、少子化や役員の担い手の減少などにより組織率は約55%となっております。また、組織はされていても十分な活動ができず、活動回数の減少や実施規模が縮小傾向にあると関係者から伺っており、子供たちの体験交流の機会などを確保するため、名寄市子ども会育成連合会がわくわく！体験交流会やフットサル大会などを、都会っ子体験交流実行委員会が杉並区・名寄市子ども交流会を開催しているほか、児童センター、図書館、北国博物館などの社会教育施設においても様々な行事を開催しているところです。今後も少子化が進み、子ども会の活動を存続させていくのはさらに厳しくなってくることから、名寄市子ども会育成連合会などと連携し、青少年の自己肯定感や社会性の育成などに資する体験交流活動の充実に努めていきたいと考えております。

次に、青少年のリーダー育成の取組状況と活動場面の設定については、わくわく！体験交流会や杉並区・名寄市子ども交流会などにおいて高校生や大学生のボランティアを募集し、リーダーとして活躍してもらうとともに、参加した子供たち自身が主体性や協調性を持って行動する力や状況に

応じて判断する力などリーダーに必要な資質、能力を育むことができるようプログラムを考えております。リーダー育成事業に参加した子供たちのその後の成長の様子などを見ると、体験的、実践的な集団活動を通して培った力はその後の生活に生かされているように感じておりますので、今後も子供を対象とした社会教育の事業については社会性やリーダー性などが育まれるよう工夫、改善に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問に移らせていただきたいと思っております。

まず、最初の市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについてであります。ファミリー・サポート事業についての質問、小項目1でさせていただきました。名寄市では、高齢者版ファミリー・サポート事業という言葉は使っていないまでも社会福祉協議会でそれぞれ2件のほのぼの倶楽部、いろどり倶楽部という形で行っているということが分かりました。これについてもちょっと調べさせてもいただきましたけれども、それぞれ何件ぐらいの利用会員、提供会員の実績があるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 社会福祉協議会より御報告いただいている令和6年度の実績としましては、ほのぼの倶楽部につきましては提供会員が11人、利用会員が6人、活動実績は6回の26時間となっております。また、いろどり倶楽部につきましては、提供会員が11人、利用会員が10人、利用実績は113回、308時間となっております。サービス内容は、どちらも外出介助となっております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今具体的な数字御報告いただきましたが、本当に若干ではあるのですけれども、年を追うごとに利用会員減ってきているようなイメージを持つのですけれども、その点についてどのような御見解をお持ちなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 社会福祉協議会のほうで取り組んでいただいている事業ですけれども、社会福祉協議会のほうからはサービス提供に当たって提供会員が不足するという部分が大きく、サービスの供給が追いつかないような現状があるというふうに伺っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） どちらも提供会員あつての利用会員の方の満足度につながると思っておりますので、とても大事なところだと思っておりますけれども、この社会福祉協議会で行っていただいておりますいろどろ倶楽部と、それからほのぼの倶楽部、もし分かれば結構です、通告しておりませんので。風連地区の利用者、利用会員どれぐらいいらっしゃるか分かりますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 申し訳ございません。地区別での利用者数が今はありませんので、社会福祉協議会のほうに確認して分かればまたお知らせしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ごめんなさい。先に言っておけばよかったなと今思いました。利用会員、提供会員の数を見せていただいたときに少ないというイメージを持たせていただきましたので、どの程度市民の皆様がこの事業が、社会福祉協議会がやっけていただいている事業ではあるので

すけれども、市も当然関わってのことでありますので、どの程度定着しているのかな、周知されているのかなというところに大きく関心があるところでありまして、今そんな聞き方をさせていただきました。

ちょっと質問を変えますけれども、この利用会員は要介護、要支援等特別な判定がなくても利用できるというふうに思っていますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 2つ事業がありますので、ほのぼの倶楽部のほうは特に介護とか利用会員に制限はございませんけれども、いろどろ倶楽部のほうにつきましては介護のほうに該当する方と事業に該当する方ということで対象者ということは区分をしているところで

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ立てつけを整備して進めていただいているということが分かりましたが、地域の方から伝わってくる声の中に介護を受けなければいけない、医療につながらなければいけない、そういう状況ではないけれども、ちょっと助けてほしいときがある、そのときにどうしたらいいのだろうかという声が今まで届いてきておりまして、それで高齢者版ファミリー・サポート・センター事業ということを提案させていただいたのですけれども、このちょっと助けてほしいというときのお願いというのは思ったときにすぐ対応いただけるものでしょうか。利用できるまでの手順を御紹介いただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 社会福祉協議会のほうの御案内の中にもありますけれども、提供会員と利用会員がいてサービスの提供を受けたいときにはサービスの調整をさせていただくということになりますので、すぐ使いたい

からといって使えるというようなサービスではないのかなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 私の手元に頂いておりますチラシにもそれぞれ対応の仕方が明記されておまして、申込方法についてはファクスですとか、電話ですとかというところで、その後調整していただくというふうに書かれているので、すぐという対応が難しいのかなというふうに思っております。実は、このことを以前から考えていたときに、なかなか現地まで出向くことはできていないのですけれども、全国で高齢者版ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいる自治体がありますので、知り合い等を通じて確認させていただきまされたときに埼玉県のと光市が少し参考になる事例をお持ちだなというふうに思っております。その中で私が一番名寄市に欲しいなと思っているのは、お願いしたいということができたときにQRコードでスマートフォンのラインを使って依頼ができるというところでありました。御本人もですが、御家族からの依頼も可能であるということで、時間をかけないで手当てをしていただけるということについて羨ましいなと思ったところではありますが、その点高齢者版ファミリー・サポート事業ということについてぜひ進めていただきたいと思っている事情でありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今ほど山崎議員から様々な御提言や御示唆をいただきまして、大変ありがとうございます。今ほど倉澤室長からも御答弁させていただいておりますけれども、やはりいろんなサービスを提供するからにはサービスを提供する側のほうの人間も一定必要となってくるのかなというふうに思っております。ただ、今議員から御指摘いただきましたように、使いやすいための、つながりやすいためのツールというのが先ほど言ったようにラインだとか、QRコード

だとかでつながりやすいということもまた一方で必要なのかなというふうに思っておりますので、いろんなサービスにつながるために今あるQRやSNS等々を通じてつながるという方法については今後研究してまいりたいなというふうには思っておりますが、一方では私ども和光市さんのものも見させていただきましたが、どんなに大きな都市に行っても一定提供する会員と併せて供給を必要とする会員さんも恐らくいらっしゃるのではなかろうかなというふうに考えたときに、今必要なときにすぐというふうなことというのはなかなか難しいのではなかろうかなというふうに私どもとしては思っております。これで常にお願しているというか、市民の方や皆様をお願いしているのは、恐らくちょっとしたことをお願いしたいということが必要になってきたということは生活の様々な中で1つのことだけではなくて多様なことが、もしかすると一部に支援とか、ちょっとしたお手伝いが必要になってくるというようなことが出てくるやもしれないという状況になってきているというところで、今議員がおっしゃったサービスに自分はこれが必要だからこれにつながろうというふうな意識というのを持っていられる方がいいのですけれども、それに気づくというのはなかなか厳しい部分もあるかなというふうに思っております。そこで、私どもとしましては、高齢の部分については地域包括支援センターを用意させていただいておりますし、障がいの分野につきましては基幹相談支援センターを用意させていただいておりますので、何々が困ったということではなくても、こういうことでちょっと気になるのだとか、ちょっとした相談を言っていただくことでそのお困り事につながるというようなお手伝いも一部させていただいているというふうに思っておりますので、そんな使い方もしていただければ、そういうお話を地域の中でもしていただければ大変ありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長が今御説明いただきましたように、本当に名寄市の中で地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市民にとっては頼みの綱っていいですか、安心できる仕組みをつくっていただいているなと思っております。利用されている方からも安心できるという言葉も聞いているところではあります。ただ、そこにつながる前の医療、介護を必要としない、いわゆる外見は元気に見える御高齢者、けれども地域の中で独りになられているという方がやっぱり出てきているという、これがこの地域の現状ということでもあります。いずれ自分もそこに向かっていくのだらうなということも感じることもある中でこの地域を見たときに、やはり独りになっても地域の中で人のつながりがあるから安心して生きていける、この土地が好きだからこの土地にいたい、そういう人の気持ちを支えることのできる行政であってほしいなというふうに思っているところですのでけれども、そうなったときに元気な側の高齢者も提供会員に回るということにより一層地域の交流が深まっていくということもあると思うのですが、この高齢者版ファミリー・サポート事業、提供会員についての研修ですとか、機会を提供するということでのお互いの関わり合いを構築していくということもあると思うのですが、多分ほのぼのの倶楽部さんでもいろどり倶楽部さんでも提供会員の方の研修等もしっかりやっていただいていると思いますが、この考え方から提供会員の方たちを増やしていくという考え方について市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど訪問型介護Bでしたか、ということでいろどり倶楽部ということで、社会福祉協議会さんが本市で初めてその仕組みを使ってその事業を使っていただいているところがございますけれども、地域によってはこれが例えば老人クラブで今議員のおっしゃった

支え合いのサービスを、この訪問型サービスを老人クラブでやっていただいているところだとか、町内会でやっていただいているところだとか、NPO法人でやっていただいているところとか様々なところがあるのです。たまたま私どものところは、社会福祉協議会さんのほうが事業として1つ立ち上げていただいているというような状況でございますので、ただ先ほども倉澤室長からも答弁させていただきましたが、こういう仕組みがあるのだよということではほのぼのの倶楽部やいろどり倶楽部の御紹介を市としてもさせていただくお手伝いもさせていただきながら、もう一方では今議員のおっしゃっていた支え合いの形がもし地域の中で身近にできるのであれば、そういう形も一部補助金差上げてやれるという形もないわけではございませんので、そういうお伝えというところがもしかしたら弱かったかもしれませんが、今後いろんな事業展開していく中でそういうような形も今後考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今現在出来上がってきている、つくり上げてきていただいているものが市民の皆様にしっかり定着して有効に進んでいくように、今の部長の御発言のとおり進めていただきますようお願いしたいと思います。

小項目2のほうに移らせていただきますが、居住支援協議会の設置促進が努力義務ということでの話をしていただきました。民間の賃貸住宅との関係もあるということで、この後進めていただける、必要かどうか、設置するかどうかも含めて検討をしていただけるということでもありますので、ぜひそこは進めていただきたいと思っているのですけれども、その中で出てきました今現在具体的に使っていただいております緊急通報システム装置、これについては先ほど具体的な数についても御報告いただきましたけれども、これも減ってき

ていると思うのですが、設置数が減ってきているのは単純に必要とする人が少なくなっているということでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 以前に山崎議員からも御質問をいただいたときには、127台が設置してあるということで、一般住宅の部分だけの御回答だったと思うのですけれども、今回153件ということでシルバーハウジングのほうに設置している分も含めての数字になりまして、一般住宅になりますと100前後の数字になっております。撤去と新設という形で、転出されたり、施設に入所されたりとか、あと必要がなくなったという部分もありますので、全体的にどういう動向でということ把握はしていませんけれども、ここ数年は一般住宅のほうは100台前後で推移しているという状況になります。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 数そんなに多くないという捉え方をするほうがいいのかもかもしれませんが、設置件数が令和4年度167件で、令和6年度が153件、単純に引き算しますと14件が減っているということで、撤去件数が26件から16件ということもあったので、その辺を伺ったこととありますが、やはり先日も風連地区の中でお一人で亡くなられていて、地域の中でたまたま行かれた方が気づいてくださってということで、離れた御家族に連絡ができてということもあったのですけれども、そういうことが日常的に起きてきている地域でありますので、緊急通報システムの設置も必要なところにきちっと状況が届いて利用いただけるようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。地域との連携、協働による社会教育の推進についてということで、今回4月から生涯学習課と風連生涯学習担当が1つになって社

会教育課ということでスタートしていただいているということについて質問をさせていただきました。これがそもそも地域との連携、協働による社会教育の推進に全部が全部関わってきているということでは、機構自体が関わってきているということではないのでありますけれども、風連地区からすると今まで2人いてくださった職員の方が1人になったということの不安が初めざわざわっと広がったということはありません。先ほど伊藤部長からは、必要に応じて文化センターの社会教育課の職員の方がきちっと対応してくださるということで伺っておりますし、この場ではありませんけれども、堺課長ともそのような話も伺っておりますので、特に問題なく進めていただけるということであると思うのですが、風連の生涯学習担当のところは実は総合政策部のスポーツ・合宿推進課の看板も持っていて、風連地区のスポーツ施設は総合政策部のスポーツ・合宿推進課が所管しているところだと思っておりますので、かなり広範囲に動いていただいていることは見ております。人員の配置について当然その点も考慮いただくことであつたと思うのですけれども、少し具体的な話をさせていただきますと、相談したいことがあつて行ったときに別の場所に行かれていてお会いすることができないということは今まで以上に起きていることですが、この点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 相談というのは、社会教育の関係ということでよろしいのでしょうか。（「両方です」と呼ぶ者あり）

○教育部長（伊藤慈生君） 両方ですか。私、そういうことがあつたということは実際担当からは聞いてはおりません。ただ、そういったことがあつたということであれば、この後担当のほうには確認はしておきますが、基本的には今いる職員というのは、正職員のうちの一人はスポーツの部分を主に担当してもらっているということで、社会教育の部分については1名が名寄の文化センター

の職員に配置されたということで、社会教育の部分の企画運営については市民文化センターの職員のほうでやっているというところで、そういったことで風連の先ほどスポーツの部分でいろいろ施設を見に行ったりということは当然あるとは思いますが、その分社会教育で様々な事業をやっている企画については職員についてはしておりませんので、そういった部分の役割分担もしっかりしておりますので、しかしながら繰り返すけれども、そういったことがあるということであれば対策についても考えていかなければなりませんし、会計年度職員も2名おりますので、それぞれスポーツ担当と社会教育の担当ですので、当然相談に乗ることは可能だと思いますので、そういったところも含めて確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 確認させていただきましたので、そのように進めていただけております。

ちょっと具体的な話をさせていただきますと、この後例えば社会教育という範疇に当てはまるイベント等の開催について地域のいろんな団体の方が相談をしたいというふうになったときには、やはり文化センターまで出向くことになりそうですでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 直接来られる必要が、例えばですけども、変わった点といえば、名寄の館長と風連の公民館の館長が一緒になったということでございますので、そこは例えば公民館事業で御相談があるとか、例えば瑞生大学のことで御相談があるとかということで今交流センターにいます職員で対応できなくて、そういった管理職と相談をしたいということであれば、管理職とも相談できますし、必要に応じて担当の職員が地域交流センターに伺うということは可能だと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 様々な団体の方にも今のお話伝えたいと思うのですが、風連地区、社会教育に関わるところのいろいろなイベント等、各団体が中心になって進めてきているところがかつてありまして、その状況を少しでも長く継続したいという思いはどの団体の方も持っています。ところが、やはり構成メンバーの方たちがどうしても高齢化してきているということも事実でありまして、交流センターの2階に来ていろいろ相談するということは日常的に今までと変わらないので、安心というところであったのですが、名寄の文化センターのどの方が来てくださるのかという、変わるということに関して慣れないというところがあるやに感じます。できたら、いろいろな場面で担当の方が顔を合わせて相談に乗っていただけるような、この日のこの時間帯は会議があるので、その会議には顔を出しますというような、そういうやり取りを具体的なそれぞれの団体と調整をしていただけるようになるといいなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 社会教育の部分でいけば、先ほど企画なり運営を文化センターの職員がするというので、今年度入ってから例えば杉並区との子供たちの交流の委員会ですとかというものには文化センターの職員の担当が出ております。今後風連地区で様々な例えば公民館の会議ですとか、例えば文化協会の会議ですとか、総会も含めてなので、そういったところには主に文化センターの公民館の職員という者が出席をさせていただくということになっておりますので、そういったところで会議に出席するだけではなくて出席者とお話もさせていただくことで、先ほどなかなか慣れないという声があるということも聞きましたけれども、そういったところで名寄の職員の顔も覚えてもらいながら事業を進めて

いきたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ぜひ仕事は仕事として、人と人とのつながりのところでつながっていただけますようお願い申し上げておきたいと思えます。

次に、ジャックの豆事業についてであります。先ほど部長から具体的な利用件数についてお知らせいただきました。たしかこの事業、予算は2万円をつけていただいていると思えますので、それについては令和4年から5年、6年と2万円、そのまま使っていただいて事業が行っていただいているというふうに思っていますが、これとってもいい事業だというふうに思っております、特段きちっとした団体として組織できていない以前であってもこの事業は該当するものであれば使わせていただけるということで、名寄公民館の中の事業というか、予算の中に入れていただいていると思うのですが、ぜひこれ大事にしていきたいなというふうに思っているところであります。

そこで、質問とお願いなのですが、このジャックの豆事業の実施要綱第3条にある助成の対象の中に市民5人以上という具体的な数が書かれているのです。確かに5人というのはいい数字なのかもしれませんが、この5人以上の5を少し下げてくださいとできないのか、この5人が5と決まった経緯についてもう少し伺いたいと思っていたのですが、私としては3にしてくださいとできないのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今いただいた御意見につきましては、これまでも令和2年度の決算審査、令和4年度の予算審査でも同様の御質問いただいております、5人というところの根拠は特になくということと、あとは内容の見直しをするということで過去に答弁をさせていただいているところでございます。今改めて5人から3人へと

いうことで御提案はあったところですが、実際に昨今の実績からも市民の自主的、主体的な学習意欲の喚起を図るために何か工夫が必要ではないかというふうに考えているところです。したがって、今いただいた内容の見直しもそうなのですが、サークルなどの自主性というものを基本として活動する場所の提供などの支援策について検討しますので、その中で5人がいいのか4人がいいのか3人がいいのかということに改めて効果的な生涯学習の推進に努めていくために見直しをしたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 見直しについての意向をお話しいただいたと思っておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。3人以上ということですので、とにかく多いほうがいいわけで、お誘いいただけるということの啓発はぜひとも、私も何か機会があればお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、使えるのだよというところの最初の一步の人数について3人以上からスタートして広げていただく分にはぜひともというところの考え方でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

最後に、子供を対象とした社会教育についてでありますけれども、とにかく71町内会で39町内会が子ども会組織されているということであります。本当に子供たちの数が減ってきていて、だからこそ余計に子ども会が大事だと思っておりますけれども、子供だから子ども会に入るのが当然、そして町内に住まわっている、町内会に入るのは当然で、私なんかはそういうふうにして育ったのですが、そういう考え方も一律ではないという時代になってきておりますけれども、少ないながらも子ども会を大事に運営されている方たちがいらっしゃいます。でも、事業等を見させていただいても、例えば具体的な話をさせていただきますと、子ども会が資金造成も含めてリサイクルの廃品回収に当たる事業をやってく

れています。見てみると、子供が4人で、あと全部大人で、運転している車を出していただいているので、そこに荷物を積み込むのですけれども、それもほとんど大人がやっているという、そんな状況の中でそれでも活動を続けていくということに重きを置いて頑張っていたいただいているのです。その子ども会の指導者、育成者の方に話を伺うと、どこかとそのときそのときでくっついてでも子供たちに大勢の中で活動できたという思いを経験させてあげたいというような声が届いていました。子ども会育成連絡協議会、育成連合会ですか、きちっと名寄でやっていただいております、旧風連町時代、私も風連町の育成連絡協議会の会長も務めさせていただきましたし、ここにいらっしゃる東川議員は名寄市の子ども会育成連絡協議会の会長さんでいらっしゃいましたので、つないできた側の人間としては頑張っていたいただいているということはもう重々承知の上で、もう一步踏み込んだところで少し大きい組織に至るまでの中ぐらいの組織についてのお考えを伺いたいなと思っています。お願いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今の名子連というか、名寄の子ども会育成連合会というところがそれぞれの単一の子ども会育成会がなかなか機能しないということで、その名子連というところでいろんな事業をやっている中で、ここの間の何か組織をとということではあったのですけれども、実は私どものほうで単位子ども会のほうの数は確認はしていると同時に活動の調査を行っております、そこで全てが回答していただいたというふうには思っていないのですけれども、活動した内容について調査があった町内会が15にとどまっていたということで、先ほどの組織率と併せてなかなか十分な活動ができていない現状というのが今話したことからもお分かりいただけるのかなというふうに思っております。したがって、71町内会のうちに厳密に実際に活動しているのが15の育成

会だというふうには申し上げませんが、新たに組織をつくるといってもなかなか難しい状況かなというふうに考えております。しかしながら、子供たちがおっしゃるとおり大勢で活動するということは、非常に大事なことだというふうに思っておりますので、引き続き青少年の健全育成事業に多くの子供たちが参加していただけるように取り組んでまいります。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ちょっと15町内会という数はびっくりしましたが、それでも今の部長の御答弁によりまして、この後いろんな取組が進めていただけるのだろうなと思っております。その中でぜひこんな考え方も取り入れていただければありがたいということで申し上げたいと思いますが、この後夏休みに向けて杉並区との都会っ子交流があります。それから、先ほど部長からも御紹介いただきましたわくわく交流事業なんかもありますし、昔は名寄市でへっちゃLANDという取組もしていたことがあったと思うのですけれども、そういう事業を進めるときの企画立案の段階から子供たちを参加させてあげることができないかというふうに思っています。それぞれ子供と一口に言いましても年齢層、それから対応の仕方も考えなければいけないところでもありますけれども、子供たちも小学校高学年から中学生、高校生、そしてこのまちには大学がありますので、大学生のシニアリーダー的な立場で御協力いただける方がいらっしゃれば、自分たちでできることというのがかなり出てくると思います。子供たちが関わるところで事業を自分事として捉えることができると思うところから、子供がお客さんで事業に参加するのではなく、自分たちが企画立案してつくり上げたものの中に自分は参加するし、友達も誘い込む、そういうつくり方をしていただければ大変ありがたいなと思っておりますので、この点について御見解を伺って終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 子供たち、高校生、大学生も含めて事業に参加するに当たって企画立案をしてはどうかということで御意見をいただいたと思います。とてもいいことというか、そういうふうにするべきだと思います。それがまた自分の責任において参加するという自覚も出てきますので、実際にわくわくとかは年に数回やりますので、その1回の事業全てについて何か子供たちで考えるということはなかなか難しいかもしれませんが、その1回やる事業の中の一つのプログラムを自分たちで考えてみようとかということは可能なかなというふうに思っております。また、夏の杉並区との子供たちの交流事業でも高校生、大学生のボランティアも募集しているということですので、自主的には参加はさせていただいているのですけれども、その中でも自分たちでこういうことをしたいというようなことがあればどうか、ボランティアの方と担当のほうでお話しする機会がありますので、今いただいた御意見も踏まえてそういった高校生や大学生ともお話をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

署名議員 山崎 真由美

署名議員 遠藤 隆 男

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時56分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

令和7年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 令和7年6月25日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第12号 指定管理者の指定の変更について（名寄市体育施設）
- 日程第4 議案第13号 工事請負契約の締結について
議案第14号 工事請負契約の締結について
議案第15号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 意見書案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書
意見書案第2号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書
意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
意見書案第6号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書
意見書案第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
意見書案第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第6 報告第6号 例月出納検査報告について

て

- 日程第7 名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 委員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第12号 指定管理者の指定の変更について（名寄市体育施設）
- 日程第4 議案第13号 工事請負契約の締結について
議案第14号 工事請負契約の締結について
議案第15号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 意見書案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書
意見書案第2号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書
意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
意見書案第6号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意

見書

意見書案第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

意見書案第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程第6 報告第6号 例月出納検査報告について

日程第7 名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第9 委員の派遣について

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	木村睦	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	松田慎司	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	伊藤慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大局学長	水間剛	君
こども・高齢者支援室長	倉澤富美子	君
産業振興室長	櫻田孝臣	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	山岸克利	君
監査委員	岡川進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水 一夫 議員

8番 川村 幸栄 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

手話条例制定10年を迎えてを、中畠孝幸議員。

○1番（中畠孝幸議員） おはようございます。議長より指名を受けましたので、通告に従って大項目1点について質問してまいります。

大項目1、手話条例制定10年を迎えて。名寄市みんなを結ぶ手話条例は、2015年3月23日に施行されました。手話を言語として認識し、聾者が安心して暮らせるまちの実現を目指した条例は先駆的であり、また画期的なものでありました。条例が施行されて10年経過し、他の自治体の条例制定の動きの中で名寄市はフロントランナー、先駆者として注目され、模範とされる立場にあります。10年の節目を迎え、条例で示された基本理念や市の責務、役割が実際の施策の中でどのように具現化しているかを一旦立ち止まって確認する必要があるのではないかと思います。そして、条例をさらに今後に生かす道筋を考えるとこの認識の下に質問いたします。

小項目1、手話の普及啓発について。条例第5条では、市が推進すべき施策の一つとして手話の普及啓発が挙げられています。手話を必要とする市民が手話による意思伝達を行うためには、周りの人たちの手話理解が必要な条件になると考えら

れます。市が現在行っている手話の普及啓発に関する事業の内容とその効果について伺います。

また、手話条例制定10年という節目は、手話の普及啓発を行う上で絶好の機会と考えられますが、制定10年を記念した事業等の計画があればお知らせください。

小項目2、手話による意思疎通支援について。条例第5条に挙げられている市が推進すべき施策には、手話による意思疎通支援が含まれます。手話を必要とする市民が手話によって意思疎通するためには手話が分かり、手話を使える人材の養成と配置が必要になります。名寄市においては、病院での受診や各種会合への参加の際に手話通訳が必要な場合、聴覚障がい者協力員を派遣する制度がありますが、聴覚障がい者協力員の運用状況について、また必要を十分満たしているかについて伺います。

手話通訳ができるほどの高い技能を身につけた人材は、限られていると思われます。実際に聾者と触れ合う機会のある民生委員、ヘルパーの方、市役所職員等が手話通訳ほどとはいかないまでも簡単な手話を身につけ、手話に対する理解を深めることも重要であります。そのための出前講座等、実績や計画があればお知らせください。

手話通訳者を養成するための講座は、札幌や東京等の遠隔地で開催されることが多く、研修費、交通費、宿泊費等、個人には過大な負担となります。それらの費用を助成することにより手話通訳者の増員につながるのではないかと思います。お考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） おはようございます。中畠議員からは、大項目1点について御質問をいただきました。私からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、手話条例制定10年を迎えて、小項目1、手話の普及啓発についてお答えを

いたします。手話は、障害者基本法においても一つの言語として位置づけられております。名寄市におきましても平成27年3月20日、名寄市市民憲章で掲げている誰もが暮らしやすいまちの実現に向け、手話を言語として認識し、手話への理解の輪を広げるため石狩市、新得町、鹿追町に続き、道内4番目に議員提案による名寄市みんなを結ぶ手話条例案が上程され、全会一致で可決、成立し、同年3月23日に公布、施行をされました。一般社団法人全日本ろうあ連盟の手話言語条例マップによりますと、令和7年5月現在で全国で条例が成立している自治体は40都道府県、22区、385市、139町、10村の596自治体で、北海道内では北海道と24市、8町、2村の35自治体となっております。市長部局におきましては、平成28年6月に各自治体における手話等関連施策の情報交換と条例を通じて、聴覚障がい者の自立と社会参加を目指すことを目的に全国手話言語市区長会に加入し、会員となっております。手話市長会は、全国で648市区長、北海道では25市が会員となっているところでございます。

条例制定から10年が経過し、名寄市でも各種イベント、講演会等で手話通訳を目にすることが増えるなど、手話への理解が深まりつつあると感じております。条例にごじます市の責務である手話への理解を広げるための施策推進につきましては、広報なよろに今月の手話として上川北部聴覚障害者協会の皆様に御協力をいただきながら、日常で使われることが多い手話の紹介を掲載していますほか、手話を知ろうのパンフレットの作成を通じまして普及啓発に取り組んでおります。福祉イベントなどの場で一般市民の方が手話で聴覚障がい者の方々と挨拶を交わす光景が増え、手話による自然なコミュニケーションが広がっていることを実感しております。手話奉仕員養成講座につきましては、和寒町から中川町までの8市町村で主催し、こちらを上川北部聴覚障害者協会、名寄手話の会の皆様の御協力をいただきながら毎年

5月から11月までの期間で全54回を実施し、今年度は7名が受講しております。これまでの受講者には名寄市立大学の学生のほか、会社員、市議会議員、市職員などもいらっしゃり、職種、年代を問わず様々な方々に手話についての見識を深めていただいております。名寄市には名寄手話の会もあり、養成講座を修了した受講生が継続して手話への理解を深めることができる環境も整っております。また、手話奉仕員研修事業として、手話登録通訳奉仕員レベルアップ講座を名寄市登録聴覚障害者協力員連絡協議会の皆様の御協力をいただきながら全12回の講座を開催しております。また、国においては本年6月13日、手話に関する施策の推進に関する法律案（手話施策推進法）が参議院本会議において、6月18日に衆議院本会議においてそれぞれ全会一致で可決されたと承知しております。本法律は、公布の日から施行されるとされておりますので、条例とともに法律の遵守にも配慮してまいります。本市としましては、現在のところ条例制定10年を記念した事業の計画等はございませんが、今後も関係団体と連携をしながら、手話は言語の一つであるという理解に向けて施策の推進に取り組んでまいります。

次に、小項目2、手話による意思疎通支援についてお答えいたします。手話による意思疎通支援につきましては、意思疎通支援事業として聴覚障害者協力員の派遣を名寄市社会福祉協議会に委託をしており、内容については委託先であります名寄市社会福祉協議会が依頼者から1週間前までに手話通訳、または要約筆記通訳の依頼を受け、聴覚障害者協力員に依頼、派遣をするというものです。市内で手話通訳を必要としている方は現在4名在住していると把握しており、聴覚障害者協力員の登録者は手話通訳6名、要約筆記通訳5名、両方登録通訳が3名のため、協力員の実人数は8名となっております。手話通訳の実績では、令和6年度33件、135.5時間、令和5年度は41件、136.5時間、令和4年度は54件、1

71時間で、1件当たりの平均時間が3時間から4時間程度の時間となっております。聴覚障害者協力員の人員などの関係から、日程の都合が合わない場合は協力員が自身の予定を変更したり、依頼者が通院の日程等を変更することもあり、双方に協力してもらいながら対応しているところでございます。また、急な受診等には対応できない場合も考えられますので、現時点での対応の実態を把握しつつ、手話通訳者の確保及び聴覚障がい者に対する理解のほか、当事者個人の理解範囲について周囲が把握していくことも重要と考えております。市では、出前トークで手話の体験講座を実施しており、聴覚障がいについての説明や手話の体験を通じてこれまで公的機関、金融機関及び各種団体に講座を開催し、手話への理解推進に取り組んでまいりました。今後につきましても、市民の方々に簡単な手話を身につけていただけるよう取り組んでまいります。

手話通訳者を養成する講座に対する助成につきましては、先ほど申し上げました本市、またはその近郊で実施される手話奉仕員養成講座事業の委託料を予算措置しているところでございます。遠隔地においての手話通訳者を養成する講座などへの参加助成は現在実施しておらず、また要望等もお受けしていない状況でございます。先ほど申し上げました手話施策推進法におきまして、政府は手話に関する施策を施行するために必要な財政上または法制上の措置などを講じなければならないとされていることから、状況を注視しながら必要な施策につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

ただいま馬場部長からお話がありましたように、国会で手話施策推進法、略称ですけれども、手話に関する施策の推進に関する法律案が6月13日、参議院本会議で可決され、6月18日、衆議院で

可決、成立いたしました。この一般質問の通告締切りが6月12日でありましたので、通告のときには法律に関しては何も盛り込んでいませんでしたけれども、今部長からお話ありましたように、そういう法律が成立したということで、それが不可分といいますか、密接に関わりありますので、それも含めて再質問の中でお話を伺っていきたいと思います。ただいま部長からお話ありましたように、596の自治体が既に手話言語に関する条例を持っているということで、今回の手話施策推進法というのもその条例に後押しされて、名寄の場合でしたら10年前にそういった条例ができていたわけですが、今回法律が成立したということも多く自治体の条例が後押しして成立したということが言えるのではないかと思います。それで、法律の14条ですけれども、14条の中に国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため手話の日を設けるという条項があります。これも具体的に日にちもそこに決められていまして、9月23日とする。国及び地方公共団体は、手話の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするというふうな記載がありますけれども、先ほど御質問しましたけれども、名寄の場合には手話条例制定10年ということで、それを記念して、例えば手話の日、これも勝手に決めるわけにはいかないかもしれませんが、関係諸団体、社会福祉協議会とか名寄手話の会とかに相談の上でぜひ10周年の記念行事を行っていただきたいと思っておりますけれども、それに関してお考えを伺いたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど壇上でも答弁いたしました手話施策推進法の関係に関連しまして、今議員からの手話の日や市として手話の取組等々、記念の取組等々についてというような御質問だったというふうに思います。壇上でも答弁させていただきましたが、今年度予算の中で、10年あることについては一定認識はしておりま

したが、先ほど申し上げましたように、日頃の広報や様々な施策、手話奉仕員養成講座等々については切れ目なく実施をしていくということで予算づけもさせていただいておりますし、今年度についても手話奉仕員養成講座につきましては、昨年度実は土別で実施していたのですけれども、今年度はまた名寄ということで実施をさせていただいておりますし、名寄市内だけではなくて、近隣の市町村からも名寄のほうにおいでいただきまして、先ほど申し上げました名寄手話の会や聴覚障害者協会の方々に御協力いただきながら、週2回ということで5月から11月まで本当大変長い間欠席しないように皆さん講座に励んでいただいているのは本当に頭の下がる思いなのですけれども、改めて私どもとして今のところ市としては何か事業を実施しようという考えのところは現在のところは持ち合わせてはおりません。ただ、先ほど議員からもありましたように、手話の日というのを制定するというような法律だとか、あともう一方で私ども、法律ができる際の経緯というのが、ちょうど今年の11月にデフリンピックという聴覚障がいの方々のオリンピックとか、スポーツイベントが実は今年日本の東京を中心に実施されるということで、この大会、100年以上の大会だというふうにお聞きしているのですけれども、オリンピックと併せてパラリンピックが実施されているのですが、パラリンピックには聴覚障がいの方々が入っていないようで、その理由というのはデフリンピックがあるからということだそうです。ですので、国内で開催されるということはすごく大きな契機かなというふうに思っているのですけれども、そんなこともあって、超党派でこちらのほうも議員立法でこの法律については制定されたというふうにお聞きしていますので、今後いろんな団体とやり取りする中で10年に備えてとか、10年に向けて何か実施するというときには誠心誠意対応はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから、条例が今まで各自治体、596自治体で存在して、今回法律が成立したということで、名寄市の条例におきましても基本理念を示して、大きな枠組みと申しますか、大きな、大まかな規定を示すものでありましたけれども、法律の条文を見ますと、より具体的にはっきりと厳格に言ったらいいのでしょうか、規定されることになっていると思います。例えば法律の第15条では、国及び地方公共団体は手話通訳を行う者、その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため研修の機会の確保、適切な処遇の確保、その他の必要な施策を講ずるものとするということが書かれています。名寄市の条例においては、手話通訳という言葉は出てこないわけですが、この法律の条文見ますとはっきりと手話通訳を養成する必要性というのが触れられています。手話通訳の養成ということに関してですけれども、例えば先ほど部長からのお話にもありましたけれども、条例、一番最初に道内で制定したのが石狩市ということで、石狩市はホームページなどで拝見しますと、かなり進んでいるなという印象を受けるわけですが、例えば石狩市の手話に関する基本条例というのが2013年、名寄より2年前に定められているわけですが、その1年後に、その次の年に市長名で条例に規定する施策を推進するための方針という文書が出されていて、市長名でそういった条例を実際に具体的に動かすための指針というのが示されています。その中では、ちょっとこれも少し読み上げますが、手話を使用する市民が市の行政サービスを利用する際に手話の使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施していきますというふうに書かれています。こういったこ

とは、先ほど最初壇上からも申しあげましたけれども、聴覚障がい者の方々に触れ合う機会が多いと思われる例えば市の職員の方であるとか民生委員の方であるとか、そういった方、先ほどいろいろな研修も実施されているということ、お話が部長からもありましたけれども、さらに進めて、特に庁舎の中といいますか、市としてそういったことをこれからどういうふうを考えているのかという点について、研修会について、特に市職員に対する研修会についてですけれども、それについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども一部壇上でも申しあげましたし、先ほど言いました手話奉仕員養成講座につきましては、記録を探していますと過去に議員も受けていただいているところなのですけれども、過去を見ますと、職員の記録ベースなので、ちょっと一部正確でないところもあるかもしれませんけれども、記録に残っている範囲では今現在いる職員でも約10人以上の方々が実は手話奉仕員養成講座を、恐らく社会福祉課の障がい福祉係に関係するところの所管にあったということも、配置になっていたということも経緯もあって受けていただいた方もいるとは思っていますけれども、そんなことで実際自己確認できているところがございます。また、先ほどもあったように、市内では特に金融機関さんがこの10年の間ぐらいで3か所から4か所、それからいろいろな社会奉仕団体さんが三、四か所、また障がい福祉の事業所さんが1か所から2か所、また警察や消防なども手話の出前講座をオーダーしていただいて、実は私どものほうで派遣をさせていただいているところがございます。市の職員に向けての研修につきましては、また研修担当とも相談しながら、また毎月広報には、先ほども壇上でも申しあげましたが、よく日頃使う、日常会話に使うような手話の内容を広報に毎月載せさせていただいております。先日も手話講座がございまして、続

けていただいていることの感謝の言葉を手話の会の方々にもいただいて、大変恐縮しているところでございますが、そういう広報も市の職員は必ずきちっと見ていると思いますので、私も含めてそういう把握には努めてまいりたいというふうに思っておりますし、そういう機会提供については今後また研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 手話奉仕員養成講座、市の職員の方10名以上の方がこれまで受けているということで、それも条例の一つの効果だったのかなというようなことも考えますけれども、さらに進めていただきたいというふうに思います。今部長がおっしゃった出前講座ですけれども、金融とか社会奉仕関係の方、障がい福祉団体、それから警察、消防、私一番知りたかったのは消防なのです。消防で例えば救急車で救急搬送しなければいけないというようなときにどうしても、たまたま対象の方が聴覚障がいのある方であった場合にととてもできるということが生命にもつながる、手話ができるということが命にも関わることが出てくると思いますので、できれば特に消防関係に従事している方などに対する出前講座などを広げていただきたいというふうに思います。実際に行われているということですので、さらに進めていただければというふうに思います。

それから、もう一つ、小項目2に関することなのですけれども、手話通訳の養成ということなのですけれども、先ほど申しあげた石狩市の事例また、申し訳ないのですが、取り上げさせていただきましたけれども、石狩市の市長が出している条例に規定する施策を推進するための方針というものの中でこういう部分があるのです。対面による手話通訳を基本としつつ、ICT、情報通信技術を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の導入について検討し、手話の使いやす

環境づくりを進めていきますということです。これは、ICTを活用した遠隔手話通訳サービス、それからもう一つの電話リレーサービスということなのですが、これはどういうことかと申しますと、聴覚障がいの方が手話通訳者にスカイプでつながって、ビデオ通話をする。それは、ビデオですから、手話を使ってコミュニケーションが可能なのですが、それで手話通訳者はスカイプを使ってビデオ通話している内容を電話、聴覚障がいの方が自分の意思を伝えたいと思っている相手の方、希望する相手方に電話をかけて、それで声によってそれを伝えるというサービスです。電話リレーサービスというのが行われているということで、これは実際ホームページで確認しても申込みを受け付けているようですので、実際に電話リレーサービスというのが石狩市でも行われているというふうに思えるのですけれども、これも電話リレーサービスをするためには手話通訳者が必要ですし、手話通訳者も御自身の仕事で、お昼の間は仕事に従事していて、スカイプに出られないということも多いと思いますので、これもなかなか限られた手話通訳者の方をお願いして進めていくというのはかなり難しいかと思うのですけれども、そういうことも含めて、この電話リレーサービスというのがあれば、何か困ったときにも聴覚障がいの方がすぐ電話を使って連絡ができるということにつながると思いますけれども、その辺についてのお考え、このことについてのお考えを伺えればと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども救急隊のお話とかも消防の話とかもありましたが、恐らくなのですけれども、私も昔福祉の現場にいたことがあるので、聴覚障がいの方ではなくて、いろんな後から障がいを負った方で脳梗塞とか様々な御病気で言語障がいというか、発語をすることが難しくなった方々についてはなかなかその後手話を覚えるということも難しく、コミュニケー

ションを取るのに文字盤とか文字ボードとかを使ってやり取りをするという場面もございまして、そんな経験も私もありましたけれども、消防でも市立総合病院等々の病院についても恐らく文字盤は用意してあって、五十音盤を用意してあって、指しながらコミュニケーションを取るといようなやり取りはさせていただいていると思うので、そういうスキルはお持ちだというふうには思うのですけれども、先ほども壇上でも申し上げましたように、手話協力員の方々をお願いして、通院や様々な手話通訳をしていただく際に先ほど申し上げた社会福祉協議会のほうに委託をしてマッチングをしてもらっているのですが、人数的な限りもあって、やはりどちらかがちょっと日程をずらしていただいたりだとかというような都合があるということを私たちも承知をしているところでございます。石狩さんの事例、私もちょっとまたホームページで拝見させていただいて見て、中ほどいろいろ見ていると、先ほど答弁でも言わせていただきました手話の全国市区町会の中の事例を見ていると、実は電話リレーサービスというのが総務大臣が指定している電話リレーサービス提供機関ということで一般財団法人日本財団電話リレーサービスということで、日本財団さんという、私ども名寄市のほうでチャレンジデーや今SCのほうでもお世話になっている笹川スポーツ財団さんと同じような系列の財団でございまして、そこの財団のほうで電話リレーサービス提供機関として登録をされていて、恐らくそこでICTを使って、通常の電話の窓口でも手話に対応できる通訳の方々をスカイプやテレビ電話等々でつないで、多分事前予約が必要みたいなのですけれども、聴覚障がいの方についての御負担については通話料だけというようなことでやられるサービスを取り組んでいる市町村があるように聞いております。先ほども言いましたように、通院だとか様々の理由でマッチングがうまくできなかった場合だとか、あと今後手話通訳の方々が、

もちろん手話通訳が直接でないとなかなか難しい部分って私個人的に思うのです。コロナでいろんな病院だとか施設とかでズーム面会ができるようになって、すごく発展した部分があると思うのですけれども、直接面会できるというありがたみというか、その生々しいというか、行間というか、その部分が直接会わないと難しいという部分もあると思いますので、この電話リレーやICTが全てというふうには言いませんけれども、やはりそのつなぎの部分でどうしても都合がつかないとか間に合わないとか、直接でなくてもいい場合についてはこの電話リレーサービスというところを一つのチョイスというか、選べる選択肢の一つとしてあることで、聴覚障がいの方々がサービスを受ける際の利便が上がるというところの一つになるのかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げました市区長会等々の情報をまた収集しながら、私どもとして今後手話の会の方や奉仕員の方、今お手伝いいただいている通訳の方々とも相談しながらどういう形が今後いいのかというようなことはまた研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） ぜひそれを進めていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、手話施策推進法、法律の第10条ですけれども、先ほどから申し上げていますが、何か災害とか急な病気で倒れた場合などに関してですけれども、国及び地方公共団体は手話を使用する者が災害、その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう手話による情報の提供、その他の必要な施策を講ずるものとするという、これが第10条でうたわれています。こういったことも今後法律ができたことによってより厳しく実現していかなければいけないと

いうことになってくると思いますので、これからどうぞ施策の推進に向けてよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、最後ですけれども、せっかく市長がいらっしゃると思いますので、10年を迎えて、手話言語の施策についてお考えを最後に伺って終わりたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当時思い起こすと、議員立法という形で様々な皆さんの御苦勞があつて、この手話条例が制定されたというふうに承知をしております。どちらかというとな理念条例的なものでありまして、手話を一つの切り口として誰しもがこの名寄で住み続けたい、あるいは自分らしく生きていきたい、そんな象徴となるような条例であつたというふうに思っております。この間も、今馬場部長のほうからもお話ありましたけれども、様々な施策を市のほうでも推進をさせていただいて、あるいは補助団体の皆さんの御理解と御協力もいただき、市民の皆さんにも様々な事業を展開してきたところであります。10年の大きな節目に議員からも様々な御提言をいただきましたので、改めて皆さんにこの条例の存在と、そして手話を通じてまたさらに皆さんが住みやすいまちづくりができる、そんな何か事業、あるいは広報等しっかりしていく大きな節目になろうというふうに思っております。いろいろな御提言ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で中畠孝幸議員の質問を終わります。

名寄市立大学の独立行政法人化に関わつて外1件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告順に従ひまして、質問をさせていただきます。

大項目1、名寄市立大学の独立行政法人化に関わつて伺います。名寄市立大学の在り方検討委員会が4回目の委員会を6月17日に開催し、現在の直営方式を改めて、公立大学法人化を土台に検

討していく方針を確認いたしました。急速な少子化に対応するための大学の在り方を検討するとされ、法人化への議論が進められてきました。しかし、市民からはまだまだ独立行政法人化って何、法人化ってどういうこと、今のままではなぜ駄目なのなどの疑問の声が多く聞かれているところがあります。

そこで、改めて名寄市立大学の独立行政法人化についてお聞きをいたします。小項目1、なぜ独立行政法人化が必要なのか。名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持、発展していくために必要な設置、運営形態や改革等について検討するため在り方検討委員会を設置し、議論いただいているとききの一般質問への市長答弁でした。改めて名寄市立大学の独立行政法人化はなぜ必要なのでしょう。お聞かせいただきたいと思えます。

小項目2、理事会について伺います。法人化では、一般的に学内に経営を担う理事会が組織され、迅速かつ機動的な意思決定が可能になるとのことですが、理事会について御説明ください。様々な専門分野に係る事業への取組が学内で可能となりますと言われていますが、今のままではそれができないのでしょうか。お知らせください。

小項目3、企業会計導入について伺います。法人化によって企業会計が導入され、正確な財務分析を大学経営に反映させることが可能になりとの説明がされています。現在の特別会計ではできないということなのでしょう。正確な財務分析を大学経営に反映させることに不都合があるということなのか、御説明をいただきたいと思えます。

大項目2、公営住宅の目的外使用について伺います。市営住宅の空き家が目立っています。市民からも、もったいないとの声が聞かれます。何度か取り上げさせていただきましたが、改めて公営住宅の目的外使用についてお伺いをいたします。

小項目1、名寄市立大学生への提供について伺います。以前にも御紹介いただきましたが、札幌市

もみじ台団地の学生への提供です。事業開始時、平成30年度では北星学園大学、北星学園大学短期大学部の学生のみのお受け入れが令和4年度から札幌学院大学の学生についてもお受け入れを開始しています。地域住民との交流とともに、学生の住宅費の支援にもなっています。お考えをお聞かせください。

小項目2、高齢の一人暮らしへの提供について伺います。高齢のひとり暮らしが増えています。名寄市でも例外ではありません。古い支度として大きな自宅からひとり暮らしが容易な住まいへ転居を希望しても、保証人などの問題があり、簡単に転居できない状況です。こうしたときこそ公営住宅の出番だと考えます。お考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 川村議員から大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については建設水道部長からの答弁となります。

初めに、大項目1、名寄市立大学の独立行政法人化に関わりまして、小項目1、なぜ独立行政法人化が必要なのか申し上げます。大学を取り巻く環境は大きく変化をしてくれておりまして、全国的に少子化が進行する中、今後さらに学生確保が難しく、各大学間の競争も激しくなっていくことが想定をされております。この状況下で名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持、発展していくために必要な取組や組織形態、改革等について名寄市立大学在り方検討委員会に諮問を行い、現在議論いただいております。これまで4回の委員会を開催いただいておりますけれども、その中で全国の公立大学の9割以上が大学院設置や法人化をしている、このことは必然性があつたからではないか、外部委員の役割として大学内部ではなかなか議論が難しいと思われる設置形態、法人化について議論の

テーブルにのせて、メリット、デメリット含めて議論を尽くすべきであると御意見をいただきました。これを受けまして、公立大学法人制度について公共性、透明性、自主性の3つの基本理念をはじめ、積極的な情報公開等を行うことなどの特徴を共有するとともに、道内公立大学法人に対しまして実施をしたメリット、デメリット等に関する調査結果、公立大学協会の資料を整理をし、設置運営機関としても在り方について議論をいただきました。また、道内公立大学で直近、2023年4月ですけれども、法人化をいたしました釧路公立大学理事兼事務局長の御講演では、法人化のメリットは意思決定のプロセスの簡素化、迅速化や予算の柔軟化、裁量労働制の導入、プロパー職員化による経営強化などである。一方、デメリットは移行時のシステム構築や役員報酬等によるコスト増とお話をいただきました。先週17日に開催をいたしました第4回委員会では、公立大学法人化について議論を行い、計画、実施、評価、改善という一連のマネジメント手法が義務化されることによる教職員の意識改革とともに大学改革が推進されることや理事長のリーダーシップによる迅速性、柔軟性、戦略的な意思決定や予算執行が可能となること、外部専門人材やプロパー職員の採用が可能となることなどにより、多くの課題に柔軟に対応でき、導入メリットが大きいなどの御意見をいただきました。加えて、アドバイザーのお二人からも名寄市立大学が地域や住民にとって重要なものであり、学生から選ばれ、維持、発展していくための設置・運営形態の在り方として公立大学法人化が最も望ましい手段の一つという御提言をいただき、在り方検討委員会の見解として、名寄市立大学も法人化制度の導入を行うべきであることを確認したとお聞きをしております。いずれにいたしましても、名寄市立大学在り方検討委員会の答申を受けましたら、設置者として名寄市立大学の在り方、設置・運営形態についても速やかに検討したいと考えております。

小項目2、理事会について申し上げます。地方独立行政法人法では、地方公共団体が設立をする法人の対象義務に大学を定めており、公立大学法人に関する独立した章を設け、中期目標期間や審議機関、評議委員会など教育研究の特性に配慮する特例を規定しております。公立大学法人内には、経営と教育研究、2つの審議機関の設置が義務づけられており、一般的に経営審議機関は理事長、副理事長、外部人材などで構成をされ、法人経営に関する重要事項を審議をし、教育研究審議機関は学長、学部長などで構成をされ、教育研究に関する重要事項を審議をしております。それぞれの審議機関で議論されたものを役員会、もしくは理事会で最終決定をしていく公立大学法人が多く、札幌市立大学や旭川市立大学、釧路公立大学なども理事会を設置をしております。名寄市立大学在り方検討委員会におきましては、公立大学法人制度の理念や特徴について共有を行うとともに、公立大学法人化のメリット、デメリットについて議論を行っておりますが、法人化導入後の理事会の設置や役割等について検討した経過はございませんし、設置者である本市についても現在のところ理事会について詳細は把握はしていません。

小項目3、企業会計の導入について申し上げます。現在本学における特別会計は、一般会計と同様に歳入と歳出のみを取り扱う会計処理で、毎年度の決算では歳出に見合う額を一般会計から繰り入れ、歳入歳出が同額となり、黒字、赤字の概念がない収支差ゼロとなっております。このため、年度ごとに異なる活動状況や経営の動向を正確に把握することが難しいという課題がございます。法人化をした他大学や企業等と同様に財務諸表を作成し、経営状況を明確に示すことは極めて重要であると認識をしております。財務諸表は、法人化に伴い複式会計が導入をされることにより日々の会計処理が事業活動状況を示す活動収支計算書や資金収支計算書、資産や負債等の財務状況を表す貸借対照表が日々の会計処理と連動して作成さ

れるものであり、大学の事業活動の実態や財務状況を明確に示されることとなります。また、特別会計との大きな違いとして、大規模修繕や高額な備品購入といった単年度の大きな支出についても、それが将来にわたり効果を及ぼすものであれば、減価償却の考え方に基づいて複数年度にわたって経費として計上されることとなります。これにより支出は単年度で終了するのではなくて、支払いと同時に資産として計上されるなど、損益を正確に把握することが可能となります。このように複式会計の導入は経営の実態把握にとどまらず、適正な財務管理にも寄与するものでございます。名寄市立大学は市が設置をし、地域から支えられている大学であることから、これらの財務諸表を市民に公表することで透明性を高め、市民の理解、信頼を得ながら健全な大学の経営、運営につなげてまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは大項目2、公営住宅の目的外使用についてお答えいたします。

初めに、小項目1、名寄市立大学生への提供についてお答えします。市営住宅は、公営住宅法の目的に基づいた健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するものとして運用しているところです。川村議員からは、令和3年3月の定例会でも同様の質問をいただいておりますが、その時点と比較すると住宅ストック数は72戸減って739戸あり、このうち解体を予定している政策空家90戸を除いた649戸の供給可能住宅を管理しています。令和7年3月31日時点の入居数は511戸であります。138戸の一般空き住宅があることから、一定期間使われていないのが見えてくることで、市民からは使わないのはもったいないとお声をいただく状況かと思っております。空き住宅への対応としては、公募住宅の件数を増やすことやニーズの多い高齢者の

単身世帯の入居を可能とする住宅を増やすなどの見直しを行いながら空き住宅解消に努めておりますが、ここ数年の公営住宅入居要件での公募は申込者のいない住宅が出ることもあり、さらに既存入居者の退去も年々増加傾向で、結果として入居率が向上しないが続いている状況であります。このため、人口減少も踏まえ、今後も公営住宅等長寿命化計画に基づき管理戸数を減らす方針ですが、公募でも現役世代や子育て世帯の入居ニーズは少ないことから、中長期的にも一定量の空き住宅を抱えたまま入居者の高齢化がさらに進むことも考えられ、このままでは入居者間で行っている団地自治運営に支障を来すおそれも想定できます。御紹介いただきました札幌市もみじ台団地は、大学と市が協定を結ぶ中で、団地の空き住宅に大学生が入居をし、自治活動に協力していく取組が続けられております。このように住宅を有効活用し、支援に協力いただける大学生の入居を講じた目的外使用は、本市の市営住宅団地でも有効な方法であると思っております。目的外使用を進めていくには対応できる住宅を選定しなければなりません。空き住宅が本来の目的である公営住宅入居希望者を阻害しないことの予測が難しいことや名寄大学の学生の賃貸住宅居住に対する課題や札幌市の取組のような団地の自治活動への理解など、大学生のニーズを把握できておりません。また、既存入居者による団地自治の活動状況などの把握も必要になると考えますので、まずはこのような事情を確認してまいりたいと思っております。

次に、小項目2、一人暮らしの高齢者への提供についてお答えします。ここ数年で独り暮らしになったり、家じまいなどで市営住宅の入居に高齢者単身世帯からの問合せをいただくことが多くなり、このニーズに対応するため令和2年度から一定年数を経過した住宅を単身世帯の入居を可能とするよう戸数を増やしており、併せて公募件数も多くするように取り組んでいます。市営住宅に入居する高齢者の単身世帯は、令和3年3月時点の

210戸から、令和7年3月で229戸と増加傾向にあるため、公営住宅入居要件での公募方法でも入居につながる状況にありますので、引き続き市営住宅への入居ニーズに対応しながら公募してまいります。目的外使用の取組には国の認定が必要で、使用許可期間は原則1年単位であることや大学生や福祉事業者などへの利用促進は民間の住宅や建物への賃貸市場に影響するおそれもあるため、実施するにしてもあくまでも特例的な措置であると考えております。しかし、今後も空き住宅が続く状況は家賃収入を得られないなど市の財政事情にも影響するため、他の住宅施策と連携した多様な方法での活用も考えていく必要があると認識をしております。市営住宅の管理戸数は今後もさらに減らす計画でもあり、本来の公営住宅の目的である住宅に困窮する低額所得者への公営の賃貸住宅として入居が阻害されずに、適正な管理運営することを第一に考えながら空き住宅の目的外使用の実現性を把握してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問、また確認等させていただきたいと思っております。

まず、名寄市立大学の行政法人化に関わっております。前回の御答弁とほぼ、違ったら困るのですけれども、同じということなのですが、市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学にしていきたいということでありました。私は、小さくてもきらりと光り続ける大学として、今名寄市立大学、1960年開学から本当に幾多の苦難を乗り越えながら市民にとって価値あるものとなっているのではないかとこのように思っています。多くの市民が名寄大学の学生さんたちに対して消費者として、また働き手として名寄市の経済を支えてくれていると高い評価をいただいておりますし、また町内会との交流などで住民の皆さんが本当に元気になっているというようなこ

とで、住民の皆さん方が我が子、我が孫のように自慢し合っているというような状況になっております。さらには、直近の国家試験の合格率、本当に高くなっています。ですから、全国から高校生に選ばれる大学になってきているというふうに思っていますし、また地元企業さんとの連携事業で大きな実績を積み重ねてきているなというふうに私は強く感じているところです。ただ、これで十分というふうには思っておりませんし、さらなる発展は必要だというふうに考えていますけれども、この現状の中でさらなる発展のために取組を進め、実績を重ねることができないのではないかとこのように私は考えているのですが、改めてなぜ必要なのか、お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 総合政策部が在り方検討会議の担当ということで、私も全回出席をさせていただいておりますので、議論の内容含めて承知した立場ということで、お話をさせていただければというふうに思います。

今川村議員おっしゃっていただいたとおり、今名寄市立大学が名寄市に愛されているというか、市民の皆さんから愛されているという素晴らしい大学ということは間違いのない話でございます。ただ、我々が今回議論しているのは今ではなくて、10年、20年先にこの大学がきちっと存続するために、学生から選ばれる大学となっていくためにどういう、運営形態も含めて、在り方をしているかなければならないのかということは今議論いただいております。少子化の時代と言われておりますけれども、実は子供は減ってきていますけれども、今救われているのは子供たちの進学率は決して下がっていないということです。これは、分母が減っても進学率の向上によって実際に大学に進学する子供たちの数というのはそれほど激減していないというのが現状、全国の動きになっていきます。ただ、その中でも、同じ学科を見ただけでもやっぱり競争率、倍率を見ると結構厳しい状況

にもう既になってきているというのもこれ現状でございまして、道内の同学科と比較してもそこについては結構厳しい数字が現実として出てきている。これは、今後さらに学生たちからしっかり選ばれる、迅速な運営が可能となる手法をやはり検討しなければならないというのが今回の検討委員会での一つ議題として上がって、話が進められた部分でもございますので、今回は法人化が手段ではなくて、法人化というのは目的ではなくて、法人化というのは手段の一つであるという捉えの中で、今後の在り方について検討委員会の中では御意見が出てきていたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 法人化については議題の中の一つだったということで今おっしゃったかなということなのですが、しかし独立行政法人化を進めるということで、最初もお話したように、4回目の6月17日の委員会ではそういった方向性をといち早く確認をされているというところでは、やっぱりこの方向性には間違いのないのだろうなと、進めようとされているのだろうなというのは一般的に捉えられることかなというふうに私は思っております。

それで、今少子化の話が出されましたので、ちょっとこの少子化のところの話で、大学間の学生確保の厳しさが増している。それはそうなのですが、それではそれぞれの大学だけで対応ができるかというふうなことになるかなというふうに思っています。いろいろ調べている中で、これは龍谷大学法学部の教授、丹羽徹さんがおっしゃっていた、これ文科省で出している科学研究のベンチマーキング2023の中で、今おっしゃったように、18歳人口はどんどん、どんどん減っているのだけれども、入学、進学率は減っていないというふうな中身であります。その中で、設置者別の大学定員数の推移も出されているのですが、公立、国立の入学定員数はほとんど変わらないけ

れども、私学が増えていると。進学されている方々が増えた分を私立大学が引き受けてきたと言えるのではないかというふうな指摘をされておりました。ですから、全体を見ていく必要があるのだなというふうに思いながら資料も見せていただいているのですが、また入学定員数の充足率というと、都道府県別に、設置者別に調べているのですが、地方の充足率が非常に低いと。北海道や九州は特に低くなっているというようなことであります。そうした中で、国立大学、また公立大学、また私立大学についても本当に経営が非常に厳しくなっている、苦しくなっている中で、政府からの補助金や助成金も少ない状態が続いているということでもあります。そうした中で、以前にも御紹介しましたがけれども、国立大学が法人化になってから運営費の交付金がじりじりと減らされていて、大変な状況になっているということで、授業料の値上げにもつながり、昨年末から全国の大学の学生が反対の声を上げたという状況であります。研究費も足りない、研究費を確保するための様々な申請書も書かなければならない、時間もないというふうな非常に大変な状況の中で、これは何かというと国がやっぱり多様で自由な学術研究を推進するための支援といいますか、教育予算を増やさずに減らしてきていることに大きな関わりがあるかなというふうに思っています。先ほども言ったように、それぞれの大学だけでいろんな、それはできる範囲での取組は進めているのですけれども、やはり国自体が学術といいますか、そういった学問のところへの教育予算を増やしていないことも大きな要因があるのではないかというふうにご考えているのですが、この点についてどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今国立のお話を若干いただきましたけれども、実は第4回まで検討会議を進めてまいりました。てんまつのほうも既に公開はさせていただいているのですけれども、

最後に方向性を全体の中で確認した際にコメントとしてつけられたのが、やはり例えば今回の在り方検討の会議としては法人化が望ましいのではないかという、経営面については一定程度の方向性ということでもとまりましたけれども、そこで法人化により設立団体、市は大学運営に重い責任を持つことになる。市と大学が密接に連携を図り、財政面も含めて覚悟を持って取り組んでいただく必要があるというような、こんなコメントも実は寄せられておりました、そこについては公立と国立の違いと申すでしょうか、設置は名寄市が設置する大学になりますので、しっかりと運営についても別に法人化したから全然関係ないよとか、そういう関係ではなくて、設置者としてやはり責任を持ってしっかりと運営していくと、その覚悟も必要ですという、そんな意見も出ておりますので、そういった答申がありましたら、しっかりと多分受け止めていく形になっていくのだろう。まだ答申受けておりませんので、どのような形でまとまってくるかまだ分かりませんが、会議の中ではそういった御意見はいただいているということでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、先ほど理事会の件については、議論が今のところされていないというようなお話がありました。名寄市立大学、現在では学内における教授会により自主的にいろいろなことが話し合われ、進められているものと承知をしています。これも小規模大学だからこそ可能だというふうに感じているところでありますけれども、ただこれからの議論の中で理事会をどうするかというふうなところでもちょっと御紹介をさせていただきたいというふうに思っているのですが、2023年12月に国立大学の法人法が改正されて、東京大学など大きな大学5法人に義務づけられた運営方針会議委員というのがあります。ここに大企業経営者や財界人が多数就任しているということが分かり、大企業経営者が大学内で強

力な権限を持つことになるだろうというふうな、そういう懸念の声が出されているということでもあります。こういった部分もしっかりと押さえていただきながらというふうに考えているのですが、この点についてどうでしょうか。お考えお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 方針等もまだ何も決まっていない状況で、今在り方検討会議の中でそういった方向性がまとまったということですので、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、その部分については我々市としてもまだ検討にも至っていないというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 先ほど御紹介があったように、この委員会の中の報告がされている、私も見せていただいているのですが、17日に行われた委員会ではスピード感についてというような御発言が多くあったように見受けられます。その中のお一人、アドバイザーとしていらっしゃる方からの指摘なのですけれども、名寄市立大学は非法人の中で10年前にビジョン2026をつくり、少子化対策など様々な課題を列挙しているが、その課題対応へのスピードが遅い、市民や市に対して状況を明確に回答、報告がされていないと思う。法人化を活用したスピード感を持った対応をしていくことがよいと思うというふうな御指摘があります。この趣旨については御本人に聞くのが一番かなというふうに思うのですけれども、ただこの10年間、10年前に作成をした中でいえば4年間のコロナ禍もありました。だから、そういう検証が必要なのだろうというふうに思っていますし、そして最後のほうに法人化を活用したスピード感を持った対応がというふうなことであります。この点について、市として参加されている部長としてどのようにお感じになれるのかお聞かせをいただければと思いますが。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここで私が議論を聞いている中で、今回運営形態の一つとして法人化が望ましいという方向に至った経過としては、やはりいろいろ一つ新しいことを起こすにでも法人の中で予算の即時そこで意思決定をして、新しいことをすぐ取り組めると、そういったスピード感が年度内の中でも幾多として動きが可能になってくるということですので、そういったメリットは大きいよねという、そういった御意見もいただいておりますので、そこでのスピード感というのはそういった意思決定の早さといったところがメリットとして挙げられたのではないかというふうに私は感じております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） この間そういったお話がされていまして、予算の決定等についてのスピード感、今のままでは全く遅くて進まないのかというふうな疑念も出てくるところであります。ガバナンスについても御指摘があるところであります。現在行われている中で学内の自主的な改善、また改革、スピードが遅いというのであればどのようにしたら早くできるかというようなことなども進めることができるのではないかというふうに私は考えるのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今特別会計という形で予算をそれぞれ、今回は審議の中では節まで皆様方に情報提供しながら議決をいただいて、1年間取り組んでいくと。動きがあれば、また補正という形で動いていますけれども、そういったタイミングではなくて、一定程度裁量権を大学の中で持ちながら、総額は当然決まっていますけれども、その用途については大学の中の課題解決に向けた取組というのはかなりスピード感が上がってくるということがメリットになるだろうということで、今回も在り方検討会議の中では意見とし

て出ておりましたし、また投資に対しての効果というのが、最初の答弁でもございましたけれども、企業会計化することによってより明白になると、見え方がするというところでございましたので、これは委員の皆様方からの意見になりますけれども、そういったところが非常に市民に対しての説明責任を果たす上でもメリットになるという御意見が多数であったというところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今財政の問題等も報告がされましたし、御答弁の中でも詳しく御答弁をいただいたところであります。企業会計導入についてのという中で、財源の問題として例えば直営から法人化になったときの交付金についてはどのようになっていくのかということら辺は今分かるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） そこについてはまだ答申受けていませんし、その後に一応方針、方向性が決まった段階で、やっぱりそこは大事な話になってきますので、しっかりと進めていかなければならないと受け止めておりますけれども、今現在はそこの話についてはまだ一切しておりません。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 法人化に移行するかもしれないという議論の中で、私は交付金がどうなるかというのは大事な点だというふうに思うのですが、それについて全く触れていないというのはどのように理解したらいいのでしょうか。もう一度お考えお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 繰り返しになりますが、諮問はさせていただきましたけれども、まだ答申を受けておりませんので、正式に我々が何かアクションを起こすというちょっと段階にはまだなっていないのかなというふうに認識しております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） どのようになりますかというふうなことで、実際幾ら幾らで、これをどうしていくというふうなところまで私は聞いていたつもりはないのですけれども、なかなかお話しにならないようですので、この部分は次に行きたいと思います。

法人化を進めようという中で、今いろいろな不安材料が広がっているといったところがあります。例えばこの在り方検討委員会の中でも出ていましたように、教職員の皆さん方が法人化に対して働く環境として不安があるというふうなお話があったと。それぞれ皆さんに意見を聞いたということでありましたけれども、これは6月21日の北海道新聞さんの記事なのですけれども、これ北大やら旭川医大やらで46人の雇い止めというふうなことが記事になっています。やっぱり直営で運営されている中で働く方々の保障もというふうなことがあったかというふうに思うのですけれども、法人化することでそういった不安はないのかどうかといったことが、私はあるのではないかというふうに思っています。この道新さんの記事では、北大で46人の雇い止めというふうな記事になっています。研究がなかなか進められないというようにされている中で不安が増したのだというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私もその記事はしっかりと読ませていただきましたけれども、この間在り方検討の委員長、副委員長で現場のヒアリングもさせていただいております。その報告もいただきましたけれども、今川村議員おっしゃったように、現場では一部やっぱり不安感を持っている方もいるということで、実は委員長自身が今法人化されている国立大学に勤められているということで、法人化による処遇面の低下は基本的にはないと。ないのだけれども、制度、実態を見て

いただければ一定程度不安は解消されると思うけれども、ちょっと丁寧な説明も必要だよねということでの言葉もいただいておりますので、そういったところはやはり方向性が決まりましたらしっかりと丁寧に進めなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あともう一点なのですが、不安材料といいますか、これも北海道新聞さんのほうで出されていたのですが、これは6月2日の記事です。防衛省が22大学に27億円の助成拡大ということで、安全保障技術研究費ということで、補助金というか、交付金を削りながら、こちらのほうでは安全保障技術研究のための助成をあげますよと。財政的に厳しいところでは手を挙げざるを得ないという状況になっているというふうなことが記事として出されていて、この点についても私は非常に危惧をしています。今北大、そして北見工大も含まれる中でそういった動きが出ているという中で、私たちのところの大学はどうなるのだろうかという不安の声もちょっと寄せられた経緯もあります。この点についてはどうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今学部も含めてちょっと違うところの、全国的な事例として御紹介いただきましたけれども、基本的には研究についてはしっかりと意欲を持って科研費を取りに行っていたら、福祉の大学ですから、しっかりと福祉に特化した研究を努力いただきながら、一定程度研究費も自分で科研費を集めてきていただく、これが基本なのだろうというふうに思っておりますので、今そういったお話がありましたけれども、私はいろいろな先生方のお話を聞くと、やはり全国にいろいろな科研費はあるということですので、しっかりとそういったチャンネルも張りながら、そういった自分の研究費も含めて充実した研究活動をしていただけるような、そんな大学運営にな

っていただいて、最終的には市民、学生にしっかりと還元できるような流れをつくっていただけるように我々もちょっと考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） いずれにしましても、これから答申がされるということ、次の委員会ではまとめて答申をというようなことだったかというふうに思いますけれども、やっぱり市民の皆さんにも理解をしていただき、また働く教職員の皆さんの不安に対する対応、そして何よりも名寄市立大学で学び、そしてこれから名寄市立大学を目指したいと言っている方々に対して不安がなく、安心して学んでいただける場をつくっていくことが非常に求められるものだというふうに私は思っています。それには、前回もちょっと言いましたけれども、ある程度の時間が必要だと思っています。丁寧な対応を強く求めて、次の課題に行きたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

では、公営住宅の目的外使用について改めてお伺いをしたいと思います。先ほども御紹介させていただきましたけれども、札幌のみじ台団地です。札幌市のその目的外使用のところの資料を見せていただいているのですが、もちろん公営住宅法に定められた入居資格がない方々に対して入居を許可するという事ですから、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内において国土交通大臣の承認を得て、目的外の用途に使用するのだというふうに書かれています。これは当然のことだなというふうに思っているのですが、そうした中でも、先ほどもお話ししましたように、あちこちで空いている公営住宅を見ると、市民からはせつかくの住宅もったいないし、入ってもらって、家賃が入ったら、名寄の財政も厳しいって言っているからというような、そんな御指摘もいただいているところでもあります。積極的に目的外使用をというふうな思いであります。それで、札幌のその学生さんへどういった対応

しているかという、自治会活動、除雪や清掃活動や地域のイベントなどにも積極的に参加してもらうことを条件にというふうに言っていました。先ほど部長からもお話あったように、市と学校との提携も必要であるわけです。それで、どこの場所に入ってもらえるかということでは、高層団地、もみじ台団地でいえば4階、5階が空き家が多いと。高齢になるとどうしても下のほうに入りたくなりますからということで、上の階の空き家のところに学生さんに入ってもらおうではないかと。そして、家賃については収入ランク別の家賃の最低ランク家賃ということで、札幌では1万1,800円になっています。こうしたいろんなことをきくと学生さんたちと学校とも話をしながら進めたのだろうなというふうに思います。こうした中身になっています。ぜひこういったことを参考に名寄市でも実現してもらえたらうれしいなというふうなことであります。それで、名寄市においてもやっぱり学生寮の問題も古くなってきている、建て替えのことなんかも取り上げられてきている状況でありますし、市の財政問題もそうですし、また建物も空き家にしていくと維持が大変だ、老朽化していく頻度も高くなるというふうに言われていますので、こういった部分でも解消するためにも空き家を活用して、大学生の皆さん方に入ってもらわなければならないというふうに思っていますが、改めてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今川村議員のほうからおっしゃられた様々な課題につきましては、私どもも同様の見解でございますし、だんだんそういうような状況が色濃くなってきているのだろうなというふうにも思っております。ずれた答弁になってしまうかもしれないですが、ただ誰でも学生がどんな状況でも入れるお安いアパートではありませんので、ある程度やっぱり条件を私どものほうでも決めていかなければなりません

んし、その部分が公平性でという部分ですとか、そういう部分も検討もしていかなければならないとも思っています。もちろん議員おっしゃられるとおり、大学生側の意向も正直まだ聞いたことありませんので、少し大学事務局さんとも相談させていただきながらということにはなると思いますけれども、そういう部分で少し大学生も例えばの条件として町内会の行事に参加するのだよとか雪かきするのだよとか、そういう条件をつけたときに、それでも入りたいということであるのか、もしくは受入れ側のこれ既存の入居者の方々も若い人入ってきてくれるのはうれしいけれども、町内会の役員さん全部任されてという状況になってしまってもこれまた本末転倒だなというふうにも思っていますので、その辺り少しそれぞれのスタンスという部分が、私どもも当然入れる住宅の箱をまず用意という部分になりますけれども、大学近いというところになってきますとやっぱり北斗、新北斗辺りも想定はできる。なかなかあそこ今のところは回転率もよく、希望も要望も多いということですので、その辺りのこともちょっと勘案しながらという部分で、複合的にその条件を少し精度を上げていながら少し内部で検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） いろいろ大学とも御相談していただきながら、また学生さんたちの声も聞いていただきながら活用していただければなというふうな思いであります。私は、名寄大学の魅力にもなるのではないかとというふうに考えています。市民と一緒にこういうふうにして取り組んでいるというところであれば、名寄大学の魅力にもつながるだろうというふうに考えていますので、ぜひとも積極的に検討をしていただければというふうに思っています。

それから、次の高齢の独り暮らしへの提供についてでありますけれども、この国交省が出している公営住宅の地域対応活用について、平成21年

に公営住宅の地域対応活用についてというふうな文書が発出されているところであります。各地方公共団体が地域の実情を勘案して、いろいろな皆さん方に公営住宅ストックを弾力的に活用できるよう措置すると。地域対応活用というふうに銘打って、こんな文書が出されているところです。中身を見てみますと、本当にいろんなところでいろんな形で活用しています。札幌はこのように大学生の活用していますし、それから名古屋市では単身の高齢者の住居として、孤立化の防止のためにもというふうな目的を掲げて活用しています。それから、山形の鶴岡市のところでも出ていました。私たちの母村ですけれども、鶴岡市では高等専門学校があります。高専があります。その高専の学生寮として空き家率の高い上層階の活用というふうに銘打っています。それと、学生寮の改修中の活用も含めて、高専の学生さんたちを入居についてというふうなことで活用されているということで、いろんな形でやっぱり活用されています。これも国のほうで進めているということですので、先ほど来言っている大学生も含めてですけれども、さらに活用を場を広げていただきたいというふうに思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員のほうから公営住宅の地域対応活用についてということで、これ国交省のほうからの情報発信をされている部分でございまして、私どもも拝見をさせてもらっているところでございます。課題、この間、先ほどから議論になっている大学生の部分もありますし、今言われました高齢者の部分ですとか、いろんな部分に、社宅でもいいよというようなコメントもあったかと思っています。そういう部分の状況を拝見させていただきながら、私どもが今市内で課題となっているニーズ含めて、そういう部分でももちろん考えてはまいります。こういう部分も先ほどの話と同じような土壌で、基準がやっぱりありますので、取りあえず1年限りですよですと

か、本来入らなければならない人の入居を阻害してはいけないという同じ条件で進んでございますので、その辺りをちょっと見ながらその部分についても検討は重ねてまいりたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 高齢者の独り暮らしでいえば、先ほどの御答弁で単身世帯の入居数を増やしているというようなお話もされていましたが、昨日の一般質問の中でも単身の高齢者への対応などもお話がされておりました。今子供さんも少ない、また親戚も少ない、だから保証人になってもらう人がいないのです。困るのです。名寄ではあまり聞かないのですけれども、都会に行くと保証人がなくて部屋が借りられずに、ホームレス状況になるといったようなことも社会問題になっている状況であります。名寄はそんなふうになってほしくないですから、そういったときにやっぱり公営住宅としてそこを活用していくというふうなことが、先ほど1年契約ということでもありますけれども、更新していくということも必要かなというふうに思っています。ずるずるとではなくて、1年契約であれば1年ごと、たったときにまた更新していくというふうな取組などもしていただければ、非常に安心して、住まいというのは衣食住ですから、3つの一つですから、やっぱり大事にしていけたらいいかなというふうに思います。この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 高齢者の単身という部分でございますけれども、私どもも原則保証人、民間のアパート、住宅では立てないと入居できません。私どもも基本的には連帯保証人1年は必ず1人ということでは定めておりますけれども、絶対それがないということではないというふうに、いろんな状況を確認させていただきながら、相談させていただきながら進めているところ

でもございますので、その辺りも少し引き続き状況を見ながらという形になりますけれども、これあまりまた高齢の単身ばかりの住宅になってしまっても、そういう部分でもちょっと課題も出てきますので、その辺り状況を見ながらということにしていまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第12号 指定管理者の指定の変更について（名寄市体育施設）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 指定管理者の指定の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和3年度から令和7年度まで名寄市体育施設の指定管理者として指定をしている一般財団法人名寄市スポーツ協会が組織統合することに伴い、指定管理者制度に関する運用指針に基づき一般財団法人Nスポーツコミッションなよろを残りの期間において名寄市体育施設の指定管理者に指定しようとするものでございます。

名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の指定の変更をいたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第13号 工事請負契約の締結について、議案第14号 工事請負契約の締結について、議案第15号 工事請負契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号から議案第15号の工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、6月20日に一般競争入札を執行した名寄東中学校整備事業（建築主体工事）外2件の工事請負契約の締結をしようとするものであります。

議案第13号の建築主体工事につきましては大野組・大野土建・坂下特定建設工事共同企業体が契約金額5億8,740万円で、次に議案第14号の電気設備工事につきましては末廣屋・竹内特定建設工事共同企業体が契約金額2億5,025万円で、続いて議案第15号の機械設備工事につきましては日進・扶桑・大洋特定建設工事共同企業体が契約金額4億150万円で契約を締結しようとするものでございます。

本事業は、名寄産業高校光凌キャンパスの校舎棟、実習棟及び屋内運動場など諸室の内部仕上げや家具等を整備をするほか、エレベーター棟を増築し、既存の冷暖房や受変電などの設備を改修する工事でございます。

以上、3件の工事につきまして名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第13号外2件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第13号外2件の一括採決を行います。

議案第13号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 意見書案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書、意見書案第2号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書、意見書案第3号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求め

る意見書、意見書案第6号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書、意見書案第7号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書、意見書案第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、以上8件を一括議題とします。

お諮りいたします。意見書案第1号外7件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外7件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 報告第6号 例月出納検査報告についてを議題といたします。本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

名寄市立大学が今後も地域の大学として維持、発展していくために必要な経営形態について調査研究することを目的に、委員会条例第5条の規定に基づき10名の委員をもって構成する名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、10名の委員をもって構成する名寄市

立大学の経営に関する調査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、中畠孝幸議員、山崎真由美議員、今村芳彦議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、遠藤隆男議員、東川孝義議員、東千春議員、以上10名を指名いたします。

正副委員長の互選のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時15分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告します。

名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会委員長、東千春議員、副委員長、佐藤靖議員、以上であります。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 川 村 幸 栄

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和7年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 18)	1 令和6年度行政評価に基づく施策推進に向けて (1) 地域連絡協議会等活動支援事業推進の考え方について (2) 企業立地促進事業推進の考え方について (3) 冬季スポーツ拠点化事業推進の考え方について 2 観光施策の推進対応について (1) 名寄市観光振興計画(第2次)計画期間における進捗経過について (2) 観光施策推進の課題と今後の方向性について (3) 宿泊税の対応について
2	遠 藤 隆 男 (P 28)	1 農業振興について (1) 農業振興センターの役割について (2) 新規就農者の現状と農家戸数減少への対策・支援について (3) 地域おこし協力隊(農業支援員)の現状等について
3	今 村 芳 彦 (P 40)	1 小中学校教育にかかわって (1) 外国語教育の充実について (2) 通級指導教室について
4	倉 澤 宏 (P 51)	1 中心市街地の将来ビジョンについて (1) 中心市街地の位置づけについて (2) 中心市街地活性化と公共施設等再配置計画について 2 教育行政について (1) 市立小中学校の整備について (2) 市立小中学校の適正配置について (3) 高等学校支援について
5	東 千 春 (P 64)	1 地域医療の今後について (1) 地域医療構想の策定について

		<p>(2) 新東病院基本構想の策定について</p> <p>(3) 東病院の現地での改修の現段階での考えでは</p> <p>(4) 療養病床を担う病院の病床数、建築費用の採算性について</p> <p>(5) 近隣自治体病院との連携について</p> <p>(6) 名寄市立総合病院の外来患者数と病診連携について</p> <p>(7) 名寄市立総合病院の収支改善と望まれる医療制度は</p> <p>(8) 今後の開業医誘致について</p> <p>2 防犯カメラ設置補助の考えについて</p> <p>(1) 街中に防犯カメラの設置補助を</p>
6	高橋伸典 (P 74)	<p>1 避難所の運営対策と環境改善について</p> <p>(1) スフィア基準の考え方と取り組みについて</p> <p>(2) 事前登録と受援計画の作成、訓練について</p> <p>(3) 保健衛生環境の整備について</p> <p>2 道の駅の防災拠点としての強化と地域創生推進力としての活用について</p> <p>(1) 道の駅の取り組みについて</p> <p>(2) 道の駅の災害時活用計画について</p> <p>(3) 地域の特徴を生かした整備について</p> <p>(4) 防災道の駅の拡充について</p> <p>(5) RVパーク設置の取り組みについて</p> <p>3 児童の更衣室の確保について</p> <p>(1) 障害者差別解消法で合理的配慮の提供のため、更衣室の確保を</p> <p>4 名寄駅の利便性向上を</p> <p>(1) 利用者の利便性向上対策を</p>
7	谷 聡 (P 83)	<p>1 公共施設等再配置計画について</p> <p>(1) 名寄東病院の移転について</p> <p>(2) 旧ミツビル解体と跡地利用について</p> <p>(3) 図書館建設計画の現状について</p> <p>(4) 再配置計画全体の進捗状況について</p> <p>(5) コンパクトシティの概念等について</p>
8	山崎真由美 (P 93)	<p>1 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて</p> <p>(1) 高齢者版ファミリーサポートセンター事業について</p> <p>(2) 高齢者の住まい確保について</p>

		<p>2 名寄市の教育行政（社会教育）について</p> <p>(1) 地域との連携・協働による社会教育の推進について</p> <p>(2) ジャックの豆事業について</p> <p>(3) 子どもを対象とした社会教育について</p>
9	中 畠 孝 幸 (P 1 0 9)	<p>1 手話条例制定 1 0 年を迎えて</p> <p>(1) 手話の普及啓発について</p> <p>(2) 手話による意思疎通支援について</p>
1 0	川 村 幸 栄 (P 1 1 5)	<p>1 名寄市立大学の独立行政法人化にかかわって</p> <p>(1) なぜ独立行政法人化が必要なのか</p> <p>(2) 理事会について</p> <p>(3) 企業会計導入について</p> <p>2 公営住宅の目的外使用について</p> <p>(1) 名寄市立大学生への提供について</p> <p>(2) 一人暮らしの高齢者への提供について</p>

令和7年第2回名寄市議会定例会議決結果表

令和7年6月16日～令和7年6月25日 10日間

本会議時間数

10時間19分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正 について	— —	— —	7. 6. 16 原案可決
第 2 号	名寄市都市公園条例の一部改正について	7. 6. 16 総務産業常任	— —	7. 6. 25 閉会中継続審査
第 3 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	7. 6. 16 原案可決
第 4 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	7. 6. 16 原案可決
第 5 号	財産の取得について	— —	— —	7. 6. 16 原案可決
第 6 号	財産の取得について	— —	— —	7. 6. 16 原案可決
第 7 号	専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市一般会計補正予算（第11号））	— —	— —	7. 6. 16 承認
第 8 号	専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））	— —	— —	7. 6. 16 承認
第 9 号	専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	— —	— —	7. 6. 16 承認
第 10号	専決処分した事件の承認について（令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））	— —	— —	7. 6. 16 承認
第 11号	令和7年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	— —	— —	7. 6. 16 原案可決
第 12号	指定管理者の指定の変更について（名寄市体育施設）	— —	— —	7. 6. 25 原案可決
第 13号	工事請負契約の締結について	— —	— —	7. 6. 25 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 4 号	工事請負契約の締結について	—	—	7. 6. 25 原案可決
第 1 5 号	工事請負契約の締結について	—	—	7. 6. 25 原案可決
報 告 第 1 号	令和6年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—	7. 6. 16 報告済
報 告 第 2 号	令和6年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	—	—	7. 6. 16 報告済
報 告 第 3 号	債権放棄の状況報告について	—	—	7. 6. 16 報告済
報 告 第 4 号	公害の現況に関する報告について	—	—	7. 6. 16 報告済
報 告 第 5 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	7. 6. 16 報告済
報 告 第 6 号	例月出納検査報告について	—	—	7. 6. 25 報告済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	7. 6. 16 適任と認める
意見書案 第 1 号	えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決
意見書案 第 2 号	国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決
意見書案 第 3 号	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決
意見書案 第 4 号	地方財政の充実・強化に関する意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決
意見書案 第 5 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決
意見書案 第 6 号	将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決
意見書案 第 7 号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書	—	—	7. 6. 25 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
意見書案 第 8 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	—	—	7. 6. 25
		—	—	原案可決
	名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任	—	—	7. 6. 25
		—	—	選 任
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	7. 6. 25
		—	—	決 定
	委員の派遣について	—	—	7. 6. 25
		—	—	決 定